

平成 2 3 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 3 年 3 月 8 日 開会

浪 江 町 議 会

平成23年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	1 2
佐々木恵寿君	1 3
紺野榮重君	2 9
田尻良作君	4 0
佐藤文子君	5 4
若月芳則君	6 6
延会について	8 0
延会の宣告	8 0

第 2 号（3月9日）

議事日程	8 1
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
職務のため出席した者の職氏名	8 3
開議の宣告	8 4
議事日程の報告	8 4
一般質問	8 4
渡邊文星君	8 4
馬場 績君	1 0 1

佐々木英夫君	1 2 6
請願・陳情の付託	1 3 7
議案第4号から議案第38号一括上程、説明	1 3 7
次回日程の報告	1 7 6
延会について	1 7 6
延会の宣告	1 7 6

浪江町告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
平成23年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年2月10日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成23年3月8日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山	崎	博	文	君
3 番	山 本	幸一郎 君	4 番	吉	田	数	博	君
5 番	若 月	芳 則 君	6 番	横	山	精	一	君
7 番	渡 邊	文 星 君	8 番	泉	田	重	章	君
9 番	橋 爪	光 雄 君	10 番	田	尻	良	作	君
11 番	渡 部	貞 信 君	12 番	鈴	木	辰	行	君
13 番	佐 藤	文 子 君	14 番	紺	野	榮	重	君
15 番	佐々木	恵 寿 君	16 番	小	黒	敬	三	君
17 番	勝 山	一 美 君	18 番	三	瓶	宝	次	君
19 番	佐々木	英 夫 君	20 番	馬	場		績	君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 3 年 3 月 8 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（20名）

1 番	愛 澤 格 君	2 番	山 崎 博 文 君
3 番	山 本 幸一郎 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	若 月 芳 則 君	6 番	横 山 精 一 君
7 番	渡 邊 文 星 君	8 番	泉 田 重 一 章 君
9 番	橋 爪 光 雄 君	10 番	田 尻 良 作 君
11 番	渡 部 貞 信 君	12 番	鈴 木 辰 行 君
13 番	佐 藤 文 子 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐々木 恵 寿 君	16 番	小 黒 敬 三 君
17 番	勝 山 一 美 君	18 番	三 瓶 宝 次 君
19 番	佐々木 英 夫 君	20 番	馬 場 績 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	上 野 晋 平 君
教 育 長	畠 山 熙一郎 君	代表監査委員	山 内 清 隆 君
総 務 課 長	根 岸 弘 正 君	企画調整課長	谷 田 謙 一 君
税 務 課 長	遠 藤 定 郎 君	住民生活課長	植 田 和 夫 君
産業振興課長	高 倉 敏 勝 君	建 設 課 長	原 芳 美 君
健康保険課長	薦 美 好 君	福祉こども課長	木 村 潔 君
上下水道課長	星 光 美 君	会 計 管 理 者	大 波 誠 君
津 島 支 所 長	紺 野 則 夫 君	教育総務課長	屋 中 茂 夫 君
生涯学習課長	島 田 龍 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	書 記	鈴 木 芳 徳
書 記	鈴 木 清 水		

◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。
ただいまの出席議員は20人であります。
定足数に達しておりますので、平成23年浪江町議会 3 月定例会を開会いたします。

（午前 9 時 0 0 分）

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、19番、佐々木英夫君から今定例会開催中の本会議場でのイヤホンの使用許可願いが出されておりますが、これを許可いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、20番、馬場績君、1番、愛澤格君、2番、山崎博文君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より18日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日より18日までの11日間と決定をいたします。
会期中の会議についてお諮りいたします。
8日、9日、17日、18日を本会議、10日、11日、14日、15日、16日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、以上のように決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日からの平成23年3月浪江町議会定例会に、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、わが国の経済は2009年3月を底に持ち直してきてはおりますが、新卒者の雇用や、失業率が高水準にあるなどの不安定な雇用情勢、円高、原油高騰の影響なども懸念されることから依然として厳しい状況にあります。

こうした中、第177回通常国会が1月24日に招集され、2011年度一般会計予算とともに子ども手当の支給に関する法律などの予算関連法案が審議に入りましたが、与野党の対立、与党内の混乱などから行方が混沌としております。

このため、予算案と予算関連法案を切り離す異例の手段で、3月1日に予算案のみを衆議院で可決し通過させました。予算案は、憲法の規定により参議院送付後30日で自然成立するため年度内成立が確定しました。

しかしながら、その財源担保する赤字国債発行のための公債特例法案、焦点となっている子ども手当法案、法人税減税の税制改正法案など予算関連法案が参議院での成立が不透明のままです。年度内に成立しない場合には、国民の暮らしに甚大な影響を与えることから最大限の努力をお願いするところであります。

また、菅内閣が進めようとしている環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への参加検討、日本とオーストラリアと間で経済連携協定（EPA）の政府間交渉、さらに、社会保障と税制の一体改革の取り組みなど課題が山積している状況下にあります。国民が期待している景気浮揚対策を最優先して進めたいと考えて

おります。

さて、生涯学習課における体育館等使用料の紛失についてでございますが、2月臨時議会後の全員協議会においても報告させていただきましたが、生涯学習課で徴収した保健体育使用料が紛失したことが1月17日判明し、担当課において、調査した結果、業務上での紛失とは確認できなかったことから、盗難によるものと推定し、2月7日福島県警 双葉警察署長宛てに被害届を提出いたしました。現在は、警察への調査協力を行いながら、状況を見守っているところであります。

公金の取扱いについては、厳正、確実に処理することが求められており、浪江町財務規則に則り、より適正・厳格な公金管理に努めていた時期に発生したことは誠に残念でなりません。

いずれにしても、公金管理の甘さが今回の件につながったものであり、再発防止を徹底させておりますが、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様に対して、ご迷惑、ご心配をかけたこと心よりお詫び申し上げます。

次に、平成23年度の予算関係についてご報告申し上げます。

平成23年度予算編成は、第4次浪江町長期総合計画後期計画に基づき、進行管理機能を担う施策評価・事務事業評価を通じて把握された重要課題や平成23年度浪江町行政経営方針の最重要点項目として基本計画に定めた7つの基本目標に基づき編成を進めました。

特に、①環境づくりでの協働実践、②観光交流の強化、③協働のまちづくりの加速、④スポーツ環境の充実と地域の絆づくり、⑤健康増進と高齢者支援、⑥地域交通の充実と情報活用、⑦雇用の確保と地域経済の活性化などの重点事項に取り組むことといたしました。

これらに基づく、平成23年度一般会計予算は71億3,900万円、前年度比0.1%の増となっております。

一方、特別会計9事業の合計は、48億1,323万円0.8%の増となっております。

一般会計予算の内容でございますが、歳入では、自主財源である町税には18億6,666万3千円、1.9%の増収、寄附金では地域スポーツセンターへの寄附金などにより1,530万円を計上しております。

依存財源では、地方交付税が昨年に引き続き地域活性化・雇用等対策費に対応した別枠加算等により25億200万円、2.3%の増加、国庫支出金が子ども手当の国庫負担金などにより5億5,959万1千円、11.7%の増加を見込んでおります。

町債は、財源不足を補うため発行が認められる臨時財政対策債な

どを含め4億3,200万円は、前年度に比べ1億4,270万円、24.8%減少しております。

歳出では、義務的経費において、子ども手当が児童手当からの移行や給付額の増額などから扶助費が8億5,026万円、15.9%の増加となっております。

普通建設事業の補助事業については、町営住宅建設事業の完了、認定子ども園整備事業完了により67.0%減となっております。

その他の経費では、物件費において、子宮頸がん予防接種委託料や認定子ども園運営負担金の新たな事業により15.9%の増、繰出金では、給付費の伸びにより介護保険特別会計繰出金の伸びなどから7.1%増となっております。

また、平成23年度には、常磐自動車道浪江IC供用開始、国道114号拡幅事業第1工区完了、地域スポーツセンター供用など地域活性化の起爆剤となる事業展開の中、「協働のまちづくり」を引き続き職員の力を結集し「チーム浪江」一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

行政区長との意見交換会について。1月11日及び12日に行政区長との意見交換会を開催いたしました。今回は全行政区を7ブロックに分け、出席した行政区長さんから要望概要を伺い、町が実施可能かどうかを含め回答し、さらにご意見をいただくこととしました。

要望内容は、地域づくり、雇用対策、少子・高齢化対策、ごみ問題、自然保護対策、観光PR、鳥獣対策、公園管理、防犯灯設置、道路・水路等整備など多岐にわたり、新規及び継続事業を含め135件の要望等をいただきました。

これらを現在各課において精査しておりますが、うち平成22年度中に緊急性の高い6件を実施、平成23年度には35件、8,025万1千円を予算計上するとともに協働のまちづくり事業選択や実施計画に算入などの事務を進めております。

また、今回の意見交換会では、行政区組織改正の検討、条例や要綱、行政区長会規約等についてもご意見をいただき、引き続き区長の皆さんと協議することといたしました。

地上デジタル放送難視及びブロードバンド対策について。地域情報通信格差解消を目的とした光ファイバー網の整備事業が完了し、町内全域で光ブロードバンドの利用が可能となりました。3月1日には「浪江町光ブロードバンド開通式典」を開催しました。当日は、本庁とつしま活性化センターを光回線で結び、テレビ電話を利用し津島地区行政区長会会長や津島保育所園児との記念通話を行いました。

た。

また、同事業内で、地上デジタルテレビ放送を受信することが困難な地域に対する、光ファイバーによる難視対策も併せて実施いたしました。地上デジタル放送難視対策への加入件数は376件となっております。

主な地域活性化・公共投資臨時交付金事業の推進状況について。

地域スポーツセンター建設事業につきましては、サブアリーナの床仕上げが完了いたしました。今後は可動式観客席の組み立て及び設置に移ります。メインアリーナは現在床下地張りを行っており、今後は床仕上げ張りや太陽光発電パネル設置作業となります。2月末での進捗率は約92%であります。事業はほぼ予定どおり進められており、3月に完成する見込みとなり、引き続き工事の安全確保に努めながら進めてまいります。

また、募集をしておりました浪江町地域スポーツセンターの愛称が「ビックウェーブ」に決定いたしました。応募57作品の中から、屋根が波を連想させることや「ビッグチャンスをつかむ」という意味が込められた作品が審査委員により選ばれました。2月14日には、優秀賞と佳作3作品の受賞者に対し感謝をこめて賞状と記念品を贈呈いたしました。

国・県及び企業に対する要望活動等について。2月17日、水戸市ＪＲ東日本水戸支社に赴き、水戸支社長に対し、双葉郡内町村長と共に新型車両導入に伴う常磐線上野～仙台間の直通特急列車継続運転等を要望してまいりました。

2月23日、福島県総務部長に対し、双葉郡内町村長と共に核燃料税交付金を原資に積立している「福島県原子力発電所立地地域振興基金」について、郡内町村の財政の健全化及び地域振興のため取り崩しによる有効活用を要望してまいりました。

ポケットモンスターの展示について。ポケットモンスターによる地域おこしを検討してまいりましたが、この程、職員が「ポケットモンスターの生みの親である田尻智さんの父親田尻義雄さんが当町の出身である」ことなどを、千葉県在住で「地域産業おこしに燃える人選定委員」である長崎利幸氏に話をしたところ、長崎氏より、浪江町のイメージと知名度アップ、地域振興策のために役立ててほしいとポケットモンスターグッズ350個を寄贈していただきました。

また、2月25日には、田尻義雄氏をお迎えし、1階ロビーに展示しました。ポケットモンスターは646体のグッズがありますので、情報発信を強化しながら、随時町民のみなさまの協力をいただきポケットモンスターグッズを揃え町おこしにつなげたいと考えており

ます。

国際交流事業について。国際交流事業では、国際理解を深めるとともに、様々な文化が共生できる社会を目指して、オーストラリア文化講座が開かれました。12月12日には、浪江町国際交流協会主催、浪江町後援により国際理解講座とクリスマスコンサートを開催し、国際交流協会会員や一般町民など82名の参加をいただきました。また、1月には、異文化に触れる餃子づくり教室やタイ料理教室、2月には、ALT講師のキャサリン先生、エマ先生を講師に迎え、英会話教室と世界のバレンタインについての講演をいただきました。また、インドカレー教室では、参加者多数のため2回に分け実施し、本格的なチキンカレーづくりとインド楽器の音色を参加者全員で楽しみました。

農政関係について。平成23年度の水稲の生産調整につきましては、浪江町に対する配分目標数量は、平成25年を目標に県内配分を一律とすることになり、これにより町内の作付配分は昨年よりも約35haの減少と大変厳しい状況となりました。

それを受けて各農家へ生産目標面積の配分を行うとともに、2月16日から新規需要米への転換等を推奨しながら生産調整達成に向けた水稲作付の受付を行いました。

また、昨年秋の米の品質低下や米価下落等による米農家の収入減少では、国の新しい制度である米の戸別所得補償モデル対策事業米価変動補てん交付金により、10a当たり1万5,100円が3月中に交付される見込みであり、農家に対し、ある程度の所得補てんの見込みが立ったものとなっております。

観光関係について。観光振興につきましては、現在、福島県が平成24年度の実施を目指す「大型観光キャンペーン」において、「着地型観光」の全県的な展開を図っており、浪江町におきましても、観光旅行者が繰り返し訪れ、滞在を楽しむことができる「首都圏から近い【滞在型観光地】としての定着」を推進しております。

そのような中、JR東日本とのタイアップ事業である、うつくしま浜街道キャンペーン「お座敷うつくしま浜街道号」により、1月22日に首都圏からのお客様45名をお迎えいたしました。

浪江駅で行われた「双葉エリアオープニングイベント」では、標葉せんだん太鼓の勇壮な演奏、浪江焼麺太国の皆さんによるコスチューム姿でのホームお出迎えを行いました。

お客様の感想は、浪江町に来て「心からのおもてなし」に接し、大変良かったとの声を頂いております。

このキャンペーンによるお座敷列車の運行は、今年度4回予定さ

れており、コース内容は、請戸漁港産「海鮮定食」の昼食の後、鈴木酒造酒蔵見学と陶芸の杜おおぼりでの買物など、お客様が直接、地元の方々とふれあう企画となっております。

着地型観光は、いわゆる“観光地”だけでなく、新たな地域にも交流やにぎわいを生み出すことができ、地域の特性を活かした観光振興がもたらす効果は、経済的効果はもちろんのこと、魅力的な地域づくりにつながる多くのプラス効果が見込まれております。

国道114号整備促進について。常磐自動車道 磐城富岡～相馬間の平成23年度開通に合わせて、国道114号浪江拡幅事業第1工区において整備が着々と進められ完成に向かっております。

こうした中、2月14日、相双建設事務所と県事業の進捗状況についての意見交換を行い、国道114号浪江拡幅事業第2工区の調査設計が、来年度も継続され、平成24年度の事業認可を目指し進めて行くことを確認したところであります。

また、その他の県事業についても事業推進を要望したところであります。

学校教育について。教育行政についてご報告いたします。平成23年度の町内小学校入学児童数は、2月22日現在、請戸小学校が10名、幾世橋小学校が16名、浪江小学校が74名、大堀小学校が24名、荻野小学校が35名、津島小学校が2名で、合計161名の入学が予定されております。

インフルエンザ罹患状況では、ピーク時の1月24日で45名、1月25日で38名が欠席しておりましたが、その後減少傾向をたどっております。幼稚園及び各学校では、うがいや手洗いの励行、マスクの着用などを呼び掛けている効果が現れ、昨年度のような感染状況には、現在のところ至っておりません。

平成21年度から2カ年計画で進めてきました小・中学校への太陽光発電導入事業につきましては、この程全ての工事が完了し、1月13日から発電を開始しました。発電開始式を浪江小学校で実施、私が発電開始のスイッチを押しますと、電光表示板に「現在の発電電力量」、「本日の発電電力量」、「本日の二酸化炭素削減量」の数字が表示され、参加した児童とともに発電開始を祝いました。今後、児童生徒たちに、地球温暖化をはじめとする環境問題について関心を高めてもらうとともに、省エネによる電気代の削減にも期待をしているところであります。

次に、1月25日付けで、室原（八龍神社・秋葉神社）の御遷宮祭りが、浪江町文化財保護条例に基づき、浪江町指定無形民俗文化財に指定されました。この御遷宮祭は、7年毎の1月に行われ、大字

の安全と五穀豊穰を祈願する無形民俗文化財であります。

生涯学習事業について。初めに、元日に行われた恒例のあるけあるけ初日詣大会には、町民約500人の参加者をいただき請戸海岸において盛大に実施することができ、新年の誓いを新たにしました。

1月9日、サンシャインなみえにおいて「平成23年成人式」を行いました。式には地元選出の国会議員、県議会議員をはじめ大勢の来賓の皆様から新成人を激励していただき、新成人223人の新たな門出を祝いました。

1月30日には、県10マイルロードレース大会が開催され、昨年の540人を大幅に上回る678人の参加選手のもとに盛大に開催されました。

2月6日に開催しました「公民館ふれあいまつり」には、公民館各学級・利用団体の成果発表、伝承・文化体験教室、更には、いわき出身歌手のライブなど充実した内容で行いました。また、大勢のボランティアの皆さんで運営された模擬店の賑わいが加わり、天候にも恵まれたことから約2,000人の町民の方々に御来場をいただいて盛会裏に終了しました。

生涯学習課では、これらの事業を通して、町民が生涯にわたり、自己実現を図ることができるよう、生涯学習の環境整備、環境教育や人権教育、社会教育の活性化等に努めているところです。

以上、12月定例議会終了後の状況についてご報告申し上げます。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画案件2件、組合規約の変更案件2件、道路の認定及び廃止案件1件、条例案件11件、予算案件では平成22年度浪江町一般会計補正予算など8件、平成23年度浪江町一般会計予算など新年度当初予算案件11件、報告案件1件などであります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議ご承認いただきますようお願い申し上げます行政報告といたします。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） ただいまから一般質問に入るわけですが、今回通告された一般質問については、関連する内容と思われる事項が数項目複数の議員から出されております。いずれも重要な事項であります。議事整理上また円滑な議事運営を図るため、後順位者の方は、前順位者質問に対する執行部の答弁で了解するならば、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めるなど重複する

こととならないよう議事進行に特段のご協力をお願い申し上げます。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分以内となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いを申し上げます。

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 15番、佐々木恵寿君の質問を許可します。
15番。

[15番 佐々木恵寿君登壇]

○15番（佐々木恵寿君） 改めましておはようございます。15番、佐々木恵寿でございます。一般質問を一括方式で行いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

通告してあります各項目それぞれ質問原稿をご提出申し上げておりまして、適切な答弁をご期待申し上げるものでございます。

まず最初に、ただいま町長から行政報告がありましたとおり、その中で度重なる不祥事が出てしまっております。この件につきましては、先の全員協議会あるいは種々会議で非常に現在の執行における大きな問題点として取り上げてございます。非常に憂慮するものでありまして、なぜそういう自体を招いてしまったか、今後どういう解決策をもって、取り組んでいかなければならないのか。その原因、今後の取り組みについて、非常にいろんな意味をもって危惧、懸念を申し上げておきたいと思います。

したがって、町民に対する信頼の回復、確保、そのことに心から思う気持ちとともに、その実行を果たしてもらいたいと冒頭申し上げて一般質問を行いたいと思います。

まず、健康マイレージ制度についてご質問を申し上げます。

新スポーツセンター、ビックウェーブという愛称も決まり、そのスポーツセンターを活用した健康増進策について、まず提案を申し上げたいと思っております。

当町におけます介護保険特別会計は、年々増加をたどっておりますが、今後も高齢化の進展に伴って、その予算規模はますます増加することが予想されております。その対策として、当町では介護予防事業に取り組んで、運動教室や運動の自主活動支援等の活動など、

またその他の事業を通じて健康増進、体力改善や老化防止、生活習慣病を予防するために積極的に取り組んでいることと理解しているところであります。

この活動にさらに付加価値をつける試みといたしまして、介護予防運動や健康増進活動に高齢者に限らず一般町民が参加したときに、その参加をポイント化し、運動を展開させ健康マイレージ制度とする。制度化させたスポーツセンター等の施設利用券を発行する等々についてご提案を申し上げたいと思います。一つの具体例であります、本年の7月3日にオープン予定とされておりますスポーツセンターの利用券を交換できるような仕組みを構築してみてはどうかと提案する次第であります。

参加者の方が楽しみながら継続をして介護予防、健康づくりを目指す運動の促進策として提案をいたします。町民の健康づくりや生活習慣病予防の促進をはかるために、人間ドックや健康づくりイベントに参加して与えられるポイントを集めると記念品が贈呈されるような仕組みとして健康マイレージ制度の導入をご提案したいと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

次に、浪江町役場職員の地域貢献についてでございます。町長はじめ町当局幹部の皆さん、プロボノという言葉をご存じでしょうか。プロボノというとあまり聞き慣れない言葉であります、これは公共のためにというラテン語だそうでございます。有識者や各種コンサルタント、あるいはデザイナーなどの様々な分野の専門家が無償で社会貢献を行うこととされております。2010年は、日本におけるプロボノ元年ということで、スキル登録者はこの1年で倍増しているそうでございます。様々な分野の専門家が普段の仕事でやっていることと、まったく同じレベルで社会貢献を行うということで、当然サービスを受けた側のスキルのレベルアップが図られることになります。

そのことを行政と町民という場合に置き換えて考えてみますと、浪江町役場は、様々な高い知識をもった職員の頭脳集団でございます。そして町民は様々な支援を求めているのが現状です。地方公務員の本分として、地域に貢献するということは当然のことでありまして、これまでも幾度となく普段職員の皆さんが地域貢献の必要性が取り沙汰されてまいりました。現実には、各行政区においての行事やサークル活動に積極的に参加して、地域の住民の皆様と交流を図っていることも、また周知の事実でございます。

先ほど述べましたプロボノについては、極端な例えでありますけれども、ひとつここで研究をしてみる価値があるのではないかと考

えております。

町役場職員として、もっている知識、技能を地域のために生かすことができれば、地域の発展はもちろんでありますが、地域と役場の信頼関係がより深まり、町民協働の理念にも叶うものだと思うわけであります。

そこでお伺いいたします。町民協働の理念からも町職員による積極的な地域貢献、地域支援を進めるべきであろうと考えますが、そのために職員と地域とのかかわりをどのように推進しようとしているものか。

また、従来の人事評価制度に職員の地域貢献度、あるいはボランティア活動などの評価項目を加えるべきではないかと思いますが、お伺いしたいと思います。

次に、青少年の教育の観点から見た議会や行政の役割についてご質問申し上げます。欧米で進められております青少年の市民性教育を推進するために、模擬議会などを通じて政治教育、あるいは民主主義教育、あるいは選挙制度教育等について取り入れてはどうか伺いたいと思います。

浪江町の将来を担う子供達が自分達の町の仕組みや実態、施策についての正しい情報や、町づくりに参加する機会を得ること。さらに、議会制度の仕組みを学んでもらい、青少年の立場から日頃思っていることを質問、提案し、浪江町の町づくりに生かすことを目的に実施してはどうかと思いますが、お伺いしたいと思います。

浪江町の青少年教育の現状と政治教育についての所見を伺いたいと思います。

次に、議会の役割からみた中学生、あるいは小学生の模擬議会の開催についてどう考えるか伺いたいと思います。模擬議会の実施に向けて課題についても伺いたいと思います。

次に、子ども権利条例の制定についてであります。子ども権利条例の事柄については、3年前の議会においては、ある一定の決議を行っております。そのことを踏まえて質問させていただきます。

浪江町議会では、これまで子ども権利条例について調査研究が行われてきました。なぜ無抵抗の幼い子供が虐待を受けなければならないのでしょうか。新聞の記事を見るたびに身の切られる思いがいたします。いくら幼い子供でも、一人の人間として生きる権利は当然であります。特に、これまで過去に当町において発覚したいじめや虐待、幼い自殺は、教育機関をはじめ関係機関に大きな衝撃を与えるとともに、今後の支援に対する教訓を示しました。子供の権利を守るという立場を堅持する児童相談所や、学校の役割は重要であ

ります。

本町の支援についても総点検をし、仮にそのような事態が考えられる場合、立ち入り調査を含めた児童の保護と保護者へのサポートが早急に行われるよう初めに要望しておきたいと思います。

虐待が子供の権利の侵害に当たることはいうまでもありません。1980年に国連採択がされた児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約には、子どもの権利についての意見表明権や健康医療、社会保障、生活水準への権利、教育の権利、さらに経済的搾取や麻薬、性的搾取からの保護など多岐にわたって記されています。

子どもの権利条約の締結国が迫う義務履行の達成の進捗状況を審査する子どもの権利委員会は、日本政府に対して厳しい批判を行っています。1989年の韓国では、競争意識をあおる教育制度が子どもの成長をゆがめているとして、過度なストレスや不登校、登校拒否を防止し適切な措置をとることなどが求められました。

そこでお伺いいたします。子どもの権利条約に照らし、虐待の把握や学校教育におけるいじめの状況の把握などはどのように行われているのか。福祉こども課と教育委員会とのそれぞれの取り組みを示していただきたいと思います。

次に、子どもの権利条約には、社会、保護者、行政、国の支援の責任が明記されておりますが、子どもの権利条約を社会と学校に定着させ、いじめ、虐待の防止、子ども権利条約の全面的な実施を求めるものでありますが、子どもの権利条約についての浪江町の基本的な考え方について見解をお伺いいたします。

次に、子どもの権利条約に関する条約第12条に、子どもの意見表明が明記されておりますが、子供の意見を日常的に聞く場が必要であると考えておりますが、当町における子供の権利の侵害についての救済をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、子どもの権利について先進的な取り組みをしている自治体のように、浪江町として子どもの権利に関する条約で規定された子どもの権利を守る立場を明確にすることと、幅広い町民の皆さん、子供、有識者も含め意見を聞く。例えば、子どもの権利委員会等の設置を求めていると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

そして、最後に子どもが自由に生きることができ権利、平等の権利、人間らしく生きる等含めた子どもの権利条例を制定することについて、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、浪江町の農林水産業の再生についてであります。農水省の2010年の農林業センサスの速報によりますと、農業就業人口は、前回調査に比べて75万人、約22%も激減しており、平均年齢も前回調

査から2.6歳上昇し、65.8歳と高齢化が進み、我が国の農業を巡る環境は非常に厳しい状況の下におかれています。

そのような中、今年度より意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図り、食料自給率の向上を目指す戸別所得補償モデルが実施されました。本モデル対策は、来年度からの戸別補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために実施されておりますが、制度の内容、財源問題など課題は山積しております。

現在このように、社会、経済情勢がめまぐるしく大きく変化している中であって、浪江町の農林水産業の振興についても、時勢を踏まえた新たな対応策を講じる必要があるのではないかと思います。

その対策の取り組み指針となるものが、浪江町における農林水産業、農村振興基本計画の策定でございます。この基本計画、浪江町にはまだございません。農業、農村振興基本計画は、本町の農政の指針として、本町農業、農村の目指すべき姿と実現方策を明らかにして、農業振興施策を実施するべきであります。農林水産業の振興を図るべき計画の指針として、当町においても当然策定するべきであると考えますが、所見を伺いたいと思います。

次に、T P P、環太平洋パートナーシップ協定参加による浪江町農業への影響について伺いたいと思います。

T P P、環太平洋パートナーシップ協定は、環太平洋諸国、即ちA P E Cを構成する諸国が輸入投資にかかわる関税を完全にゼロにして、金と物の移動を例外なく自由化する包括的な完全撤廃協定であります。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの農産物輸出大国の参加により、日本農業に壊滅的な打撃を与えるのではないかと懸念されております。

T P P参加による影響について、農林水産省の試算によると、国全体では4兆1千億円の農産物の生産額が減少すると公表されておりますが、具体的な資産内容はどのようなものか伺いたいと思います。

T P P参加による影響について、農林水産省試算の対象品目、米、小麦、甘味資源作物、牛乳、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵など19項目からなっておりますが、本町で影響のある品目を選んで、浪江町として影響を試算する考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

T P P参加による影響について、本町の経営耕作面積、農業総生産額、生産農業所得額はじめ地産地消や、浪江町における農業農村振興基本計画に大きな影響が考えられるのではないかと伺いたいと思

います。

T P P 参加について、食料安全保障を抜きにした貿易自由の推進は、国の存立にかかわるものであり、食の安全確保や政府が閣議決定した農政の基本方針である食料・農業・農村の基本計画の食料自給率を2020年度までに50%とする目標に相反するものではないかととらえておりますが、どう考えているのか伺いたいと思います。

次に、T P P 参加について、J A ふくしま中央会、県森林組合連合会、県漁業組合連合会、県生活協働組合連合会など、県内農林水産等団体と消費者団体の参加反対の声をどのように受け止めて対応するのか、浪江町農業委員会の所見を伺いたいと思います。

T P P 参加について、浪江町として農業への影響を十二分に分析をし、浪江町農業の再生を図る方向で慎重に対応すべきと考えておりますが、これまでどのような行動や表明を行ってきたのか。町長の所見を伺いたいと思います。

次に、東電福島第一原発1号機の高経年化と東北電力浪江小高原発電計画についてであります。東京電力福島第一原発第1号機は、平成23年3月26日に営業開始40年となりまして、当初の設計寿命を迎えるものであります。国は、原発の高経年化対策として運転開始30年を超える原発について、通常の定期点検のほかに10年ごとに安全性の評価と点検などの保全計画策定を業者に義務付けております。このため東京電力は昨年3月、最長60年まで機器構造物を保全活動継続で維持できるという技術評価書を国に提出いたしました。この技術評価書の審査を行っていた経済産業省原子力安全保安院が、2月7日、今後10年間運転継続を認可したものであります。既に、福井県の日本原子力発電敦賀1号機と関西電力美浜1号機が40年を超えて運転を続けておりまして、福島第一原発1号機は国内3基目となるものであります。敦賀1号機は6年、美浜1号機は最長10年運転も、あとは廃炉にする方針を明らかにしております。

福島第一原発1号機は、廃炉の方針を示しておりませんが、福島第一原発では今後10年以内に2号機から6号機の全てが営業運転40年を迎え、当初の設計寿命を超えることになります。老朽化による事故の危険性が拡大する一方、いよいよ原発の廃炉の時代が幕を開けたことは明らかであります。

これについて福島県は、本年2月3日の県原子力発電所安全確保技術連絡会で、東電から福島第一原発1号機の高経年化に対する技術評価について説明を受け、10日に立ち入り調査をして現状を把握しました。しかし、原子力安全対策課は立ち入り調査で現状を追認するばかりでは、県民の安全、安心を守ることはできません。老朽

化と設計寿命を超えた長期運転で、事故のリスクはますます拡大することになるものであります。

福島県は県民の安全、安心を守る立場から、当初の設計寿命40年を経過する事態を重く受け止め、廃炉措置を含めた対応を国と事業者に求めていくことを基本的な立場として持つべきであろうかと私は思っております。

まず、福島県は40年超運転について、国、保安院と事業者が福島県民に直接説明する場をつくるよう求めるべきであります。また福島県は、40年超運転に対する安全対策を申し入れるだけでは、福島県民の安全、安心を守る義務を果たしたことにはなりません。貯まり続ける使用済み核燃料は、サイト内貯蔵になってしまうのか。行き場のない核のごみはどうするのか。国は廃炉措置にどう責任を持つのか。福島県の役割はどうか。今こそ問題の核心の議論をはじめめる時であります。増設要求だけでは、私たちの暮らしに生活になんら問題の解決にはつながりません。原発から至近距離にある浪江町として、原発の高経年化に対して町長はどう考えているのか。浪江町の責任として町民にどう説明していくのか、所見を伺いたいと思います。

次に、東北電力、浪江小高原発計画についてお伺いします。東京電力第一原発計画と、ほぼ同時期の40数年前から建設計画が存在する東北電力浪江小高原発計画について質問をいたします。

40数年前、私は小学生でした。その計画が浮上して浪江町議会が誘致を決議してから、今日までの歩みについて町長の所見を伺いたいと思います。

また、いわゆる土地問題解決のために町長はどのような行動を行ってきたのか。町長就任以降の行動についてご説明願いたいと思います。また、今後の取り組みについて、何をどう具体的にを行うのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、浪江小学校近辺の集中豪雨時の洪水対策について質問をいたします。浪江町の権現堂地区、町長も権現堂地区に在住されておますので、その状況、現況は十二分に承知のことと思いますが、古くから権現堂地区の中心部は、集中豪雨時に洪水状態になり、地域住民の皆様にとり、解決することはできないものかという声が古くからありますが、近年、またそういう声が高まっていることが事実でございます。この問題に対してどう対策として考えているのか伺いたいと思います。

もとより洪水状態になる理由といたしましては、もともと水田地帯であったため、地盤が低いことや排水路の勾配がないこと、十数

年前の浪江小学校校庭の工事の結果、排水能力が高くなったことなどが考えられておりますが、この原因、解決策について町当局としてどう考えているのか伺いたいと思います。

私は、排水溝の勾配が最大の原因だと考えております。この排水溝、水路整備を抜本的に実施すべきと考えておりますが、その所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 健康マイレージ制度についてご質問にお答えいたします。

健康マイレージ事業については、健康づくりへの町民の積極的、主体的な参加を誘導する仕組みとして、有効な方策の一つであると考えております。健康マイレージ事業を導入するにあたっては、健康増進に関する正しい知識を普及、啓発し、自らの健康を自己管理する意識を高めていくことが重要であります。壮年期から高齢期の健康増進、介護予防、生活習慣病予防対策など、どのような方法で取り組んでいけばよいのか。実施している市町村を参考にしながら関係機関と協議したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、職員の地域貢献についてお答え申し上げます。

本日の福島民報の記事にも出ておりました。公務員の基本であります全体の奉仕者として、さらに協働の町づくりを進めるにあたりまして、職員の地域貢献は非常に重要なことと考えております。

地域活動への参加は、地域実情や住民ニーズを知るため、有意義な機会であり、地域とのコミュニケーションを深めることもできます。自分の仕事を離れまして、消防団活動や自分の住んでいる地域の自治会活動、体育協会の活動、学校のPTA活動、環境保全活動、地域おこし活動など、地域への貢献できるものは数多くございます。それらの中で、自分は何ができるのかを考えまして、積極的に参加していくことが大切でありまして、また多くの職員が何らかの活動に参加もしております。

特に、昨年は浪江焼きそば大国がB-1グランプリに出場した際も応援に行っております。また、11月の東北4大やきそばサミットinなみえでも、57名の職員がボランティアとして参加しております。

住民協働の取り組みを一層進めるためには、職員自らが協働での意識を高めて、地域課題への解決に向けた助言や協力、地域と行政の橋渡しなどで地域を支援していくことが求められておりまして、積極的に職員の地域支援を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 地域貢献と人事評価についてお答え申し上げます。

人事評価は、能力、実績に基づく人事管理を行うため、国では国家公務員法が改正され、平成21年度から実施されております。一方、地方公務員法においては未だ改正されておられませんので、当町ではまだ実施していない状況にあります。

ただ自己の能力、意欲を最大限に出し得る職員を育成するためには、努力する職員や意欲ある職員が評価される能力、成果を重視した自治評価の制度が必要と思っております。

今後、地方公務員法改正の動向を注視していくとともに、制度の導入にあたっては、議員おただしのように、評価項目に地域貢献度を含めるかどうかも含めて研究したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 青少年教育の現状と、それから政治教育について、まずお答えをいたします。

浪江町の青少年教育は学校教育が中心的な役割を担いまして、これに青少年健全育成町民会議関連事業、あるいは生涯学習関連事業、公民館活動などが連携する形で進められております。ここ数年の新たな傾向としましては、町づくり、人づくりの観点を加味した青少年教育に力を入れ、特に生涯学習課や公民館の事業におきまして、中学生や高校生の参加を促す工夫に努めているところでございます。今後とも関係者との幅広い連携を図りながら、進めてまいりたいと思っております。

青少年に対する政治教育でございますが、学校教育において、法律と学習指導要領の定めるところに従いまして、例えば政治の理論的なものにつきましては、小学校の3学年以上の社会科、それから中学校の公民など教科の中で。また、選挙含みます実践的なものにつきましては、生徒会活動あるいは見学などの体験を通してのそういった理解を進めるためには、総合的な学習の時間とか、そういったところで幅広く行われております。

なお、取り立てて政治教育等はしておりませんが、道徳教育におきましては、小中学生の発達段階に応じた形で、主として集団や社会とのかかわりに関することを取り扱っておりまして、具体的には法や決まりの意味、正義を重んじ差別や偏見のない社会の実現、あるいは自己が属する集団における役割と責任を自覚した行動などについて学んでおりまして、これらによりましても子供達の発達段階に応じながら市民性、あるいは政治への関心や理解について基本的

な教育はなされていると、理解をしているところであります。

次に、中学生の模擬議会実施についての課題ということのお尋ねにお答えいたします。以前に議会のご質問で、子ども議会の取り組みについてどう考えるというおただしの折りに、子ども議会のあり方や活動のあり方につきまして、小中学校の校長と意見を交換したことがございます。その時の話では、課題が少なからずございまして、実施に積極的な意見は聞かれませんでした。具体的な課題としては、代表質問者、傍聴人の人選の問題、それから学校行事との調整の仕方、また方法と内容にもよりますが、準備にかなりの時間と労力を要しながら、ごく一部の参加者個人の経験にとどまりがちなこと、形式をなぞることに収支してイベント的なものになりやすい。こういったことが、その時の話でございました。

ただ、今回のご提案でございますが、中学生を対象に議会の役割や仕組みの理解と、青少年の立場からの町づくりへの提案に役立てるという具体的な目的をもつての模擬議会のご提案ということでございます。お話からすれば、かなり本格的なものを私はイメージするのでございますが、新たなご提案でございますので、改めていろんな関係者からの意見を聞きながら考え進めてみたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 続きまして、子ども権利条例の制定について。

はじめに児童虐待の把握につきましてお答えいたします。当事者からの相談、通報等により把握しているところでありまして、浪江町における過去5年の相談件数をみますと、平成17年度が2件、平成18年度2件、平成19年度2件、平成20年度5件、平成21年度5件となっており、毎年増加傾向にあります。また、相双地域の平成21年度の発生件数をみますと、総数で19件。ケース別では身体的虐待が8件、性的が2件、ネグレクト2件、心理的7件となっております。うち父親によるものが9件、母親によるものが7件、その他3件となっております。通報機関においては学校から5件、近隣住民から4件、家族から3件、警察署から3件、市町村から2件、その他2件となっております。

対応につきましては、福祉こども課を町の相談窓口といたしまして、浪江町子育て支援及びDV防止連絡会議設置要綱に基づきまして連絡会を設置し、会員の浜児童相談所及び学校、幼稚園、保育所等をはじめとする町内各関係機関と連携をとりながら対応しているところであります。

また、現在継続してケア会議を実施しているケースが2件ありまして、主にネグレクト育児、介護放棄によるものであります。親子それぞれの面接を繰り返し行いながら、改善に向け取り組んでいるところであります。

今後につきましても、継続ケースの早期解決を含め、町民または関係機関等からの虐待の相談、通報があった場合には、速やかに対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 虐待やいじめにおける状況の把握についてお答え申し上げます。いじめの日常的な実態把握のために小中学校が直接児童生徒に対して行っている具体的な方法につきましては、学期ごとにアンケート調査を行う。個人ノートや生活ノートという教職員と児童生徒で日常的に行われる日記等を活用する。さらには年1回の定期的家庭訪問と、必要に応じての家庭訪問を実施しております。そのほか、中学校では9月と1月に定期的な個別面談を実施するほか、12月には三者懇談会を実施し、必要に応じて随時面接を行っているところでございます。

その他、職員同士の情報交換はもちろん、保護者や地域からの情報、あるいは児童クラブやスポーツ少年団といった校外組織からの情報も積極的に受けれるよう努めておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 続きまして、子どもの権利条例についての基本的な考えであります。条文には生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利とともに、子どもが成長する過程において親の養育、虐待の禁止などを定め、社会全体で子どもの最善の利益を守り、健やかに成長できることを願い採択された国際条約であると認識しているところであります。これは、児童憲章と並んで子育て支援対策においても基本になるものと考えております。

次に、子ども権利侵害についての救済であります。小学校、中学校については、学校生活においてクラス担任をはじめ先生方が常に児童の行動を注視し、その行動に変化、異変があった場合は、クラス担任をはじめ中学校においてはスクールカウンセラーが、小学校においては養護教諭はそれぞれ対応しているところであります。乳幼児においては、健診さらには幼稚園、保育所の先生方が対応しております。

また、ケース内容が各施設で対応が困難になった場合については、専門機関である浜児童相談所に相談、児童相談所及び関係機関で個

別にケース会議を開催しながら、解決を図っているところであります。

次に、子どもの権利委員会の設置であります。設置自治体の子ども権利条例を見ますと、権利委員会については、子どもの権利条例の中で条文化されておりまして、行動政策の策定に関する事、子どもの権利を保障する施策の実施などが目的であり、条例を生きたものにするために重要な組織であると考えます。

現在、町においては、行動計画等の策定については、浪江町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会において審議されているところであり、家庭内における児童虐待及び配偶者などからの暴力の防止や、早期対応しているのが浪江町子育て支援及びDV防止連絡協議会設置要綱に基づく支援会議を実施し、個別に対応しているところであります。

続きまして、子どもの権利条例の制定についてであります。これについては、平成20年3月議会において子どもの権利条例の制定を求める意見書が浪江町議会で採択されたところであります。現在、福島県内でも県を含め市町村でもほとんど未設置でありまして、全国的にもまだ設置市町村が少ない状況にあります。

今後につきましては、現在浪江町の関係条例及び要綱を含め、施策の実施において特に関連の深い県の意見を踏まえまして、今後継続して検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 農林水産問題についてお答え申し上げます。

1点目でございますが、ご指摘のとおり今後の農業振興を図るためビジョンの策定を基本とした各種振興施策等を交えた基本計画は必要であると考えております。策定の必要性は、痛感しておりますが、現在の農業、農村を取り巻く様々な環境は不透明なものがございます。今後の動向につきましても、不確定な要因があるのかと思われますことから、今後も状況を鑑みながら策定に向けた検討を進めていかなければならないと考えてございます。

次に、TPP問題でございますが、まず一つは、1点目の具体的な国の試算ということでございますが、まず米は減少率90%と国では考えています。1兆9,700億円の減少とみております。それから主なもので申し上げますと、乳製品関係ですと56%の減少、それから牛肉ですと75%、豚肉で70%、鶏肉で20%、鶏卵で17.5%の減少をみておりまして、合計で4兆1,000億円の減少ということで出されております。

町についての影響でございますが、こちらにつきましては、12月の議会でもお答えしておりますが、平成18年度の算出額で試算をさせていただいております。米で11億8,800万円、麦・豆等で2,130万円、畜産関係で12億6,000万円など、25億円の減少が予想されているところであります。浪江町に及ぼす影響というのは、振興計画だけにかかわらず非常に大きなものがあると考えてございます。

また、T P Pに参加した場合、現在の食料自給率は14%まで低下するという試算も出ておりまして、議員おただしのように食料自給率50%とこの基本方針は相反するものではないかと考えます。

これらのことから、昨年11月5日の県下農業委員会大会におきましても、T P Pの不参加を決議しておりますとともに、浪江町農業委員会の各委員が、現在、T P P交渉参加反対の署名活動を行っているところであります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） T P Pについての町長の所見を伺いたいということに答弁させていただきます。

ただいま、産業振興課長が答弁いたしましたように、地域経済に対する影響は甚大なる被害をもたらすということであります。

去る12月1日に全国町村会におきましてT P P参加に対する反対の議決を行ってきたところであります。各団体が日本の農業を守るため、参加阻止に向け全国的な動きとなっていることはご承知のとおりであります。

T P Pは、経済のルールの広範囲な自由化を目指しておりますので、その反発が当初の農業関係者に加えて医療サービスあるいは保健、郵政関係者、さらには食の安全を懸念する消費者にも拡大してきておると認識しております。

いずれにしましても、農業を取り巻く環境はさらに厳しい状況になっておりますので、J Aあるいは各農業団体、農業関係機関と連携をとりながら、これらの諸問題に対処してまいりたいと考えております。

それから、東電福島第一原発第1号機の高経年化と廃炉についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、40年経過して高経年化対策が1号機ばかりではなく、2号機、3号機と続出してまいります。

当町といたしましては、安全、安心の確保を大前提に、地域住民の信頼を得ることが最重要であると私は考えておりますので、この高経年化については、国のあるいは県の検査を重視しながら注視してまいりたいと考えております。

さらには、廃炉の件につきましては、これは一つの提案として福島県もしておりますけれども、地方自治体の意見が尊重される仕組みの構築、あるいは廃炉後も地域が自立的に発展できるような制度の整備を県と一緒にしながら要望してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後も隣接町として、原子力発電所の安全確保はもちろんのこと、国、県、事業者の推移を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 2点目のたまり続けていく使用済核燃料について、ご質問にお答えいたします。

使用済み核燃料は、六ヶ所再処理工場にて再処理することを基本方針としております。再処理能力を上回るものについては、むつ市で建設を進めているリサイクル燃料備蓄センターにて貯蔵することとしており、計画を着実に進めている状況にあります。

なお、リサイクル燃料備蓄センターについては、平成22年5月に事業許可を受け、平成22年8月27日に設計工事の認可をいただき、同年8月31日に着工したところでございます。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 東北電力浪江小高原発の現状について報告をいたします。

東北電力が昨年発表した供給計画によりますと、着工が平成28年度、運転開始が平成33年度の建設工程となっております。今までの経過をたどりますと、昭和42年に当浪江町議会で誘致決議を行ってから、既に40年を超える年月が経過しております。

この間、東北電力が用地買収を行っていますが、未だ若干名の地権者から同意をいただいておりますが、買収が終了していない状況にあるため、一日も早く着工をむかえられるよう用地の交渉にあたっていると聞いております。このように長い年月がかかっていることに對しましては、大変歯がゆく、もどかしくも思っております。早期着工を願っているところでございます。東北電力の経営人には、機会のあるたびに用地の早期解決を強く要望しているところであります、今後とも続けてまいります。

東北電力といたしましても、引き続き精一杯の努力をしていくことはもちろんのこと、地権者の感情もありますので慎重にねばり強く交渉を続けて行くと伺っております。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 浪江小近辺の集中豪雨時の洪水対策につい

てご質問にお答えします。

ご指摘のように、当該地区は水が集まるような地形となっております。当面の対策として、3系統からの流入口に取水盤を設けたいと思っております。

また、小学校の校庭整備によるものでないかということでございますが、今回の雨の降り方が極端であったがためと考えております。

このようなことで、水路整備を抜本的に行ってはというご提案がありますが、今後何ができて何ができないのかを含めまして取り組みたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（佐々木恵寿君） 再質問であります。答弁いただきました。

どれもこれもぼんやりとしたお答えであり、具体的に一步前進というものが感じられません。議会の答弁とはこのような傾向が強いわけであります。そんな中で1つ再質問を行います。

まず、東北電力の浪江小高原発の用地問題について質問いたします。今の答弁、非常にきれいで後腐れなくというか、一方の言葉を使えばむなしく過ぎていったような感覚を覚えました。要するに電力任せというか、事業者たる東北電力に帰するものであるもので、行政としてはそこに入れないんだということの裏返しの答弁だったように聞こえました。

私が主に40数年の積み重ね、あるいは40数年の大きな重みが背景にあるということは、一事業者が限界を過ぎていて感じております。一事業者とは東北電力様です。電気事業者が土地問題に対するいろんな取り組みを当然していることと思えますけれども、それはそれとしての問題なんです。それはここではさわらない。行政がむしろここで一事業者の行動を云々するものではなくて、いわゆる政治的な力、町長としての問題解決のための意欲、意気込みのところをどう考えているかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

つまり別な言葉でいいますと、こんなに時間が過ぎて問題解決がなされていない状況にあって、いわゆる政治的な問題として町長はどうとらえているのかということでもあります。その答弁をお願いしたいと思います。

それから、権現堂地内の洪水対策であります。建設課長から答弁いただきました。私と見解違いますが、雨量が多かったからそうだったと単純にそういうことだけでなく、確かに雨量が多かったから結果そうなったのですが、昔から洪水状態になるところだということです。課長も長年役場にお勤めのことと思いますから、若

いころから、古い役場時代にもあの近辺は洪水状態になっていたはずなんです。思い起こせばそうだと思うのですが、皆さんそうだと思うのです。そういう経験をなされてきていると思うのです。

したがって、雨量の問題ではなくて水路の問題、あるいは浪江小学校の校庭の砂を取り替えたことよっての排水状況がよくなったということによる、いろいろな問題が生じて洪水状態になるということだと私は思っています。

したがって、排水路をいじらなければこの問題は解決しないのではないかと思っていますので、要するに勾配がない排水路で、勾配をつけるということですから、この問題を考えていただきたいと思うわけです。再度答弁を求めるものであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

原発の問題について町長の思いはどのようなのだというようなご質問だったと思いますが、忸怩たる思いでいます。行政でやれること、事業者がやるべきこと。そういうものは、やはり先ほど企画調整課長が答弁しましたように、行政としてできるものは、ある程度の条件的なもの、地権者のお集まりでありました大綱合意というのが昔ございました。その中にいろいろな条件がございました。そういうものについて、行政でできるものは行政でバックアップしていくというような取り組みをやってまいりました。私も、もし現在、未同意者の方々にそういうものがあれば、行政でできるものはできるだけバックアップをしながら、未同意者の理解を深めたいと思っております。

特に政治的には原発と、この地域が共生する町づくりということを経代組長さんが申しております。私もそれを踏襲しながら共生できる町づくりのために、原発誘致を必ず成功させていきたいという思いはございます。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 浪小近辺の集中豪雨に対する再質問にお答えします。

見解の違いもありまして、時間雨量が240ミリの上、時間的に降っております。その処理能力についてのおただしかと思いますが、最後に申し上げましたように、そういう面も含めまして、どのような方法がいいのかも含めて取り組みたいということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 以上で15番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　ここで10時35分まで休憩いたします。
（午前10時24分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午前10時35分）

◇紺野榮重君

○議長（吉田数博君）　続いて、一般質問を行います。

14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

14番。

〔14番　紺野榮重君登壇〕

○14番（紺野榮重君）　14番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。一般質問の方法は一括質問方式でございます。

項目は、浪江町の防災体制の整備についてでございます。よろしく願いをいたします。

今回の一般質問で、集中豪雨対策について15番、19番、両佐々木議員からも一般質問が出されました。このことは、いかに水害に遭われた方々が、町に災害の状況、対策を知ってほしいという願いがあったからこそと思います。私も現場で町民の方の逆鱗に触れ、町でできること、町でやらなければならないことは何か。また、地域で協力して対応しなければならないことは何かを、原点に返り議論すべく、一般質問をいたしました。質問の重なる部分は、答弁を差し控えていただいて結構でございます。

まずは、浪江町の全体災害の受けやすい場所、それに対しての防災対策、そして局地的に災害を受けやすいところ、被害を最少限度にとどめるにはどうすればいいのかという順序で質問をいたします。

浪江町は海、川、山などの豊かな自然を有している反面、津波、河川の氾濫、土砂災害の危険があります。災害には地震の災害、火災による災害、水害による災害があります。

浪江町の水害で忘れられないのは、平成元年8月6日、台風13号の災害でありました。記録的な大雨で堤防が決壊して、町の中心が床上浸水に見舞われ、町民の方々の中には警察、常備消防に助けを求めても、警察、常備消防自体が大水で出動できず、救助できない状況でありました。また損害も44億円という状態で激甚災害の指定を受けたと思います。

あれから23年を迎えるわけで災害は忘れた頃にやってくると言われておりますので、我々は災害に対し、心新たにしなければならないと思います。

浪江町全体の問題では、環境の変化により防災に対する計画、水防に対する計画、都市計画、近々の排水、有水の計画を見直す時期にきているのではないかと思います。

最近では、大きな災害とは別に集中豪雨、ゲリラ豪雨の災害が多くなりました。この要因は異常天候、山の保水能力の低下、山林の無計画な伐採、今までは土側溝、あるいは道路の未舗装、あるいは田畑が遊水池となって水害を防ぐ役割をしておりましたが、特に町なかではアスファルト整備が進み、浸透性がないため、保水、遊水されることなく流れ、三面側溝も同じく一気に流れてしまう。利用するのは便利ですが、遊水の面では欠点となりました。

災害を防ぐのにはどうしたらいいかの問題では、災害を未然に取り組む、あるいは災害に迅速に対応できる体制の整備、そして住民協働による防災意識の高揚が大事かと思えます。これらをどのように、対応していくのが問題かと思えます。

町では平成22年3月、そして7月には浪江町津波避難計画及びハザードマップが作成されました。また洪水ハザードマップ、70年に一度の大雨、2日間で360ミリの降雨に対して、この洪水ハザードマップが各家庭に配布されました。地震、津波に対する県では防災マップを配布して避難場所を示され、注意を呼び掛け喚起されていること。あるいは防災訓練も取り入れておりますことに敬意を表するところでございます。

浪江町全体の中で、水害の受けやすいところ、集中豪雨の受けやすい地域はどこなのか伺いたします。

また、災害の受けやすいところの防止の計画はあるのかどうか。どのように対処していくのか伺いたします。

町の現況の計画を示すことによって、町民は安心することと思えます。平成元年の災害では、平地よりも山間部の雨量が大変多く、畑川、津島、114号線が不通になりました。津島は浪江町の面積の3分の1以上を占めるわけですので、津島地区の防災体制も非常に大事かと思えます。この教訓の中で、交通が寸断された場合の通報体制、緊急時の通信網は現段階ではどのように考えられているのか伺いたします。

そしてまた、今回、光ファイバーを使って整備をされたわけですが、そういう光ファイバーを使っての連絡体制整備、連絡網があるのかどうか伺いたします。

平成22年には2回の集中豪雨がありました。第1回は12月3日、時間雨量は最大で46ミリ、通算で88ミリ、約3時間の間でありました。第2回目、12月22日、時間雨量の最大が37ミリ、通算で86ミリ、これもまた2時間から3時間の降雨量でありました。この際の被害状況をお伺いいたします。

特に、ホテルなみえ周辺の被害状況をお伺いいたします。この雨量は、台風の際の総雨量から比べれば多い量ではないわけであります。しかし、ホテルなみえ周辺では、毎回被害を受けております。昨年12月には2回も被害を受けております。このような状況で、対策会議も開かれたと思いますが、被害を少なくするための反省はどのようなになされたのか、考えられたのかお伺いいたします。

災害対策として、長期の問題、中期の問題、短期の問題に分けて考えなければならないと思いますが、長期の問題では都市計画の中での権現堂全体での取水、排水をどのように考えているのかお伺いいたします。

並行してサンプラザ周辺、あるいはまた今回114号線が拡幅で、水対策はどのように反映されたのかお伺いいたします。

中期計画の中では、町民の方がよく言われますが、原因は先ほどもお話がありましたが、大室屋前の水路の勾配が悪い。あるいは小学校の校庭の暗渠排水がされたことにより、排水が短時間の中に出てしまうということが話されました。町としてはどのように確認されているのか。それに対する計画はあるのかお伺いいたします。

しかし、この改修に対しては水路の状態、牛渡川との関係もあるわけで、牛渡川での処理の範囲以上は、排水はできないわけですので、十分な調査が必要なわけであります。その前に水路の汚泥、障害物等による水路の役割が果たされているのか心配するところであります。

短期の問題では、地域と町と関係機関が安全の町づくりのための緊密な連携が必要であります。いわゆる協働の町づくりかと思えます。権現堂地区、特にホテルなみえ周辺に水が集中しないように分散する。いわゆる遊水させることが大事かと思えます。これは役場だけで、町だけで対応できるものではありません。町当局、権現堂、各行政区、水利組合、請戸川土地改良で話し合い、それぞれの役目を果たさなくてはならないと思えます。話し合いの機会が設けられたかどうかお伺いいたします。

新たな問題としては、今回スポーツセンターの建設によっての排水問題であります。全体の面積が1万3,000平方メートル、その中で建物が4,000平方メートル、駐車場その他が9,000平方メートル、

今回舗装の予算も議会も通り、舗装されることになりましたが、この水が権現堂地区に流れていくようになれば、大変な問題かと思えます。水の流れ、排水をどのように考えておられるのか伺いたします。

そしてまた、サンプラザ周辺の遊水池、田んぼがなくなったせいか、今回の集中豪雨で今までにない30数年来なかった水量であったと言われておりました。町としての対策をお伺いたします。

答弁に不明な点があれば再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 防災体制の整備について、私のほうからは、総括的に答えいたします。

緊急における通報体制については、災害の種別により異なりますが、住民への情報の伝達手段として町防災行政無線、広報車、町ホームページ等によりお知らせしますと同時に、気象庁の情報をもとに、初動体制を早めにとりたいと考えております。

議員おただしのとおり、近年ごく限られた範囲に集中して一度に降る、いわゆるゲリラ豪雨の件数も増加傾向にあることから、今後はハード面を含めて関係団体と協議し、地域住民との協働体制を構築したいと考えております。

個別の質問については担当課長に答弁いたさせます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 防災体制の整備についての1点目、町内の水害の受けやすい場所はどこかについてご質問にお答えいたします。

これまでの大雨による水害箇所は、権現堂地区では河合精肉店付近から浪江小学校付近の区間でございます。それから浪江郵便局からホテルなみえ付近の区間と上川原地内、また川添地区では荒井下宿付近、これはお寺の正西寺の向かいが水害を受けやすい箇所と判断しております。

それから、水害のほかにはいろんな形の中で防災はあるわけですが、災害の受けやすいところの防止計画はあるかというところではありますが、地滑り危険箇所や急傾斜危険箇所などに関しては定期的なパトロールを実施しております。

その中で、防災計画の中では国道114号線については20カ所、県道相馬浪江線については1カ所、それから県道浪江落合線については5カ所、県道いわき浪江線については1カ所、総計で町の土砂災害等が発生する危険性の高い箇所については、浪江町地域防災計画において指定されております。

土石流危険箇所が37カ所、地滑り危険箇所が2カ所、急傾斜崩壊危険箇所が65カ所の位置付けとなっております。

それから2点目の緊急における通報体制についてご質問にお答えいたします。災害等に交通が寸断された場合の通報体制、緊急時の通信網は、現段階でどのように考えられているかということですが、災害時における通信は、常にいろんな問題がございます。災害の種別により異なるところでありますが、災害時における通信情報の確保の重要性から、住民の情報の伝達手段といたしましては防災行政無線、広報車、それから町ホームページ等、その中に災害に備えてということで避難所一覧、防災行政無線、災害情報提供等によりお知らせしてまいりたいと考えております。

大雨による水害ばかりでなく、大規模災害や大地震発生時の場合、浪江町地域防災計画により初動体制をとります。警戒配備をとる場合は、大雨、洪水、高潮、暴風、波浪、大雪、暴風雪の警報、地震では震度4、また津波注意報では発令された時点になり、関係職員が警戒配備につき、津波情報の広報伝達及び被害情報の収集等を行うことになっております。

その後、これらの各種警報等が発令され、局地的被害が発生し、拡大するおそれがある場合や、町内において震度5弱以上を観測したとき、または気象庁が福島県沖に津波警報を発令したときは第一次非常配備となり災害対策本部を設置し、関係課が被害状況の収集や応急対策等により、関係機関と連携しながら、水防活動等を実施することになっております。

3点目の集中豪雨の被害状況について、ご質問にお答えいたします。権現堂地区は、特に浪江小学校付近、それから美花生花店付近が早い時期での水害の発生の通報があり、その都度交通規制、これは通行止め措置や町消防団、土のう配置の作業を実施いたしました。が、今回のような集中豪雨は正直なところ予想外であり、この急激な変化に追いつけなかったのが現状でありました。また、土のうは役場から運搬するため、時間との戦いであり、水の勢いが速まったのが実情であり、床下浸水するといった水害が数件発生いたしました。

4点目の対策会議の反省点について、ご質問にお答えいたします。

対策会議の中では、権現堂地内の水害箇所について、庁内における関係課と今後の水防対策について、協議、検討いたしましたところがあります。その結果、やはり初動体制が重要であることと、それから今後は長期に町職員を招集し、消防団などの協力を得るなどして、現場における交通規制、これは通行止め関係や土のうの配置、水門

の管理などの方策を早急に対応していかなければならないということでもあります。

今回、発生した12月豪雨を通じ、自助、共助、公助の重要性を改めて再認識したところでもあります。

特に、いままでの台風等の風水害と比較して、時間軸が極端に短く、予測が困難で短時間で豪雨を狭い地域で発生させるため、集中豪雨は従来型の風水害とは異なり、とにかく時間がないため防災関係機関等の一層の連携強化の必要性を痛感したところでもあります。

7点目の請戸川水系行政区水利組合、地域の話し合いはもたれたのかについて、ご質問にお答えいたします。

対策会議の反省点のご質問にもお答えいたしました。集中豪雨やゲリラ豪雨は、短時間で豪雨を発生させるため、水の流れは非常に速く予測が困難であるため、初動体制の強化に努めなければならないと考えております。やはり速い段階での水門の開閉状況の確認作業や土のうの配置、交通規制などを徹底して行わなければならないと考えております。

いずれにしましても、関係機関との協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 5番、6番、8番についてご答弁申し上げます。

5点目については、権現堂地内が農業サイドからの整備であって現在の姿になっております。そのような形で、ある程度の管理をしていたきたいというのが1点であります。

水路の勾配、小学校校庭の排水の影響の関係ですが、小学校から県道浪江停車場線を横断しまして、志賀医院までの勾配についてはほとんどない状態、0.1%ぐらいであります。それから下流について牛渡川までは0.3%ぐらいがございます。

小学校の校庭の排水の影響ですが、先ほど佐々木議員さんにも申しましたように、雨の降り方が異常であったということがあります。

8番目については、サンプラザ周辺の関係と、スポーツセンターの敷地の排水計画ですが、新たな課題としてスポーツセンターの敷地の排水計画ですか、通称六福線沿いに道路側溝と兼ねた新設整備を今年度中に完成する予定であります。

この側溝も農業用水路と一部兼ねますので、切り替えという行為が必要です。これを切り替えますと、JR線の北側に乗ってこなくなるという部分で、ある程度軽減されると期待をしております。この辺についても切り替えの管理が求められるものであります。

サンプラザ周辺でありますが、現在の排水路等を利用しておりますが、当時からの利用形態ごとにしており、下流域の断面が小さくなっております。何らかの措置が必要ではないかと考えられます。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 再質問させていただきます。

町全体でのことをお聞きした中で、私としてはこういうことを聞きたかったというものが入っておりませんので質問いたします。

河川の堤防については、ほとんど出来上がっているかと思いますが、唯一できていないところの菅原橋付近の堤防が出来ていないと思います。平成元年の災害のときには、その部分から氾らん場所の元の原因かと思っています。それで地域懇談会でも要望された事項とは思いますが、この菅原橋付近の堤防を作ることに、県のほうに働きかけをしておられるのかどうかお伺いいたします。

水害危険区域ということで平成14年に作成されたので、5つあるわけであります。権現堂、佐屋前、川添、佐野、赤宇木、櫛平、棚塩、中舛倉、末の森の麦ノ沢と記載されておりますけれども、これが水害区域から解消されているのかどうかお伺いいたします。

それから広報連絡体制の件であります。今回光ファイバーが整備されたということで、今までと違った連絡体制ができるようになるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

対策会議では、初期の初動体制、それから交通規制、水門の対策、それで自助、公助、共助の対策が必要と感じたということですが、現在の各団体の協力が必要なわけでありまして、現在の堰の管理、分水の管理は分担してやられておるのかどうかお伺いしたいと思います。

これも自助、公助、共助の町づくりということで、先ほど話されました交通遮断の件、それから土のうの配付を一生懸命やられておるわけですが、その辺は地域の方々に協力してもらえ範囲ではないのかなと思いますが、事前にそういうものの配付はできないものなのかどうかお伺いいたします。

それから、原則として権現堂地区の排水をどうするか。そして水が入らないようにするにはどうするかということがこれを防ぐ基本だと思いますが、これには幹線路をいかに止めるか。権現堂に入る小堀をどう止めるかが重要だと思います。それで川添地区のお寺の東側、お寺からあるいは中学校の水が流れて来るわけでありまして、その水が権現堂地区の水路に入っていくと、これは大変なわけありますので、そういう中で今も分水はされておりますが、東北電力サービスセンターの脇に分水をする余裕というものはないのかどう

かお伺いいたします。

それから、学校前の水路の勾配というのは0%だと言われました。これに対する対策はあるのかということですが、先ほど答えたかどうかわかりませんが、その前に汚泥等の堆積はないのかどうか確認をされているのかということをお伺いいたします。

それから、先ほど小学校の暗渠が入って整備をされて排水が良くなったせいで、その水路に水が入りやすくなったということの答弁がありました。一般的にこの田んぼでのほ場整備のやってあるところでの暗渠排水は、水を止めたり、開けたりするような1町歩であれば大体3カ所ぐらいあるわけでありまして。そういうものがあるのか、ないのか。そういうことをその時は止められなかったということでありまして。

それから114号線が拡幅され、1工区が平成23年で完成するわけでありまして、ホテルなみえ周辺に行く水の対策というものはなされているのかどうかお伺いしたい。

それから、サンプラザ周辺もゲリラ豪雨の被害を受けやすい地域になってきております。12月の集中豪雨の被害の方に聞けば、この方は松本豊屋さんであります。30年来このように水路が溢れたことはなかったと言っておられました。その原因はいろいろありますが、建物の建設、駐車場の整備で遊水池がなくなった。そのために一気に水路が溢れて水害が起きることかと思っております。町としての対応というものは遊水池の確保だと私は思いますが、遊水池の果たしている農地の転用を許可しないということとはできるかどうか私はわかりませんが、あるいは思い留まることは対策としてできないのかということをお伺いいたします。

それから、その水路の中で下流の断面が小さいと言っておられましたけれども、下流部分の水路、各区の計画はあるのかどうかお伺いいたします。

それからスポーツセンター、ビックウェーブというものが完成をいたしまして、排水がまともにこれが権現堂に流れれば大変なことになるわけでありまして、今排水工事、牛渡川に流れるように整備されております。駐車場のアスファルト、その対策の中で浸透性のある製品が使用されて舗装されるのかどうかお伺いいたします。

もう一つは、牛渡川にゆとりがあるとすれば、ひとつ動力ポンプアップも検討すべき課題ではないかと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 最初の高瀬川の菅原橋の堤防についての県への働きかけでございますが、県ではその箇所を整備するためにボ

ーリング調査等を実施しております。なにぶん河川費が予算少ない中での事業でありますので、なかなか見えてこない部分があるかと思ひます。

堰の管理については、議員おっしゃるように、いろいろな方に管理していただくというのが基本かと思いますが、警報時については町のほうでも分担が決まっております、それぞれ確認したり、開閉状況が悪い場合には是正してくるというのが、水防活動の中でございます。

川添の正西寺からの水の関係で、東北電力のサービスセンターに持っていけないかということですが、ここに水を乗せますと従来、佐屋前地区が浸水していた箇所でもございますので、非常にまずいのかと考えております。

114号線で、ホテルなみえ付近との関係でございますが、地形的に114号線が一番高い場所になってそこから南側のほうに勾配がついている権現堂の地形でありますので、114号線の水については、北側の排水路に流れるような形になっております。

先ほどのサンプラザ前の下流の断面が小さいので、整備計画があるかということですが、そういう面も全体的に含めまして、どのような形が一番効果があるのかまで含めまして、今後の課題となるかと思っております。

あと、スポーツセンターの浸透性の舗装かということですが、通常の舗装でございます。地下浸透方式ですと、地盤がかなり悪い箇所なものですから、地下浸透ではなくて表面の排水をするということで現在契約をしております。

汚泥につきましては、私も確認しましたところ10センチぐらいが堆砂している部分もございます。ないところもありますが、あるところで10センチぐらいあるのかなと見てきました。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 農地の確保ということでひとつご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

遊水池ということであれば、当然浪江町の水田は遊水池の効用を十分に發揮しているかと考えております。

ただ、農地転用ということですが、これにつきましては所有者、それから建設する方の考えもございますので、なかなかこれを止めるということについては、現実的に不可能かと考えます。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 先ほどの光関係なのですが、この部分につきましてはインターネット、いままでいろんな種類があったの

ですが、光が一番速いようでございます。それは利用できるということでもあります。

それから交通止めの関係、この部分についてはおただしのとおり、地区と体制を立ち上げなければならないと思います。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 水害危険区域というのは、平成14年に明記されております。

それは権現堂、佐屋前、請戸地区、川添、赤宇木、櫛平、棚塩、仲ノ森、末ノ森のほうですか。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 1 1 時 1 4 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 6 分）

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） ご質問にお答えいたします。

1 点の請戸川の右岸、佐屋前なのですが、これについては河川断面が一部狭いところがあるということでございます。それからその下の川添の佐野、これは常磐線の上流の堤防がよく構築になっていない。それから棚塩の中舁倉については左岸、右岸の堤防の高さが左岸が低いということでございます。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） いろいろと誠意ある答弁をしていただきましてありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

私も特に今回のことの質問に対しまして、年輩の方々から水害対策についての対応をお聞きいたしました。ホテルなみえ周辺は、昔からの悩みであると話されております。しかし、今までと異なってきているのは、今までは雨量が120ミリぐらいまでは大丈夫だったのが、最近は70ミリぐらいでも床上浸水になってしまうと言っておられました。この話はまさにそのとおりかと思います。

原因は舗装され、あるいは駐車場が舗装されて遊水池がなくなって水が出るわけであります。その対応というものが、おいかけていけないと、ついていけないというのが現状かと思います。

しかしながら、この水害常襲地帯の住民からすれば、納得のいく話ではないと思います。どうしたら解決できるのかを短期、中期、長期の中で計画するべきではないでしょうか。中長期的な観点から

すれば、牛渡川の改修、小学校前の水路の改修、サンプラザ南の水路の改修が必要になってくると思います。町民に安心していただくためにも、町として原因を究明すべきだと思います。そして計画を示すべきかだと思います。この点についてお伺いいたします。

それから、ゲリラ豪雨に対しての対策であります。先程来に職員の方々が一生懸命分水の確認をしたり、権現堂に入る堰を止めたり、やられていることは本当に頭の下がる思いであります。ゲリラ豪雨は2時間、3時間の勝負であります。この対策はいろいろな組織、町民の協力を得なければ達成できないわけでありまして、地域のことを一番知っているのは、地域の方々でありますので、災害を未然に防ぐためにも地域の方々の協力あつての安全、安心のまちづくりであると思います。地域の方々の情報提供など、各団体を交えた協議が必要であると思います。町長の言われる協働のまちづくりの精神ではないのかと思います。町長指導で地域協議会を開催すべきと提案をいたします。町長の答弁を求めます。

この問題は大きな問題でなかなか短期間で解決は難しいとは思いますが、中長期的な整備計画が必要だと思います。そのためには、原因対策にいたる調査が必要だと思います。総合的な調査をすべく予算付けをすべきだと私は思いますが、このことについても町長答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 14番議員にお答えいたします。

一番最初の水路改修の関係につきましては、やはり議員おただしのとおり時間のかかるもの、あるいは中期的なことの考え方もあると思いますので、この改修費につきましては財源との問題もございますので、よく検討してまいりたいと考えております。

さらに地域協議会の設置、これは当然必要であると認識をいたしております。先ほど、住民生活課長から説明がありましたように、横断的な、かなりのいわゆる反省点はまとまっておりますので、そのまとめに基づいて、地域の方々あるいは関係団体の方々と協議する場、協議会の設置をやっていきたいと考えております。

それから、この調査の件についての予算についても、ある程度いままでの反省点を踏まえてどのぐらいかかるか、予算化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

ここで、6番、横山精一議員に申し上げます。きょう9時30分から1時間30分程度届け出がなく議席を離れておりました。体調不良

かと思いますが、議員として非常に残念であります。今後かかることのないように厳重に注意を申し上げます。

○議長（吉田数博君）　ここで昼食休憩のため午後１時15分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 2 4 分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後 1 時 1 5 分）

○議長（吉田数博君）　町長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

資料配付のため休憩いたします。

（午後 1 時 1 5 分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後 1 時 1 6 分）

○議長（吉田数博君）　町長の発言の前に８番、泉田重章議員、17番、勝山一美議員より遅れる旨、届け出がなされております。
町長。

○町長（馬場 有君）　本日報告いたしました行政報告の追加報告をいたします。

浪江町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてであります。平成23年２月７日の臨時議会において否決になりましたが、これを受けまして、２月10日に(株)NTT東日本福島と(財)ふくしま市町村建設支援機構、浪江町の三者で協議を行いました。

その結果、(株)NTT東日本福島の企業努力により、現在の工事請負金額内で工事を実施し、設計図書及び仕様書のみの変更となりましたので改めましてご報告いたします。

◇田 尻 良 作 君

○議長（吉田数博君）　午前中に引き続いて、一般質問を行います。

10番、田尻良作君の質問を許可いたします。

10番。

[10番 田尻良作君登壇]

○10番（田尻良作君）　10番、田尻良作です。議長の許可がおりましたので一般質問を行います。昼食の後ということで、若干眠くなるか

と思いますが、しばらくの間お付き合い願いたいと思います。

質問事項であります、事前通告してあります生活支援、農業問題、伝統文化の3点について伺います。質問方式は一問一答方式でお願いいたします。

1点目の生活支援でございます。午前中は大雨対策ということで、午後からは雪です。よろしくお願ひしたいと思います。

津島地区の除雪対策について伺います。例年になく今年の冬は降雪が多く、特に津島地区においては日常の生活に支障を来しております。通勤、通学、買い物、子供の送迎、老人達の病院通い等々、生活に支障があったわけでございます。

さらに、特にこの津島地区においては、酪農家が多くございます。牛乳の集配といいますか、集積にも影響があると聞いておりました。

まず、地元からの要望と町の対応について伺いますが、今年の冬の除雪、凍結などの件で津島支所、また本庁に要望、要請などがあったのかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） ご質問にお答えします。

町道の除雪においては、本年行政区長との意見交換会の中で、滑り止めの砂の要望があり配置をいたしました。また、従来から除雪基準では積雪15センチであります、凍結が予想される場合などは基準以下であっても除雪することをお願いをしております。住民から要望、要請は、主に国県道の部分でございます。

町道では圧雪状態が緩んだから除雪してほしいというような対応でございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 要望等は支所、本庁にはそれほどなかったという答弁でございます。行政区長との話し合いの中で、そのような対応策というものは、やっているということではあります、具体的に伺いますが、今年の冬の期間、昨年から2月いっぱいくらいになるかと思うのですが、津島地区どの地区で雪というものはどのくらい積もるのかということが把握しているのかどうか。我々平場にいるものは、あまり津島の雪がどのくらい実際積もっているのかということがわからないものですから、わかる範囲内で結構です。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 今シーズンの2月15日の降雪の中で、羽附地区において38センチほどの積雪でございました。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 38センチという積雪量があるということでござ

いますが、津島地区も大分広いので積もらないところもあると思うのですが、こちらの平場とは全然雪の環境は違うと思います。

私などもこちらから津島に用事があって行くときには、昼曽根あたりから大分積もっているときがございます。最大積雪量38センチ非常に多いということでもわかりました。

それでは、昨年12月から今年2月末まで除雪車がどのぐらい回数として出ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 出動回数と申しますか、日数で申し上げますと15日。時間でいいますと451時間ほど費やしております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 15日間出動回数があったということなのですが、雪の降る回数によって、こちらから言うと大分出動回数が多いので難儀しているのだなということがここで見るとわかります。15センチ以上ということですから、5センチ、6センチでも実際は雪に対して難儀しているのかということもわかります。

次に、降雪に対してであります、町の担当課として現地に行っ
て除雪、凍結の対策などは協議をしているのかどうか、この辺を確認をしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 建設課で現場を確認しているのかと言いますと、確認するケースと、あとは支所を通じてどの程度だという情報を上げてもらったり、そういう中で対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 本庁では支所からの情報で対応していると。本当に車もろもろですが、動かなくなるという降雪ではないのかと思うのですが、今の話は今年の雪なのですが、さかのぼっていくと平場でも何十センチも降ってにっちもさっちもいかないということがありました。これが津島地区になっていくと大変になっていくのかというような感じもしております。その協議、対策として、そういう状況になれば本庁としても対策というものが重要視されてくるのではないかと考えております。

次に、2番の私道、町道、県道、国道がございます。すべて生活道路の対応はということなのですが、問題は道路の凍結の部分だと思っています。それに対しては先ほど砂とありましたが、一番対策として考えられるのは融雪剤などの点だと思っています。これに対して、町のほうではどのように対応しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 融雪剤については支所に備え付けておく。備え付けておく部分がなくなる頃に備え付けるということで、今年のケースですと、12月24日に50袋、1月17日に50袋、2月9日に50袋という形で、切れなく支所のほうに配置をしております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 管理は支所になると思いますが、トータルで150袋なのですが、これは例年よりは多いのか少ないのかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 例年の倍以上は備え付けているという部分でございます。2月末現在まででございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 当年度は例年よりは倍以上の融雪剤の数量だということでございます。

この件については後からお聞きしますが、実は1月24日に融雪剤の件で地元住民から私のほうに相談がございました。相談の中身というのは、凍結のために大変だという相談でございました。そして1月27日であります、この日の朝、実は地元の20番議員のほうにも電話で、このような相談があるのだけどどうしたらいいかのご指導を仰いでおります。そのときに、町のほうに相談すべきだということご指導がありました。本来ならば支所に電話を入れて内容を確認したかったのですが、たまたま携帯でやっていたものですから支所の電話番号わからなくて、本庁の原課長にこの旨を相談といいますか対応をしたわけですが、いろいろ原課長とのやりとりの中で、町としてみれば出来る限りのことはやっているんだというやり取りがございました。1月25日朝の今の話なのですが、あろうことかこの日の夕方、職員の支所長の門馬勇次氏が、帰りにスリップ事故になったということでもあります。原因はスリップ事故だったということなのですが、実際こういう事故は誠に残念ではあるのですが、死亡事故にかかわらず結構事故が発生しているという実態を聞いております。

そこで町としてみれば、融雪剤対応また砂とかやっているのですが、更なる支援というものが必要なのではないかと私は思うのであります。この件について町長はどう思いますか。今やりとりをしていて、津島のこういう降雪または凍結問題について。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今年は非常に寒くて雪の多い年だと考えており

ます。従いまして、早めに融雪剤なりあるいは砂なり準備をして先ほどの建設課長の答弁ではありませんけれども、支所のほうに備蓄をしているということでもあります。できれば支所のほうに住民の方がある程度相談していただいて、素早い対応をとっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） その辺をよろしくお願いしたいと思いますが、また2月20日に同じ津島地区の住民の方からお話がありました。その話の中では、行政区長が支所に行って融雪剤をもらって来て対応しているということなのですが、その住民の人は区長さんに言ったら、区長さんが言うには支所にはもうないと言われたというのです。仕方がないので、自費で町のお店のほうから融雪剤を買って蒔いてやっているという話でございました。

なんと申しますか、先ほどの話では例年の倍以上の融雪剤を準備しているんだと、それでも足りないという実態だと思います。このような中身について、まだ予算があればいいですが、在庫不足にならないような対応をお願いしたいと思いますが、この件についてどうですか。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 融雪剤については、今議員おただしのような支所に在庫がなくなったということは聞いておりません。2月9日に50袋を配置しましたが、雪が降って不足するのであれば、再度50袋程度ですが配置をしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 事故が起きれば命にかかわることですので、その辺の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、凍結道路の問題で、ある介護施設において凍結、降雪のために津島には送迎ができないという話を聞いているのです。こういう情報というのは町では掌握しているのかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 道路凍結による介護施設の送迎バスの運行を休止したとは聞いておりません。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 休止はしていないと思います。実は介護を受けるお年寄りだと思われているのですが、その人もいわゆる大きな道路まで出ていかないと送迎車が行けないという話で、送迎に行く施設の話を聞くと、本当は介護を受けている人だから玄関まで行って、そこから乗り降りさせて送迎したいと。家から大きな道路まで。たぶん私

道の部分までだから手を付けられないという問題があると思うんです。

今のデイサービスですか、そういうせっかくの今の介護行政の中で機能していないという形になると思うのです。これはやはり自助努力ばかりでは問題は解決できないと思うのです。

やはりこの部分については、行政の手を差しのべると言いますか、光りをあててやらないといけないのかと私は思うのですが、この件について、町長はどう思いますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 確かに高齢者の方には大変ご不便をかけると思いますけれども、今議員おただしの町道から私道そちらに入って、私道のほうを除雪をするというのは、なかなか公費の負担では難しいということでもあります。そういうことで問題を切り捨てるわけではなくて、例えば協働のまちづくりをこれから進めていくわけですから、できれば協働でやっていただける隣組の方、あるいはボランティアの方、そういう方々のお力を借りて、何とか高齢者の方に十二分に役目を果たしていただくような行動が必要かと考えております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 私も同じような考え方なのです。先ほど協働のまちづくりということを立ち上げてやるわけですから、地区は地区でお互いに助け合ってやっていかないと、なかなか難しい問題だと思っております。その点、行政サイドでも協働のまちづくりという観点から積極的に動いて地元の協力を仰いでそういう問題に対処、対応をしてもらいたいと思います。

次に、住民福祉の観点から伺いますが、津島地区では福祉バスの運行をしております。聞くとお話ですと夏場は何とかなのですが、冬場は凍結、降雪の場合、今言ったように門口といいますか、私道と町道の部分で大変だと。先ほどの質問と同じような形になるのですが、その辺の福祉バスの運行回数について伺いたいと思うのですが、これはどのようなシステムで、運行回数とかその辺わかれればお聞きしたいのですが。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは、津島地区福祉バスについてお答え申し上げます。

塩浸から白追、手七郎を経由して津島診療所までの白追手七郎コース、前沢から羽附、水境を経由して津島診療所までの羽附コース、泡滝から国道114号を西に津島診療所までの泡滝馬場平コース、広

谷地から親和、稗田を經由して津島診療所までの広谷地稗田コースの4コースがございます。

それぞれ週2以上の運行となっております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 運行回数は月、火、水の1週間に3回、津島地区全部ではなくて、3回に分けて巡回しているということによろしいですか。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 週に1往復ずつ4コース、ただいま申し上げました4コースを出るということです。各コース、週に1回ということになります。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 実は、週1回では足りないという声なのですが、そのあたり増便、もう少し増やしてほしいという要望があるのですが、その点についていかがですか。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） お答えいたします。現在、町では浪江町地域公共交通会議を立ち上げまして、浪江町地域公共交通総合連携計画を策定し、平成23年度以降の計画に基づき実証運行を行う予定となっております。

この計画の中で津島地区の福祉バスについても町内の交通機関にかかる経費を総合的に抑えながら運行を充実していきたいと考えておりまして、運行回数の見直しなども検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） そういう計画があるということで了解しました。

さらにその計画があれば、これも要望なのですが、平場についてはぐるりんこで対応しているのですが、週に1便ぐらひは町のほうまで延長便も欲しいということがありました。この点についても計画の中で織り込んで欲しいと思います。要望です。

次に、4番、平場の凍結箇所の対策として、町の対応についてお聞きします。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 町道の凍結箇所の対策について、今までですと凍結防止剤、融雪剤の散布情報をいただきまして、職員が行った。また警察署にも材料を提供しまして警察官が散布をしていたという現状であります。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 警察署まで出動してやっているということでございますが、わかりました。

実は、このお話は訪問介護のヘルパーさんからの要望だったのですが、そういう事業所ばかりではなくて通学路の凍結防止、皆さんも車を運転しているから凍結している部分については、通勤などは朝ですからいろんなことが起きてくると思うのです。何とかそれについては、先ほど町長さんが言われたように協働のまちづくりということですから、平場の区長さんにも頼んで、きめ細かい凍結、融雪剤の散布も必要かと思います。この辺についてどう考えているのかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 通勤、通学早朝ですので、確かに職員が来て対応するというのはスピード感を持った取り組みができなかったという部分で、協働のまちづくりという視点の中で地域の方々に散布していただけないかということで、一部声かけをはじめたところでは。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 解決するにはそれしかないのかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次、2番目の農業問題に入ります。今年なのですが、平成23年度米生産調整説明会について伺いますが、2月9日午後6時から本庁でございました。私も出席しました。説明会でありますが、2月にずれ込んだ理由と説明会場が2カ所になっている件について、なぜ2カ所になったのか。なぜ説明会が2月でないといけないのかということについてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） お答え申し上げます。

なぜ2月かというご質問ですが、これは毎年県の説明会が1月下旬に行われます。特に今年度に関しては農業者の戸別所得補償制度という新たな制度が出てきたということで、昨年度もそうでございますが、この辺の中身を当然担当職員も含めまして理解をして、要綱等を確認してから説明をするということに基づきまして、2月から始めております。なお、これは平成19年度からほとんど2月初めに説明会を重ねております。

それから、2カ所になった理由でございますが、たまたま昨年度は米の戸別所得補償という大きな問題がありましたので、ご参集いただいた方、延べ人数100名を超しておりますが、通常ですと各地区をまわりますと1地区3名から4名という状態でございます。非

常に時間的にもロスいたしますので、今年度から新たに津島地区と平坦部については役場の2階に集まっていたいて開催したところでございます。結果としましては、津島地区で30名以上、それから平場で50名から60名以上ということで、通常の6地区を回った地区の合計よりも平場については上回っているという結果が出ております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） ただいま課長のほうから答弁があったわけですが、平成19年度から2月に説明会をやっているということですが、私の認識では12月もやっていたような気がするのですが、それはそれとしてですが。本当は、次の年の作付けですから、年中に強制的と言いますか、生産調整の部分は年内にしっかりと生産調整の減反政策を説明してほしいということです。

それと、会場が2つになったということ。人数的には多いという答弁だったのですが、その辺が理解できないのですが、私は大堀なものですから、はっきり言って街まで、しかも時間的に夜やるには、先ほど午前中にも農業者の平均年齢ありましたよね66歳。80歳も現役でやっている人もいますのです。バイクで、車の免許証持っていないですから。前は例えば大堀なら小野田のJAでやっていたのですが、行きづらいと言いますか大変だということで、それで実はなんでこういうふうになったのか聞いてくれと言われたものですから、こういう質問になっているのですが。そういう一生懸命やっている人に対して、もうちょっと配慮が必要なのかと思うのです。各地区でやるという考えはあるかどうか。たぶんならないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） まず今年度は試みとしてやらさせていただきました。先ほど申し上げましたように、営団ブロック地区も含めて6カ所、それから津島と組みましてやっておりましたが、今年度どのような形でできるかということで、今年度は試験的にさせていただきました。今年度の参加状況を見極めた上で、次年度またどういうふうにするかということで考えさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 要望とすれば、近ければ近いほどいいわけです。現実的に農協の支所もなくなって統合されて、こういう説明会ばかりではなく、農家自身がいわゆるお金を出せない。声が聞こえますよ、不便だと。まちに行くのには大変だということで。ですか

ら行政でやる部分は、できるならばその地区に行って説明会にしろ、何にしろやってほしいという声がいっぱいあります。ですから、その辺は考慮してもらいたいと思います。

続いて、平成22年度、昨年度であります、制度が変わりました戸別補償制度の実績について伺いたいと思います。この戸別補償制度、参加戸数。これは選択ですからしなくてもいいということでもありますので、参加した農家数と参加しなかった農家数について、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 対象者数が929戸でございます。参加者、参加戸数が872戸、不参加57戸です。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 要対象者が929戸、参加が872戸。これについて、今まで戸別補償だから、戸別補償に回答しなくてはいけないので昨年はお米を作ったと。聞きたいのは多くなったか、少なくなったかの話なのです。昨年は平成22年。平成21年度減反の申請をしたか。その辺の数字をつかんでいるかどうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） ご承知のとおり、米戸別補償制度というのは、平成22年度からの発生でございますので、その前年度のデータは持ち合わせてございませんのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） そこが欲しかったのですが、国の制度でありますので、米作り農家がこの制度をやってみようかという数字。平成21年度は制度に入っていなかったと、これはいいです。担当課のほうに行って聞いてみたいと思います。

この制度について、反当たり、10アール当たり1万5,000円という補償金額が出てくるわけですが、平成22年度の実績において、町全体の交付額というのはどのぐらいになりますか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 定額分と変動分でございますので、定額部分のみ申し上げますと、対象面積に対しまして1万5,000円で1億4,400万円になります。下の10万単位切っております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） わかりました。町のほうでは農家に入った1億円何某のお金、この後の3月になってくる交付金1万510円ということで約3万円ぐらいになってくるわけなんです、これについて町の評価を聞きたいのです。この制度がこれからずっと続いていく

のか。それとも変わる可能性もあるのですが、「よし」この制度で町も国の政策なのですが、町ですっと推進していくんだという気持ちがあるかどうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） これは非常に難しい問題だと思います。まずこの戸別補償制度定額分については、これは国のほうでもある程度続けるという返答をいただいておりますが、変動分については確約できるものでもございませんし、果たしてこの制度が本当にいいのかどうかと言いますと、非常に県のほうにお尋ねしてもなかなか答えは返ってこないという非常に難しいかと。我々の町村で答えできる範囲ではないと感じております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 始まったばかりなのでその辺のところは難しいのかなと思います。

次に、この制度について利用権設定の時期についてなのですが、規模拡大加算における利用権設定について、設定時期について問題はないかということなのですが、去年の稲刈りが終わって平成22年10月から今年の3月いっぱいまで平成22年度分であります。制度が始まるのが平成23年度から。その間に利用権設定をした場合、発生するのは平成23年4月1日ですから、利用権設定をした場合、以前にした部分についてはどういう扱いになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） これらについても、正式な要綱等が町のほうにまだ来ておりません。ただインターネット等でいろんな新用途等は流れております。農政事務所のほうに確認をしましたところ、規模拡大については、平成23年4月1日から翌年度2月末までに利用権設定があった農地について加算の対象になると、これは電話ですがそういうことで回答をいただいております。

なお、これにつきましては来る3月11日、県のほうで説明会が行われます。こちらのほうの要綱等も我々とらえましてから、正確にわかり次第、農家のほうにお知らせしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 大変失礼いたしました。課長あれなのですが、資料配付をお願いしたいのですが、議長。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。

（午後 2時04分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時04分）

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 大変失礼しました。この農業問題について、最初から資料を出せばよかったのですが、今質問した部分は開いて右側、上から4番目、規模拡大加算ということですが、農地の貸し借りをした場合、高齢化で米作りができないという場合、田んぼを作ってくださいよという形で利用権設定というものを公的にやる部分なのです。これは戸別補償制度の中の要件としてあるわけです。今質問をしているのは時期の問題を言ったわけなのですが、これについては流動的だというようなことでの今の答弁でございました。4月以降になっても問題ないというか、対応できるということでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 農政事務所、先ほどの答弁と重複いたしますが、遡るということは県のほうは考えていないようでございます。あくまでも4月1日以降という考えのようでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） わかりました。しきりはしっかりしてほしいと思います。

それで、この要件の中に規模拡大加算、その括弧の中に農地利用集積円滑化団体、これは市町村、JA、公社ということなのですが、前回の説明会の話だと、設定は6年以上というような話でございました。町の利用権設定の中では農業委員会なのですが、1年からでもOKだというような形なのですが、その辺の整合性について伺いたします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） ご承知のように、町で行っている利用権設定は農業経営基盤強化のほうに伴う利用権設定でございます。ですからこちらのほうは1年、5年、6年以上、あとは10年といういろいろございます。

ただ、今回出ました規模拡大加算につきましては、あくまでも6年以上ということで、あくまで法的なものが違いますのでここでの違いは出てくるかと思えます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） これについても連反化ということもあるのです

が、時間がないのでその辺は窓口で聞きたいと思います。

次に4番、水田利用の所得補償金があります。飼料米の自家活用になるのですが、ページめくってもらいまして左の水田活用の所得補償交付金、緑色の付いたところですよ。左下のほうに米粉用米、飼料用米、WC S用米、10アール当たり8万円の補償交付金が出るということなのですが、ここで聞きしたいのは、例えば農家でニワトリを買っています。飼料米を作ったときに自家米に使う。使うとこの対象になるかならないか。言っている意味わかりますか。ニワトリにかかわらず飼料ですから、牛とか豚、家畜それも可能かどうか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 飼料米の自家飼料用米ですが、まずこれは、1つは自家用の供給計画書の提出を出していただくことになります。浪江町の平坦部ですと基準対象が508キロ、津島地区ですと442キロになります。この分の自家使用の計画書を出していただくことになります。これに基づいて当然飼料を供給していただくことになりますので、これに使えなかった場合、8割以下、満たない場合については、理由書を提出していただくようになります。

例えば、天災によるとか、直播栽培とか、新規農業に向かってやった場合ですと8割以上下りる場合がありますので、その場合は理由書を書いていただくとか、天候不順ですと共済組合の理由書を書いていただくとか、証明書をいただければOKですが、それ以外の理由ですと、何故使わなかったのかということになりますので、今おただしのニワトリですと養鶏農家以外ではかなり無理ではないかと感じられます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） なかなか作ればいいというものではなく、要件がハードルが高いと思います。この辺のところも今後検討していかなくてはならないのかと思います。これは、ある農家からこの辺についてどうかということで聞いてくれと言われまして聞いたのですが、わかりました。

5番は時間がないのでいいです。

次に、質問の3番、伝統文化について伺います。これは最後の質問でありすが、いわゆる町民待望の新体育館がいよいよ完成間近になってまいりました。名称は「ビッグウェーブ」、屋根の形のイメージで大きな波ということで決まりました。これは先ほど行政報告の中でもございました。この体育館なのですが、議会でもいろいろもめたといいますか、大波、小波がございました。まさに大き

な波というのが何かを物語っているのではないかと私は思います。

質問に入りますが、現在の進捗状況についてお聞かせ願いたいのですが、先ほど町長のほうから行政報告の中でありましたので92%、順調にいつていると思います。できれば当然考えられるのですけれども、落成式、オープン式の日程はいつ頃になるのか、これをお聞きします。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） それではお答えいたします。落成式の予定でございますが、7月3日ということで予定をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 7月3日でよろしいですね。わかりました。

記念の式典になると思います。オープニングセレモニーというのが当然あるわけですが、これについて伺いたいと思います。予算的にはどのぐらいの規模でいくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 平成23年度で予算のご提案を申し上げておりますが、一応セレモニー関係、委託関係、オプション関係のセレモニー等も含めまして約50万円ぐらいの予算は予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 50万円という話がございましたが、これはあくまでも予算であって、配付された予算書では100万円という数字も出ておりましたが、16億円ですからそれに見合った落成式、セレモニーにしてもらいたいと思います。そのように受けとっております。

次に、セレモニーの内容についてなのですが、検討していれば若干話してもらいまして、本当は今言ってしまうと楽しみがなくなるものですから、サプライズ的に考えているんだとなれば、無理な答弁は求めないのですが、あれば答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） セレモニーにつきましては、現在内容の検討を進めているところでございます。今後、具体化されるアトラクションの中でもいろいろと検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） これからの検討だということで、それで提案をしたいのですが、獅子舞神楽でセレモニーの式を盛り上げてはどうかということなのですが、理由とすれば3つございます。

まず1つ目は、御祝いごとに獅子舞神楽というものは欠かせない。この町の環境といいますか、昔からやっている。

2つ目なのですが、浪江町の各地区にある獅子舞神楽というものは、昔から村人の心をひとつにすると。さらに村人を結び付けるといような今では数少ない伝承文化なんでございます。地域の貴重な遺産でもございます。ですから神楽をぜひ各町内のを一堂に集めて大体30頭ぐらいあるようですが、その辺についてビックウェーブといいますか、ビックチャンスだと思うんです。今回式典で披露するということにおいては。ぜひこの辺を検討してもらえないかということが2つ。

3点目は、この件については以前一般質問で教育長もぜひ検討すると答弁をいただいておりますので、またとないチャンスなものですから、教育長にぜひお願いしたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 先ほどのご質問の中でオープニングセレモニーの予算につきましてですが、私のほうで誤りがありましたのでご訂正をお願いします。

一応、オープニング関係での消耗品等含めて50万円と、オープニングイベント業務委託料というようなことで50万円を予算化しておりますので、ご訂正をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ただいまのご質問ですが、私も大変気にしております、今回ご質問いただいて一つのきっかけができるかなと思ってございます。ただ、一堂に会して数多くとなりますとまたいろいろと状況が変わってまいりますので、これから検討ということですが、お祝い事に花を添えるといいでしょうか。そういう方向で実現できればいいかと思っておりますので、これからまたご指導いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 以上で10番、田尻良作の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で10番、田尻良作君の一般質問を終わります。

◇佐 藤 文 子 君

○議長（吉田数博君） 続いて、一般質問を行います。

13番、佐藤文子君の質問を許可いたします。

13番。

[13番 佐藤文子君登壇]

○13番（佐藤文子君） 13番、佐藤文子でございます。議長より許可をいただきましたので、通告の3点について一般質問いたします。なお、質問は一括方式でお願いいたします。

はじめに地域スポーツセンタービッグウェーブの今後の姿と利活用についてお伺いいたします。この点について、町長の行政報告の中にも概要、進捗状況がありました。そして今終わられた10番議員も重複して質問をなさいましたので、私がお伺いしようと思ったことを書いてきたのですが、かなり原稿の手直しが余儀なくされて自分の字が読めなくなっているのですけれども、ぜひそのところをおくみとりいただいて答弁をお願いしたいと思います。

ビッグウェーブ、本当にぴったりの相性が決まったものだと思います。とても感心いたしました。最近は箱物がほとんどできない財政の中であれだけの大きな物が、ただ同然と言ったら語弊がありますけれども、駅の隣に建ったわけですから、町民は大変興味をもって待ち望んでいました。

建設期間が短く、あっという間に魔法のようにできたと表現した方がおりましたが、私は買い物とかいろいろな用事であそこの場所を通りますので、最初の段階から注意して見て通っているのですが、それでもあっという間にできたなという感を抱きました。本当に一晩たったらカボチャに変わらないでほしいなと思うぐらい魔法のようにできた建物だと思います。建物の大きさも外観の壮大さ、請戸の大きな波を連想されて、本当に利用ができるのを楽しみにしている1人でもあります。

落成式の話、先ほど10番議員がお伺いいたしました。7月3日、日曜日の予定だということですね。イベント等の内容については現在検討中ということで、これはお伺いしないことにします。

それで、ある女性の方が買い物で一緒になりましたら、いずれ落成式をやるのでしょうか。それは誰でも出席できるのか。それとも整理券というものを発行するのか。はたまたお偉いさんしか参加できないのか。私に「わかっている範囲で教えてください。」と聞かれましたけれども、私は「これからいろいろ決まることなのではないですか。私はわかりません。」と答えました。

先ほど課長がご答弁なさったとおりに、いろいろな式典、イベントがこれからのお運びになるんだろうと思いますけれども、町民がとても楽しみにして待っていますので、広報等を通じてお知らせいただくようになるかと思います。

もう一つ聞かれたことなのですが、文化的利用についてなのです。

町の芸文協に加盟している団体やふれあいセンターの事業に参加している方達、先日行われました公民館ふれあい祭りの町長のごあいさつの中にもありましたけれども、ふれあいセンター2階の講堂で行われるふれあい祭りは今回で最後だと、平成23年度は新しい体育館を使用してできるようなお話がありました。その後、模擬店をやっているときに、仲間内で結構その話題が出まして、使い勝手のことや、それから設備等のお話になりまして、みんな勝手な想像をしふくらませてどんどん発展していったのですけれども、何かの機会に文子さん聞いてくださいと言われたのですが、議員は一般質問もやりますし、委員会審議の中で聞きましょうとお話したのですけれども、舞台装置のことなのです。もちろんステージがありますので緞帳や中幕というのは発注しているのだと思いますけれども、どういったものになる予定なのか。わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

それから、舞台袖の設備です。音響とか装置、文化的利用に十分に対応できるようなものになるのかどうかというのも一般の方のご心配があるようです。個人的に大変重要と考えているのは、ピアノの設備はどのようなものになるのかというのをとても気になっております。小高区の浮舟会館は、舞台にヤマハのコンサート用ピアノと楽屋に練習用が1台あったように記憶しているんです。原町区のゆめはっと、それから榎葉町のコミュニティーセンター、大熊文化センターにはスタンウェイサウンズが配置してあります。1,000万円ぐらいの大きなものです。それから大体ホールと名の付くところはそういったものがあるのですが、スタンウェイサウンズとかヴェゼンドルファーとかそういった高い物までとは要求しませんけれども、せめてヤマハ、カワイのコンサート用のグランドピアノを舞台に欲しいなど、皆さんの要望がありますので、これはどのような考えで今いるのか教えていただきたいと思います。

ご存じのように当町の音楽のレベルは大変高く、プロの音楽家もたくさん輩出していますし、世界で活躍しているピアニストもいます。小中学校の音楽祭、それからいろいろな大会での成績も見事できて、結構レベルが高いのです。指導者の先生方もいい先生方がたくさんいらっしゃいます。

これまで小中学校のNHK主催の学校の合唱大会とか、合奏大会とかブラバン、民報主催の大会など出場するのに大熊文化センターとか榎葉町のコミュニティーセンターとかをお借りして、結構肩身の狭い思いをして町バスを出してもらって、保護者が楽器を運ぶのについて行って練習した覚えが、私の子供が小さい頃はよくありま

した。本当に町に大きなホールがあればなど、その当時つくづく思いましたけれども、そういった追っかけをできなくなったというか必要がなくなった今頃になってようやくできて、これからの人は大変うれしいことだと思います。

小中学校の音楽祭というものを小高区では小高の浮舟会館を利用して一堂に会して音楽祭をやっているのですが、そういったことも開催してほしいと保護者の方が思っているそうなので、そういった計画があるのかどうか。

それから利活用に関していろいろなことを芸文協の方だとか、常日頃公民館活動に参加している方達のご意見をもちろん伺って検討に入るのだと思うのですけれども、どんな形になっていくのかを教えてくださいたいと思います。

それから、文化的目的の設備なのですが、音響の点です。小高区の浮舟会館は建設当時、舞台での音が前に響かなくて、音楽祭をやってもとても音の響きが悪いということで、後から後ろに屏風のような反射板を取り付けて音の反響を前に出すように取り付けているんです。いろいろなコンサートの時に、舞台の後ろ側に反射板を取り付けているのですが、浮舟会館の場合はそれほど大きな舞台ではなくて、実際の舞台よりもそれを入れたためにとても狭く利用するしかない状況になっております。

浪江では当初聞いたときに、結構かなりの舞台の奥行きがあるということを10メートルの予定だとうかがったのですけれども、それで出来たものの後から音が響かなくて、そういったものをまた追加で設置しなくてはならなくなると、当初の舞台よりも大分利用勝手が違ってくるのかと思いますので、そういったことをもちろん専門家が作っているのしょうから心配もしなくても済むのしょうけれども、どんなふうな音響とかそういったものにどんなご意見を聞いて作ったのかどうか教えてくださいたいと思います。

日舞などで使用するとき、花道というものを舞台袖から前に出るようなのが設置できて、浮舟会館などもつくれるようになっているのですが、新しいところはそのようなことができるのかどうか。実際利用してみたら、あちこち修理改善が沢山出るようでは困ったものだと思いますので、そういったことを検討したのかどうか、教えてくださいたいと思います。

次に使用料なのですが、使用料の原稿を書いてきましたらば、議案書配付の中に条例改正案が出てまして、まだ上程されてなくて配付されただけなので議案書配付だけなのでこういったことになるのしょうけれども出てました。もうちょっと安い設定になるのかと

思いましたら、結構な金額になります。夜、照明を使ってアリーナで冷暖房を付けて、それから移動の観客席を使って、放送設備を使うとなると、かなりの金額になってくるのかなと思いました。

ただ、別な観点からみれば、今まで芸文協にしても、既存の民間の経営しているホール、会館等を借りて使っていたわけですから、やっぱりあまり安い設定だと民間圧迫にもなるので、こういうことはしょうがないのかと見させていただいたのですが、近隣の大熊町と比べたらちょっと高いのかと思いました。

初めて出てくるトレーニングルーム、1時間高校生が100円で、一般が200円になっているのですが、大熊は大人でも1時間100円で借りれるので、会社の帰りに寄る方が浪江町の方でもいらっしゃる聞いたのですけれども、やはり近隣を対象にしたのかどうか。設定の根拠になったものを教えていただきたいと思います。

今、申し上げたとおりアスレチッククラブなんかも民間が経営しておりますので、民間圧迫にもなる考えがあればこのぐらいしょうがないのかなと思いますけれども、設定の基準を教えていただきたいと思います。

それから、大きな2点目の通学路の整備についてお伺いいたします。現在、佐野の交差点から西に延びる通学路、平日午前7時から8時まで車の進入規制をしているのですけれども、交通安全指導隊員の方が毎朝立ち番してくださっているので、佐野の交差点から中学校の点滅信号のところは車両の進入規制をしているので、朝の登校時のときは子供達は安全な面もあります。朝は安全なのですが、帰りがとても危険なのです。子供達が集団下校しませんので、ばらばらに帰ってきますので、車両交差がぎりぎりなのでとても危ない状態で子供達が帰って来ています。本当にいつもここを何とかしてもらわないと困るねという話をたくさんの方に聞きますので、噂によると調査費がつくような話がありましたら、今年は付かないんだという話になったので、あれちょっと話が違うのではないかと思います。

それともう1本北側に蔵西の道路、昔、八軒通りと言った道路があるのです。そこが朝、点滅信号のところが入れないものですから、1つ北の道路と114号線にぶつかる道路に車が行って右折しますので、その道路がすごく混雑するのです。昔、六尺道路といった道路なものですから、南側には側溝もありませんので、畑に侵入するのです。地権者の人が石などを置いて侵入路をふさいでいるのですが、だんだん侵入されていってそれでも車の交差がぎりぎりなので本当に両方の道路が大変なことになるといいますか、改善が必要だと考

えますので、この先この道路をどんなふうにしたいのかというのを
お伺いしたいと思います。

朝は特に中学生や高校生を学校とか駅に送って行くときに保護者
の方も目の色かえて運転している方がございますので、とても危な
くて事故も多いところなのです。点滅信号から佐野の交差点までの
両脇のお家の方も、話があれば家なんかは考えてもいいんだという
方もいらっしゃる、直に話も聞きました。先ほど午前中に傍聴
にいらしていた方が、小中学校で186人通るんだと言っておけと言
われたものですから、そのぐらいの数を通りますので、ぜひ何とか
していただきたいと思います。

調査にかかるお金が大体どのぐらい町としては考えているのか。
そして移転だとかにかかる補償にどのぐらいなければ拡張ができな
いのか。もし拡張するならばどの程度の広さになるのか。当座、全
面的なきれいな道路になる前に、ずいぶん空き地とか空き家がある
んです。そういったところに部分的に交渉して車が通りやすくなる
ような待避所などを作ってみてはどうかなというアドバイスしてく
れた方がいるのですが、そういった考えがあるかどうか。これから
検討していただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

蔵西の道路を先ほど八軒道路と言いましたけれども、そこからウ
エダ建設からセブンイレブンの後ろまで繋がっている前畑という道
路、その町道も同じように車が交差するのがぎりぎりで、側溝も整
備されていないので、やはり先ほど申し上げたとおり畑の所にくい
込んでいていろいろ工夫して柵を作ったりなんだりしているみたい
なので、その整備もお願いしたいと随分地権者の方からありま
す。町道ですので、町の財政でやりくりをして、ぜひ早期に着工し
ていただきたいと思うのですが、どのように考えているのかお伺い
したいと思います。

最後に、郷土のまちづくりの進捗状況と今後の町の姿ということ
についてお尋ねいたします。

意見交換会を行いました庁舎1階ロビーにパネルが展示されてあ
りました。ワークショップのときに町民の皆様から出た意見がいろ
いろ出されていたのですが、あの時に意見交換会に出席した方が、
今後どのように町が変わっていくのか、今ひとつわからないんだと
思いをもっている方がいたんです。抽象的で本当にわかりにくかつ
たと。区長さん達ならばわかるのでしょうかけれども、一般町民の人
があそこに出ていて、どんなふうになるのか想像がつかないのだと
いう話になりました。協働のまちづくり意見交換会に出た意見が、
平成23年度の予算にどのように反映されているか。それからどんな

町になるのかというのを4月、5月でもかまわないので、広報なりなんなりにわかりやすく教えていただきたいとか、掲載してほしいという要望がありました。ぜひそれは町に頼んでいただきたいと頼まれたのですが、実は私もそうは思っていたとか、分かりづらい面もあったなと思いました。

協働のまちづくりというのが、前の一般質問の中にもありましたけれども、道路に凍結防止剤を蒔くとか、そういったものを地域でやるのも協働のまちづくりだし、除雪作業も皆さんでやるということも、もちろんそういうことも協働のまちづくりの一環だととらえることができると思います。

ただ、そういったことは行政の手薄になった分を一般の方にやってほしいということだけが協働のまちづくり、一緒に働くと書きますけれども、そういうことだけではなくて、もう少し企画だとか参画に携わる者も協働のまちづくりに繋がっていくことではないのかと思いますので、今後どういう姿になっていくのかを教えてくださいたいと思います。町民の皆さんがわかりやすい広報の仕方とか、そういったことも要望としてはお願いしたいと思います。

平成23年度には意見交換会の反映というのも先ほど申し上げましたけれども、これに組み込まれているというのがわかれば一番いいのでしょうけど、なかなか難しいとしたらば、そういったことをわかりやすく広報していただきたいと思います。その辺を今後どんなふうになっていくのかというのを教えてくださいたいと思います。

ひとつ忘れしました。スポーツセンターの料金の設定なのですが、7月の落成式の後には利活用ができるようになったときに、具体的にバレーボールの10人なら10人のママさんバレーボールのチームが、夜1時間、2時間バレーボールのコート1面借りて、照明使ったら幾らかかるんだとか。もちろんこういう条例を見ればわかるのですが、一般の方が自分の関心のある場所しかわかりませんので、そういったことをわかりやすいような広報をお願いしたいと思うのです。踊り、三味線、フラダンスで使う人が、前日のリハーサルを午後から借りて舞台だけ使って、次の日に入場料をとってサブアリーナの可動式の椅子を使って丸一日借りる場合はどのぐらいかかるのだと、具体的な料金というものを例題にとった広報が必要なのかと思います。そういったことができるのかどうか、教えてくださいたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） それではご質問にお答えしたいと思い

ます。

今回の地域スポーツセンターにつきましては、あくまでもスポーツ施設であります。その他にスポーツ振興のための講演会並びに講習会等をはじめ芸術、文化の成果発表、講習会、講演会等の多目的に利用が可能となっている施設でございます。

佐藤議員のほうからいろいろとご質問がございました部分についてお答え申し上げます。まず、ピアノの設置についてでございますが、今回、平成23年度で備品購入費で5,500万円ほどの予算要求をしているところでございます。これはあくまでも体育競技並びに体育館の施設、それにトレーニング機器材等で約5,500万円でございます。したがって、ピアノの設置についての予算要求はしておりません。

続きまして、町内の小中学校の学校の合唱大会の計画につきましては、これから関係各位といろいろな利用調整会議を開催する予定になっておりますので、大会につきましては、可能かと考えているところでございます。

今後、どのような形に進めるかにつきましてはでございますが、これにつきましては3月議会終了後、利用団体等に既設施設の継続使用の案内と、また施設利用のアンケート等の調査をお願いする旨の文書を送付するつもりでございます。また、4月になりまして施設アンケート回収などの利用調整、さらには5月中旬には、利用希望団体と調整会議を開催する運びとなっております。6月中旬には会議においてその他の要望がある際には、改めて利用調整会議という形を考えているところでございます。

また、音響はどうかということでございますが、まず反響板につきましては整備はしておりません。なお、設備の範囲でございますが、多目的な利用にも対応できる放送、照明、設備等を兼ね備えてはおります。

また、使用料につきましてはでございますが、あくまでも町民の皆様が利用しやすい、そして利用率の向上などに結びつけるような配慮を考えて設定したところでございます。

先ほど、大熊町のトレーニングルームの料金のお話が出ておりましたが、私のほうの調べた範囲内では大熊町と同額だと思います。

なお、本定例議会で提案しておりますので、使用料の関係につきましては、ご審議をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 通学路の整備についてご質問にお答えします。

蔵前の通学路の整備計画はということですが、これはスポーツセンター建設に伴う部分で大分議会でも議論した案件でもありますし、今年の行政区長との意見交換会の中でも大きなテーマとなった案件であります。皆さんからの声に応えたいということで検討いたしました。その中で、事業計画を描く中での財政負担の部分で若干見通しがつかなかったという部分でございます。

あと待避所のご提案であります。全体計画を描いた中で待避所という部分を描かないと、出戻りの部分が発生するというところで建設課としては全体計画を描きたいという部分でございます。

佐野交差点の改善については、通学路の整備と合わせてする必要がありますということでございます。

蔵西の町道の整備については、いろんな意見を集約しますと、最初の蔵前のほうの通学路の整備が最優先ではないかということでもあります。この路線についても舗装補修等がかなり傷んでおりますので、今年度発注をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 新年度予算への反映についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、昨年11月に開催した協働のまちづくり意見交換会には225名の参加がございました。今回は従来と手法をかえて長計の7つのテーマごとに話し合いを行っております。困っていることや課題の解決方法を話し合いました。その解決策として、町が出来る解決策、住民団体と町が協力してできる解決策、住民団体が協力してできる解決策に分類をいたしました。

しかし、議員おただしのとおりテーマの幅が広がったこと、あるいは時間の制限もありましたので、深い議論まではなかなかできませんでした。すでに町民同士、団体に取り組んでいる先進的な事例の紹介もございまして、有意義な意見交換会であったと考えております。

まちづくり意見交換会ではさまざまな意見、課題が出されましたが、その中で町ができる解決策並びに町が協力してできる解決策の中で、緊急性があり、重要課題として実施しなければならないものについては、平成23年度行政経営方針並びに実施計画の中身にも入れて予算に反映させたところであります。

主な事業では、ごみ分別及び不法投棄の防止のあり方の課題が出ましたので、行政経営方針で町民協働によるごみ削減プロジェクトとして、平成23年度の具体的な事業としてモデルステーション設置、3カ所事業を実施いたします。また、観光交流による地域振興プロ

ジェクトでは、観光協会の強化充実、常磐道開通記念事業を実施いたします。さらに、地域交通ネットワーク再編プロジェクトでは、交通ネットワーク充実のため、浪江町全体の地域公共交通再編事業などを実施してまいります。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 意見交換会後の進捗についてご説明いたします。

ただいま、町長が答弁いたしましたとおり、平成23年度行政経営方針並びに実施計画の中にも入れ、予算に反映させたところであります。

次に、町民との今後の関わり方でございますが、協働のまちづくり、平成23年度は2年目となります。まだまだ入り口にさしかかったところでありまして、引き続き人材の育成、広報啓発活動に重点をおく必要があるかと思っております。

現状では、町民からいたしますと、協働という言葉はまだまだ馴染みが薄いというのが現状かと思っております。多種多様な町民ニーズをすべて行政で対応することは不可能でありまして、自分達や地域でできることは、自ら率先して取り組めるような環境整備を急ぐ必要があると考えております。

ボランティアや町民活動に参加し、公共の担い手となる町民を増やすには、行政が町民との対話や町民の行政参加の機会を増やすことが必要であり、町民と向き合う町政運営が必要であります。具体的には、平成22年度で立ち上げました協働のまちづくり検討委員会を、平成23年度におきましても引き続き町民の皆様の話し合いの場づくりとして継続していくことになっておりまして、さらに現在は行政、民間半々ぐらいのメンバーだったのですが、これを民間主導にしていきたいと考えております。そういう中で、新たな町づくりについての団体を運営していくための話し合いの手法、人集めの手法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくり懇談会も予定しております。地域に入っでの話し合いの中では、地域を選定しての専門家を入れた話し合いの支援なども予定しているところでございます。

さらに、おただしの広報事業の強化ということで、現在、共同通信ということで毎号、広報紙で発行しておりますが、これからも町民の皆様の身近な取り組みなどを情報共有して、町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番に申し上げますが、今期定例会において、新スポーツセンターの全体の利用料につきましては上程される予定

でございます。議案審議の中で質疑を深めていただきたいと思います。

13番、再質問。

○13番（佐藤文子君） 先ほど私も議案書はいただきましたが、上程がまだなのでとお断りしたつもりだったのですが、一応もらったものですから、目を通しましたのでわかりました。

サブアリーナのピアノの予定がないというのは、とてもがっかりしたのですが、ないままにはしておけないのでしょうから、購入していただけるものだろうと思っていますので、なるべく早めにお願ひしたいと要望です。

それから、スポーツセンターに関してはわかりました。これから徐々にわかってくるのだろうということで、楽しみにしてみたいと思います。

通学路なのですが、佐野の交差点から点滅信号までの財政の見通しがつかなくて調査費が出なかったと。課長の答弁の中に、待避所の件は全体計画の中で見ざるを得ないので待避所は考えていないみたいな話なのですが、ちょっと納得はできないというか、現在、既にかかなり前から要望もあって危険な道路だということは皆さんが認識しているのに、全体計画があるから、まだまだ何も手が付けられないのだというのはおかしい答弁なのかと思うのですが、できることからやっていくというわけにはいかないのでしょうか。もう一度この点についてお伺いしたいと思います。

蔵西と前畑の道路というのは、道路整備きちんとした舗装になるということなのですが、せめて舗装ぐらいはしてもらわないと、あそこは本当に汚い道路だし、畑の人はとても迷惑しているしということで、やっぱり考えていただかないと駄目なのかと思っています。

もう一度交差点のところで、佐野の交差点というのは変則なので、なかなかあれをきれいな十字にしましょうというのは無理なのだろうと思いますので時間がかかるのはわかるのですが、道路です。点滅からの朝の通行規制しているところは、やはりやれることはやっていくべきではないかと個人的には思うのです。教えてください。

それから、協働のまちづくりの件というのは大体わかりました。協働のまちづくり初年度と位置づければ、住民の皆さんも何をやっているのかわからないし、私が話した意見というのはどんなふうに活用されるのかもわからないからと思うのも無理もないかと思います。

先ほど、町長が話してくれたような内容とか、企画調整課長のお話、答弁なさってくださったことなどを上手に町民に広報周知する

方法をとっていただきたいと思います。

これからも、協働のまちづくり懇談会というのを専門家の方を入れて引き続いてやっていくということなので、徐々に成果が出てきて、もちろん今よりは良くならなければどうしようもないことなので、だんだん良くなっていくのかなという期待はしています。

やはり区長さん達というのは、役場に来て課長達の顔も見知っていますし、いろいろなところで話す機会があります。私たち議員もそうなんですけれども、一般の方というのは、協働のまちづくりの懇談会しますよ、来てください。どんなものかなと行っても、なかなか意見というのは述べられないんです。大きくなる懇談会ほど述べられない。地域に行って本当に公民館ぐらいの規模で膝をつき合わせてやれば、いろんな意見が出てきて、より多くのアイディアが出ると思いますので、本当にこれからきめの細かい懇談会、規模の小さな懇談会を重ねていていただきたいと、これは私の要望なので、今後そういった考えがあるのかどうかだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 道路の件の再質問にお答えいたします。

財源との問題がございまして大変難しいということで、今回設計予算等も若干出ないということになりました。

ただ、私もあそこは通学路で交通量も多いと危険な状況もあるということで、最重要課題をもった路線だと考えております。そうということで、今般行政報告の中でも申し上げましたけれども、電源立地交付金の積立金が立地町も入る予定になっているのですが、それは積立金で県のほうで管理をしているということで、今年、平成23年度は無理だと。平成24年度に第6期の核燃料税の計画が終わりますので、6期が終わりましたら第7期に向けて、配分額が相当金額が立地町と隣接町とあります。私どもの隣接町でも相当出ますので、その辺の財源措置をしてから取り組んでいきたいというのがございました。それから、核燃料税交付金これも毎年入っておりますが、これも今までの重要課題について順番よく予算付けしてきましたので、そちらのほうは回せなかったということでもあります。

したがって、電源立地交付金積立金の取り崩し等の予算措置が出れば、そちらのほうに設計調査、道路に着工できる予算になるのかどうか、その辺検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 再質問にお答えいたします。

きめ細かな懇談会を予定しているかということでございますが、

先ほど答弁しましたとおり、地域に入っの懇談会は当然のごとく予定しておりまして、さらに昨年実施いたしました意見交換会ということで、さらに意見交換会で出た意見を題材とした交換会が必要ではないかと考えておりまして、そうしないと、あのまま何となくわからないような状況になります。そういう懇談会も予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 平成24年度に積立金を取り崩したら使えるということ。一番先にあそこの道路にお金を回してもらおうということを約束して、一番先にそこにということで箇所付けをお願いして、要望で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で13番、佐藤文子君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで午後3時20分まで休憩といたします。
(午後3時03分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後3時20分)

○議長（吉田数博君） 町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。
町長。

○町長（馬場 有君） 13番議員の道路の件の再質問の中で、先ほど「電力立地交付金」と申しましたけれども、正式には「福島県原子力発電所立地地域振興基金」ということにご訂正をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） なお、私が午前中に発言をいたしました発言の中で、届け出なく議席を離れた議員に対して名指しで注意をいたしましたが、初めての注意であるということで議事録より氏名の部分を削除いたします。ご了承ください。

◇ 若 月 芳 則 君

○議長（吉田数博君） 続いて、一般質問を行います。
5番、若月芳則君の質問を許可いたします。
5番。

[5番 若月芳則君登壇]

○5番（若月芳則君） それでは議長の許可を得ましたので、ただ今より質問をさせていただきます。一問一答方式で行います。

本来、昨日まで歯医者さんがきちっと歯を治してくれるはずでしたが、噛み合わせ悪くて時間がかかるということで、少し発音が悪いのですが、そこはそこでご了解を得てお聞きいただきたいと思います。

まず、最初に浪江町の人口の減少、これは過般の国勢調査の結果等、いろいろ新聞報道に人口動態についても報じられております。私も非常にこの数字を見まして危惧をしております。したがって、その点について質問してまいります。

ここで資料を議長の許可を得まして、皆さんに配付をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3 時 2 1 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3 時 2 1 分）

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） まず資料を確認させていただきますが、1 部は人口動態についての一覧表、これの平成21年から平成22年にかけて1 年間のもの、それから国勢調査の平成12年、平成17年、平成22年の動向を表にした3 つです。

一番最初に国勢調査の平成12年、平成17年、平成22年度の動向を見ていただきたいと思います。確かに1 回ごとに600人、900人、700人からの人口が減ってきておるわけであります。世の中、全国的に日本の人口も減っておりますから、私どもの自治体だけが増えるわけないだろうという声もあろうかと思えます。したがって、このぐらい減るのはしょうがないという考え方もあるかもしれません。一方、5 年間で700人でありますけれども、あとで述べますが、動向調査をみましても毎年180人から浪江町の人口は減っているわけであります。180人って人口で減るからみんなあまり感じませんが、200人働いている工場が毎年浪江町からなくなっていると、そういう認識を私はもたなければ、将来に禍根を残すのではないかと。非常に危惧をしております。

そういう意味でただいまから質問をいたしますが、まず最初に、長期総合計画には平成26年度で2 万100人というボーダーラインといますか、浪江町の人口そのぐらいはキープしよう、頑張ろうという思いで長期総合計画が作られております。

冒頭に、地域経営、行政経営をつかさどる町長に質問いたします。
この人口が毎年200人ぐらいつつ減っていることについての認識、
どういう行政として頑張らなくてはならない。そういうところに対
する認識、人口減少に対する認識をひとつお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今、若月議員おただしのとおり、人口減というのは地域の活力を
奪ってしまうという認識をしております。

最近、私、藻谷浩介という、日本政策金融銀行の企画部の参事の方
だと思いましたが、その方が書いた『デフレの正体』という本、
今ベストセラーになっておりますが、その中で経済を動かしている
のは、景気の波ではなく人口の波だと。つまり生産年齢人口、イコ
ール現役世代の数の増減によって、景気が左右されるという話をし
ておりました。そういうことで、まさに本を読みまして何といいま
すか、目から鱗が出たという感じをしているのですが、大変人口減
少については、非常に危惧をしております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） まず、冒頭に町長の人口が減っているという問
題についての認識、まさに私と同じような視点の答弁でございました。
まさに私は人口が減ること自体が地域の経済活力、すべ
てにマイナス志向になる。逆から言えば、このことを解決すれば町
の行政執行するのに、いろんなご意見がありますが、最終的には原
資、お金があれば大体の問題が解決できるわけであります。そうい
う発想になりますが、ある一面で人口が増えれば、かなりの問題が
解決していく伏線になるという背景があると私も思っております。

私はそういう心配、浪江町というのは今まで双葉郡のリーダーシ
ップ、フラッグシップとは言いませんが、浪江の町民は双葉郡では
やはり浪江町だという自負心、プライドを常にもってきたような気
がしております。なんだかんだと言っても浪江だと。ところがこの
ペースでいっておそらく2万人の人口を割ったときには、その反動
といいますか、町民の持つプライド、これはいい意味でのプライド
であります。やはり浪江町の存在感、そういうものが解けていく
ような現象になってしまうのではないかという思いをしております。

私のそれらに思う中には、なんで人口が減っていくのだろうと。
動態あとで述べますが、生まれた。死んだこの増減があります。ま
た一方、転入、転出、ある意味転入、転出の数字は比較的大きいで
す。これはある意味で経済活力があそこにあるのかと私なりに思っ

ております。いろんな官公庁が統合、そういう意味ではほかの町村に行っている。併せて、私は非常に思っておりますが、最近の大型店、進出する時に半径20キロそういう感じで設計されます。そうしますと、我が浪江町は原町を中心にした円、富岡町を中心にした円になる。そういう意味から言えば、回転寿司ひとつをいうわけではありません。企業名を言っていないかどうか分かりませんが、ケーズ電気とか、それからいろんな量販店ありますが、原町にできて浪江を越して富岡町周辺に行ってしまう。これは経済、企業はすべて人口動態というものは全部調査をして設計しますから、自ずとなくなっていくのです。そういうことも合わせて私は浪江町が沈下していくような気がしております。

だからもってまさに行政経営、ここのものの考え方が非常に問われるという時代背景になってきたのかなと思っております。

次の質問として、自然動態のほうを皆さんのほうにもお示ししましたが見てほしいのであります。平成21年、平成22年合わせて大体同じような数字を示しております。平成21年は浪江町は188人減っています。平成22年12月まで194人減っている。ところが、これは皆さんもおわかりかと思えます。大熊町を見てほしいのです。非常に大熊町は平成21年でも95人増えています。私は去年の場合でも、大熊町は200人増えています。いわゆる分母と分子の数字でいけば、浪江町は大熊町の倍近い数字を持っておりますから、パーセンテージで言えばもっともっと大熊町は伸びる率が大きな数字になっています。特に私は原発立地とかいろいろあります。税制、公共料金いろいろ優遇策もありますから、そういう傾向があろうかと思えます。

それを如実に現れているのが、自然動態で出生と死亡で増減がどうなるかというものであります。浪江町は平成21年で80人減っています。平成22年になってきますと、自然動態で95人減っております。ところが大熊町は自然動態でも去年は4人増えていますし、その前は46人増えているのです。このことは何を示しているかといいますと、私なりに分析をしますと子供が46人たくさん生まれているのです。要するに若い世代がたくさん集まっているということです。

これ一方で、こちらに別な資料があります。福島県の推計人口というのを県で出しておるものであります。15歳以下を年少人口と言います。65歳以上を老年人口と言います。福島県で年少人口が一番高いのは大熊町なのです。老年人口の比率が一番低いのが西郷村なのです。ところが富岡町は後ろから4番目、大熊町は5番目なのです。こういうデータが現に出ているわけなのです。

ということは、双葉郡内で常に一人勝ちのように思われる大熊町

であります。一番如実に現れるのは若い人たちが大熊町に流れているという実態です。私はこのデータからして若い人達は、今核家族化が進んでいますから、若い人は若い人なりに私どもはこんな安い給料でアパート借りてやっていけるのかと思うのです。でも、今の若い人達は2人で一生懸命力を合わせてなんとか生活を守ろうという意識は非常に高く、そういう一面からいろんなことを調査します。

税金はどうなのだ、浪江に住む若い連中だって、連中といたら語弊がありますが、2人で生活する。給料はこんなに安い。ではどうするのだと言え、水道料金、公共料金、下水道、税金、子供の教育予算、どこがいいか有利か全部調べます。そういう才覚というのは、私どもの年代のはるか数倍もあります。そうすると、皆さんも若い人達が生活を守る。家を建てるなら大熊町と聞いているはずなんです。そういうことの流れを考えますと、浪江町でこのままお金がない、予算がない。それだけで総花的と言いましたら語弊がありますが、各施策をみんな一律みたいな考え方で、これから行政設計をしていいのかという思いから質問をさせていただきます。

まず、来年度の予算案が出ましたが、これらに各課に対して予算要求のガイドラインそういうものを出しているのかどうか。この辺についてひとつ教えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 予算のガイドラインということですが、消耗品的なものについては前年度マイナス幾らというような数字を示しておりますが、その他につきましては国は示しておりません。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私からすれば国なんかもそうですが、お金がないから予算請求のガイドラインを各課に、各省に押しつけるというところからはじまる。そういう発想であると、若い人達がそこに定住すれば一生定住します。我々の年代がいまさら税金が安いから高いからといって、ほかの町に移住するなんて考えません。だから若い人達が浪江町に居を構えるという判断ができるような魅力ある町づくりをつくって私自身もいけたらという思いがありますから、考えております。

私がここで言いたいのは、お金がない、予算がない、これはわかります。執行者になればそれはそうです。無い袖は振れないということになります。しかし私は、創意工夫の中で例えば今の民主党政権だってお金がないけど、いろいろ議論の中で新成長戦略予算とい

うのは別途っております。この部分だけは別枠で押さえて将来的に投資すべき面とか、教育科学予算は考えるとか、将来を予算編成を考えている。私はそういう意味で国、県から助成金とか交付金というのは人が限られていますから、なかなか一般財源的な要素からそういう部分を捻出するというのは非常に大変だと思います。だけれども、それがなくてそういう予算配分の考え方がなければ、私は将来はないと考えております。

これはやはり、執行者であります町長にお尋ねいたします。来年度予算は上程になりますから、私は細かいことはいいませんが、ここ2、3年の中長期的な考え方の中で、やはり将来を見据えた予算配分、何か特化した予算をきちんと作らなくてはならない。そういう考え方があるのかどうか。その辺ちょっとおおざっぱであります、考え方を聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

財政の関係ですので、明確に示すことはできませんけれども、ただ現在、行財政改革をやっておりまして、ある程度絞り込みをやってまいりまして、ぜい肉はとってきたつもりでございます。平成25年度の大柿ダムの償還金が全部償還するというような形になってまいりますと、財政的にも若干ゆとりが出てくるような感じがしております。

そういうことで、これまで償還していかななくてはならない財政を考えながら、ぜひ議員がおただししている人口減に歯止めをかけるような政策を今まで以上に打っていきたい。今までも子育て支援とか、子育てしやすい環境とかいうものに大分お金を投資はしてまいりました。今回の一般会計で申しますと、昨年とまったく変わってきたのは、扶助費関係に大分予算がつぎ込まれたということで、投資的経費が行政報告でも申し上げてきましたように、大幅に削減していると、減少しているという形になりまして、まったく予算の内容が変わってきているという状況でありますので、ここはひとつ踏ん張りどころで、何とか持ちこたえていきたいなという考え方でやっております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 背景とか町長の執行者としての苦悩は理解できます。予算、それはそれで考えてほしい。

私が次に言いたかったのは、例えば大熊町だけが一人勝ちみたいな感じなのですが、この地域ではあそこを意識しない限り数値的な羅列というのはなかなか説得力を持たないような気がしております。

す。あらゆるもの公共料金とか税制、子育て支援、そういうものの比較対照一覧みたいな、大熊町と私どもの町を比較して検討された経過があるかどうかお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 特に検討はしておりませんが、税につきましては、地方税法でいきますので変わらないと考えております。

ただ、公共料金につきましては、かなり大熊町が低く押さえているということで、大分差があるかなと感じております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 税制は同じだということではありますが、公共料金とかいろんな面であらゆる面で各部署、全部自分のもっている部署と比較してどうなんだと、一回研究なさることをお奨めいたします、制度的なものも。私どもの町は、こんなことをやってもできないという発想から始まったのでは、私は何ら前に進むことがないのだろうと思っています。

次の質問の趣旨に入りますが、例えば教育的、私は質問を言う中で、新しいいい意味での「浪江では」という言葉を作ってほしいのです。今この辺では「大熊では」、悪い意味で「浪江では」、尻下がりになる「では」ではだめ。上がる「浪江では」と、新しい「浪江では」を創造してほしい。そういう意味で、例えば教育長にも質問の当事者としてふっておきましたが、例えば幼年期、保育期から英語教育には、おらが町ではうんと力を入れて特化するといったら語弊がありますが、浪江ではのそういうポジションを作ること考えてほしい。あまり金、金、金だけの発想ではなくて、ソフト的な面でも、教育現場ではこれだけでは負けないと。

例えば、4月から新しい学習指導要領出てきます。これまた、学校の現場では非常に大変なのであります。私は幼年、保育期から過般質問でいいましたが、英語教育とか、何か浪江ではと。もちろん待機児童とか、待機子供のそんなのは最初に解決をしなくてはならない問題であります、やっぱりそういうこと。教育的には、例えば教育資金、高校まではみんな授業料免除になってきますが、最高学府にこの辺で子供を出すというのは、みんなにお金がかかります。そういう部分の金利補填までできるかどうかわかりませんが、やはり応援措置とか、浪江ではという部分をどう充実させるのか。

これは子育て、子供を育てる部分もそうです。やはりセクションを超えて、最初は自分の所管の中でどういうことができるか。大熊町とどうなんだと。そこからはじまってですが、やはりセクションを超えて、私は補助者の皆さん方というのは、まさにプロ中のプロ

で、決して他町村の補助者、職員として劣っているとは全然思っておりません。浪江町の職員は本当に優秀だし、ちゃんと進める力をもっていると評価をしておりますから、セクショナリズムを超えて、みんなで新しい浪江ではを創造するために何をやったらいいのか。ひとつ考えてほしいということです。

教育内容の特化とか充実。うちの町は音楽だと。例えばマーチングバンド一つ見ても、学区を超えても私はマーチングバンドをやりたいから行きたいという子供がいるという過般の議会でも言っています。そういう子供たちが魅力ある、そこまでしても行きたい。そういう教育とか何かで誇れる浪江ではというものを作っていきたいと思っておりますが、教育長、その辺どう思いますか。

○議長（吉田数博君） 答弁、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 本当に熱い思いでいろいろとお話いただきましてありがとうございます。

今の議員のお話、具体的にお答えする内容とはちょっと離れてしまっているのですが、考えておりますことを少しご答弁いたします。

流入人口が増えるまちづくりということで、教育の面から何をなすべきかということですが、子供の教育環境を整えることはもちろんでございますが、親の世代も含む大人の学びの環境を魅力的なものにする。これも1つのポイントだと。この2つの側面に配慮した政策をこれから進める必要があるという認識でおります。

具体的には、第一に子供も大人も安全で快適に学ぶことのできる環境を整えることが基本でございます。学びの場における安全と快適性ということでは、身体的、精神的に安全で快適であるとともに、充実感や達成感があじわえるものでなければなりません。

そのために、学校教育、生涯学習、スポーツ活動、文化活動に関する施設設備や、指導体制の整備、サービスや情報の提供について一層の充実を図る努力を重ねなければならないと思っております。

もう一つでございますが、私が以前から考えていることで、まだ構想の段階でございますが、主に大人を対象としたものになります。それは学びの活動を通して、住民が地域社会に積極的にかかわることで町が活性化し、住民自身がそのことに喜びと充実感を味わうことができる環境、あるいは仕組みづくりを進めることで、例えば言葉をかえて表現しますと、学びの場による魅力ある町づくり、こんなことになろうかと思えます。

生涯学習、スポーツ活動、文化活動等にかかわる人々の知恵と力と思いを町づくりに生かす仕組みを整えることで、個人の学びや活

動がボランティア活動などを通じまして、町づくりに結びつく。そういう仕組みをつくれば、そのような町姿は人々にとって魅力的なものになるはずではないかと考えています。言うは易く、行うは難しということも十分承知しておりますが、関係者の理解と協力をいただきながら、どこか突破口はあるはずですので、可能なところから一つずつ進めたいと考えてございます。具体的でなくて恐縮ですが感じです。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 確かに、教育長が言われるように、言うは易し行うは難しと思います。私はこのテーマについては、これで終わりますが、最後に町長にお尋ねいたします。

役場の気、これの総力を挙げて各課長とか、教育部署とかそういうこと関係なく、それから年代も、若い人ほどおそらくきょう私が言った質問は、若い年代ほど理解していると思います。何で大熊町にみんな行くのだと。だから私は会社経営ではありませんけれども、限られた原資で、どこに集中投資して、前に活力を持たせるかというのは、これは企業経営の原点でありますから、それは行政機関になじむかどうかわかりません。しかし、公務員はやはり総力を挙げて知恵を出す。これは役場の職員、公務員の背負わされた宿命だと思います。町民のためにベストを尽くす。これはそういう意味で皆さん方に期待するものが大きいわけではありますが、そういうみんなの創造を集約させるような場面を考えられるかどうか。町長お答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先程来から一般質問で出ております。協働のまちづくりということの実践段階に入っておりますけれども、特に若い職員が協働のまちづくりのいままでワーキンググループをやっておりますして、つい先日、成果発表がございました。なかなか斬新な発表会でありましたが、今後まだ続けたいという形になっております。

そういうことで今議員おただしのとおり、セクショナリズムを廃止して、とにかくチーム浪江で浪江を盛り上げて行こうというような形で、今職員が改めて意識改革をしておりますので、どうぞ議員におかれましては、ご期待をひとつお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） ご期待いたします。それでは次の質問に移らせていただきます。

過般、全員協議会において生涯学習課から、公金 3 万円の使途不

明があったと。おって警察署に被害届を出すという報告がございました。これについても私はふれておきます。私は9月定例議会でコンプライアンス体制をどうするのだという質問をしております。まさにそれが半年もしないうちに、また同じような問題が提起される。したがって前の質問の経過もありますから、今回避けては通れません。質問をいたします。

まず皆さん方に問います。盗まれたとします。盗まれたんだと思います。被害届を出しているのですから。盗んだことも不祥事ではありますが、盗まれたということ自体も不祥事だという認識があるかどうかであります。ここの認識についてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） いろいろ不祥事がありまして、昨年9月1日に浪江町職員懲戒処分の基準を定めました。その中には公金の紛失というようなことにつきましても懲戒処分だということをうたってございます。公金を盗まれたことについても、当然不祥事だという考えをもっております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 総務課長、ここに9月議会の議事録を私持ってきております。まさに今後一生懸命町長も総務課長もちょうとやると答えているわけです。

ところが今、総務課長が答えましたが、そういう認識を持っているということではありますが、過般、全員協議会でその問題が報告されたとき、同僚議員からちょっと間違っているのではないかと。被害者の顔だけしているのではないかという指摘がありました。私もそれは感じております。公金いわゆる町民の税金とはいいいませんが、皆さんが扱うのは、まさに町民の財産なんです。これを扱っている人の認識なのです。

私は9月議会で言っております。コンプライアンスというのは、そういう法令遵守体制だけれども、法令に違反するようなことはやらない、起こらないように考えていくのもコンプライアンスの一つですよということを指摘しております。しかるに、全員協議会の説明資料の中で全くとはいいいませんが、あとで現金は極力レジや金庫にはおかない。2つ、現金を置く場合は日ごとに現金額を確認する。3つ、午後9時以降の公民館事務室に入室する場合は必ず課長主幹、係長に許可をもらって指示を2月1日にしましたという報告文書がなされました。

このお金は、平成22年12月27日から1月17日までの体育館使用料7万3,300円を保管していたら、17日に確認して3万円がなくなっ

たと。先ほどこれは指示しましたといっていますが、課内で半月以上、確認行為も現金をずっとそこに置いておいたということでしょう。皆さんが決めた一生懸命やりますというルールの中で現金を取り扱うことをどう考えていたのですか、町長。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 1つは管理能力といいますか、それがなかったということだろうと思います。それから議員おただしのとおり、職員も長くなったりしますと、慣性的に動いているような状況もありますので、やはり全体の奉仕者であるという観点から原点に戻って、公金の扱い方を厳しく問うていかなければならないという感じがいたします。まったく金銭感覚がないと断ぜざるを得ないと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） コンプライアンスと言いますよりも現金の管理といいますか、公金の管理で現金につきましては、速やかに出納機関に納入しなければならないということで、財務規則どおりの運用をしていれば問題はなかったということだと思います。

まず、コンプライアンス方針は何かという前に、まず自分の身近な法律であるとか、条例、規則を守るというものが基本になると考えておるところであります。それが今回なかったということで、非常に残念だということでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） まさに今、補助者の総務課長が答弁いたしました、私が言っていることはそんなに難しいことを言っているわけではありません。決められた定められたことをそのとおりきちっとやると、それが第一前提なんです。

例えば、全員協議会の中でのやり取りの中にメールボックスに鍵を入れたとか、これには載っていませんがそういう会話が飛び交ったのです。こんなことを本当に財務管理規定云々からして、こんなことが許されるわけではないのです。みんなわかっているはずであります。

9月議会でも、総務課長も町長も大体同じ答弁をしているわけです。これがまた出てくる。これ自体が答弁は出てきたら指示したと。その間、百条委員会でもいろんな指摘やりました。みんなでそういうものをちゃんと守ろうというような研修会なり、全職員に趣旨の徹底を図るような場面はもたれましたか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 再発防止策ということでいろんなことをし

たつもりであります。

まず、職員のコンプライアンス意識を高めるということで、係長以上の幹部職員の研修と全職員を対象としました一般職員研修、あるいは管理職員のフォローアップ研修ということで管理職につきしましては、2回研修しております。

また、職員研修による意識改革のほかに団体事務の取扱い方針の策定であるとか、会計事務チェックリスト、業務チェックリスト作成による点検強化等を図ってまいりました。懲戒処分等の基準も策定をして、こういうことがないようにということで研修をしてきたつもりであります。なかなか職員全部にいきわたらなかったといえますか、職員が身近な不祥事以外について、対岸の火事として済ませていたのかなというような感じをもっております。

今後は、問題意識、危機感を共有するということをやっていたきたいということで指導していききたいという感じをもっています。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） そういう結果の中で、こういう結果になったのだらうと思います。私は農協時代もありますから、コンプライアンスとか不祥事の問題に結構対応した経過がある。体験論から申し上げます。

こういうコンプライアンスとか法令遵守とかそういう問題についての研修会とかいろんな会合をもちます。

最初は、こんな貴重な時間、こんな忙しい時、なんでこんなのにしょっちゅう集めてやっているんだという認識が職員にはあります。おそらく、今回だって問題がおきた部署の人達は真摯に考えるかもしれませんが、ほかの部署は、おそらく他山の石としてみてるはずであります。経験論からいえばそうなんです。でもそれは無意味なようにみえますが、その反復といいますか、これを繰り返すことによって徐々に意識は下に徹底していきます。

したがって、この取り組みについては終わることなく、常に継続してやっていく考えがあるか、どうかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 先ほど申しましたように、どのような部署で発生した不祥事も役場全体の問題としてとらえ、職員一人ひとりが自らの倫理意識を高めていくことが重要であると考えております。

その意味で、組織内の危機管理徹底のための法令遵守に関する研修、これにつきましては継続的に行っていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 細部についていろいろ聞きたいこともあります。が、時間の関係もありますし、この過般の全員協議会で、やはり議会としてもこういうことが2回、3回と繰り返されれば、町民の信頼感がとろける可能性があります。したがって、議会としてもそれなりの関心をもって今後どういう方向に進めるかという問題は持っているようでありますから、そういう場面に期待してあとの細部についての質問はそちらのほうに期待したいと思ってこの問題について終わりますが、最後に何回もいいますが、町民の財産です。信頼というのも町民の財産です。先ほど私は言いました。浪江ではと。この言葉がいい意味で使われる体制をきちっと作っていただきたい。浪江では、そういう不祥事とは繋がらないようにひとつお願いしておきます。

最後の質問に入ります。駐車場の問題であります。過般、私も役場の農業関係の研修で朝早くマイクロバスで出るということで、朝駐車場に6時頃出てまいりました。気がついたのは、言葉は悪いようですが、東京電力発電所の現場等で働くような人たちがあそこに何台か停めて行っているようであります。これは町民の皆さん方もその時に集まりましたから、いつもああなんだとか話がありました。一方で、そう目くじらを立てるなど、ああやって置いて行っている人だって事情があって置いていくのだらうから。貴重な町民税を払っている人だと。1日、2日あそこに置いたからといって、そんなに目くじら立てるものでもないだらうという意見もありました。

それから、私どものように農業研修とかで行く時に、教育関係でもいろんな視察に行くときに、車はあそこに置いて1泊2日ぐらいの研修に行くということは、たくさんあると思います。したがって、私は駐車場について云々というのは、そういう町民の利便性をやめさせろということを言っているわけではありません。しかし現実に限られた駐車場でありますから、議会になれば少なくとも議員20人の車だけでも20台増えるわけです。区長会とかいろんな各種団体の集まり、また健診なんかをいえば、皆さんもご案内のように、あれだけの人が集まって車を置くところがないわけです。

したがって、広い意味で町民の利便性を考えるのであれば、駐車場を整備して、動きのいい役場周辺にしていきたい。そういう思いであります。まず一つは、駐車場の利用実態について、所管がどういう思いでみているか、まずそこをお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今、役場の駐車場はサンシャインなみえの

前の駐車場を含めまして約300台の駐車可能台数であります。成人病検診等町民の方々が多数集まる場合があります。この場合につきましては、職員の車を移動して町民の方々になるべく不便をかけないようにしたいというようなことでやっておりますけれども、300台の駐車台数で足りないときも年に数回あるという認識を持っているところであります。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私質問の通告してから予算書が配付になりましたから、細部についてはまだ目を通してなかったのですが、今から質問することと若干載っている部分もありますので、それはそれを踏まえてご答弁いただければと思います。

私は町民のみんなもいわゆる昔の浪江高校の体育館です。第2体育館といいますか。あそこはやはり新しいビッグウェーブができるわけです。あの建設問題を討議するとき、私なりに新しいのができたら速やかに古いものは処分して、いつまでも安全性とか総合的に検討して安易に残すということは、費用からしてもいろんな問題が併発するおそれがあるから、新しい施設ができたら管理運営の主体をそっちに移して、旧態の古いものについては処分をするべきだということを申し上げておりました。

やはり今の駐車場の現況とかそういうものを考えれば、予算とか何かの執行者のいろんな思いがあると思います。できるだけ早く解体整理をして、役場周辺の駐車場の安定といいますか、確保に最大限のご尽力をいただきたい。そういう考え方があるかどうか。あればいろんな構想があればお聞かせいただきたい。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 町民第2体育館であります。平成23年当初予算におきまして解体ということで予定してございます。

跡地につきましては、特に予定しておりませんので駐車場として利用したいという考えを持っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 先ほど目を通していただきましたが、解体費用3千何某の予算措置を予算に組み込まれているようでありますから、そういう実行を期待いたします。

最後になりますが、駐車場の管理については、やはり所管の考え方のポリシーをきちっと決めて、これは許せるけどこれは許せない。そういう基準をきちんともって日頃の運営に当たっていただきたい。その考えただけだしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 管理につきましては、今後いろんな方面から検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 以上これを持ちまして、私が通告しておった質問 3 問について、これをもって終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で 5 番、若月芳則君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は、午前 9 時から本会議を開きますのでご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午後 4 時 12 分）

すれば、牛渡川の改修、小学校前の水路の改修、サンプラザ南の水路の改修が必要になってくると思います。町民に安心していただくためにも、町として原因を究明すべきだと思います。そして計画を示すべきかだと思います。この点についてお伺いいたします。

それから、ゲリラ豪雨に対しての対策であります。先程来に職員の方々が一生懸命分水の確認をしたり、権現堂に入る堰を止めたり、やられていることは本当に頭の下がる思いであります。ゲリラ豪雨は2時間、3時間の勝負であります。この対策はいろいろな組織、町民の協力を得なければ達成できないわけでありまして、地域のことを一番知っているのは、地域の方々でありますので、災害を未然に防ぐためにも地域の方々の協力あつての安全、安心のまちづくりであると思います。地域の方々の情報提供など、各団体を交えた協議が必要であると思います。町長の言われる協働のまちづくりの精神ではないのかと思います。町長指導で地域協議会を開催すべきと提案をいたします。町長の答弁を求めます。

この問題は大きな問題でなかなか短期間で解決は難しいとは思いますが、中長期的な整備計画が必要だと思います。そのためには、原因対策にいたる調査が必要だと思います。総合的な調査をすべく予算付けをすべきだと私は思いますが、このことについても町長答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 14番議員にお答えいたします。

一番最初の水路改修の関係につきましては、やはり議員おただしのとおり時間のかかるもの、あるいは中期的なことの考え方もあると思いますので、この改修費につきましては財源との問題もございますので、よく検討してまいりたいと考えております。

さらに地域協議会の設置、これは当然必要であると認識をいたしております。先ほど、住民生活課長から説明がありましたように、横断的な、かなりのいわゆる反省点はまとまっておりますので、そのまとめに基づいて、地域の方々あるいは関係団体の方々と協議する場、協議会の設置をやっていきたいと考えております。

それから、この調査の件についての予算についても、ある程度いままでの反省点を踏まえてどのぐらいかかるか、予算化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

ここで、—————申し上げます。きょう9時30分から1時間30分程度届け出がなく議席を離れておりました。体調不良

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

平成 2 3 年 3 月 9 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	一般質問	
日程第 2	請願・陳情の付託	
日程第 3	議案第 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（井手小丸辺地）
日程第 4	議案第 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（津島辺地）
日程第 5	議案第 6 号	双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
日程第 6	議案第 7 号	福島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 8 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 8	議案第 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 10 号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 11 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 12 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 13 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 14 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 15 号	浪江町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 16 号	浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 17 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 18 号	浪江町文化財保護条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 19 号	浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 20 号	平成 22 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 0	議案第 21 号	平成 22 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 1	議案第22号	平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 2	議案第23号	平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第24号	平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 4	議案第25号	平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 5	議案第26号	平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第27号	平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 7	議案第28号	平成23年度浪江町一般会計予算
日程第 2 8	議案第29号	平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第30号	平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 0	議案第31号	平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 1	議案第32号	平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第33号	平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第34号	平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第35号	平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第36号	平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第37号	平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 7	議案第38号	平成23年度浪江町水道事業会計予算
日程第 3 8	報告第 1 号	専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）

出席議員（20名）

1 番	愛 澤 格 君	2 番	山 崎 博 文 君
3 番	山 本 幸一郎 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	若 月 芳 則 君	6 番	横 山 精 一 君
7 番	渡 邊 文 星 君	8 番	泉 田 重 一 章 君
9 番	橋 爪 光 雄 君	10 番	田 尻 良 作 君
11 番	渡 部 貞 信 君	12 番	鈴 木 辰 行 君
13 番	佐 藤 文 子 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐々木 恵 寿 君	16 番	小 黒 敬 三 君
17 番	勝 山 一 美 君	18 番	三 瓶 宝 次 君
19 番	佐々木 英 夫 君	20 番	馬 場 績 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	上 野 晋 平 君
教 育 長	畠 山 熙一郎 君	代表監査委員	山 内 清 隆 君
総 務 課 長	根 岸 弘 正 君	企画調整課長	谷 田 謙 一 君
税 務 課 長	遠 藤 定 郎 君	住民生活課長	植 田 和 夫 君
産業振興課長	高 倉 敏 勝 君	建 設 課 長	原 芳 美 君
健康保険課長	薦 美 好 君	福祉こども課長	木 村 潔 君
上下水道課長	星 光 美 君	会 計 管 理 者	大 波 誠 君
津 島 支 所 長	紺 野 則 夫 君	教育総務課長	屋 中 茂 夫 君
生涯学習課長	島 田 龍 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	書 記	鈴 木 芳 徳
書 記	鈴 木 清 水		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20人であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
昨日も申し上げましたが、今回、通告された一般質問については、関連する内容と思われる事項が数項目、複数の議員から出されております。いずれも大変重要な事項ではありますが、議事整理上、また、円滑な議事運営を図るため、後順位者の方は先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることなど、重複質問とならないよう議事進行に特段のご協力をお願い申し上げます。

◇渡 邊 文 星 君

○議長（吉田数博君） 7番、渡邊文星君の質問を許可します。
7番。

〔7番 渡邊文星君登壇〕

○7番（渡邊文星君） おはようございます。7番、渡邊文星です。事前に通告しております内容につきまして一般質問をいたします。質問は一問一答方式で行いますのでよろしくお願いいたします。

まず質問に入る前に、事前に通告してあります質問事項1、税務課滞納金徴収業務の取り組みについて、（4）の「不能決算」とありますが、不能の「能」を納入の「納」に訂正願います。

今年に入り、地区住民を含む町民の方から、「お前、昨年の夏以降、議会人としての役目をどのように果たしているのだ。」と何回となく言われた。さらにある人からは、「以前の君の行政や議会に対する熱き思いが全然伝わってこない。君は歌を忘れたカナリアだな」と。私の今の姿が歌を忘れたカナリア。考えさせられました。胸にぐさっと来ました。私の置かれた立場、なんなのかと。私は町民より選ばれて議員となった議会の一員であります。その議会は、

住民を代表する公選の議員を持って構成される地方公共団体の意思決定機関である。また、議会と行政の長は互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず対等の立場の二元代表制である。そこで、議会の使命は、地方公共団体の具体的施策を決定することや、議会が決定した政策を中心に執行機関の行う行財政の運営や、事務処理ないし、事業の実施がすべて適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであります。

さらに議員の職責は、議会の持つ2つの使命、即ち先ほど述べた具体的な政策の最終決定と、行財政運営の批判と監視を完全に達成できる二元代表制下における議会を構成する一議員として懸命に努力することであります。

このたびの町民からの歌を忘れたカナリアの比喩的叱咤激励や、意見、具申をしっかりと受け止め、原点に立ち返り、私は町民の負託を受けた一議員として、納税者の高潔を囑する一個人として、地方自治の理念を追い求め、形ある物にしていくために議会活動に取り組む覚悟です。このことを自分に課せられた重い重い課題と認識し、とりわけ議員として議会の一般質問の機会を侵すことは単なる議員としての権利の行使にとどまるものではなく、行政に対し、町民の思いや願いを届ける町民の代理人たる議員の務めであるとの我が心の反省から、ここに初心に返って、歌を忘れないカナリアになる決意を熱く心に刻み、以下質問をいたします。

それでは、通告1の税務課滞納金徴収業務の届出について質問いたします。長期化する経済の不況から国民所得の低下は著しく生活の困窮化をもたらしており、結果的に担税能力の低下から滞納者が増加し、少なからず町税収の面に大きな影響を与えていると考えられます。そこで、町税は重要な一般財源であり、その確保に向け、町税等の滞納整理に関する調査及び徴収事務を充実強化し、不動的な滞納層の累増を早期に防止するとともに、徴収事務の効率的運営に努め、収納率の確保、向上を図る目的で、各自治体で導入が図られたのが町税等徴収嘱託員制度であると理解しております。

そこで、当町では、どのような状況下で税務課嘱託員徴収制度を導入したのか。その目的と趣旨を嘱託員の給与体系の詳細とあわせてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） ご質問にお答えいたします。この規則は、平成17年10月より、町税、国民健康保険税等の収納率向上対策として、公正な徴収の確保及び徴収率の向上を図るため設置したもので

す。当時、収納率の低下傾向になかなか歯止めがかからない中、さらなる収納体制の強化が必要とのことで導入いたしました。報酬月額でございますけれども、基本額として12万円、能率割額として現年度分が収納額の2%、過年度分として収入額の3%です。

また、納税指導割としまして口座振替指導が税目ごとに1,000円、納税者が手続きしたときでございます。また納税相談指導1,000円、納税者が約束を履行したときとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 次に、平成17年度から平成21年度の町税収納率の状況を現年度分及び滞納分別とその合計を。さらに滞納分収納率のうち、嘱託員徴収と職員徴収別の収納率と金額を資料でお示ください。

なお、数字の開示ですので、事前にこの内容は担当課へ通知済みですので、資料の配付よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） 資料提出をお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時07分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 9時09分）

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） それではこの用紙について若干説明させていただきます。

ただいま配付の資料でございますけれども、二段に分かれておりますが、上の段は収納率の推移、過去5年間分でございます。平成17年から平成21年まで、それぞれ一般会計、国保会計の現年度分、滞納繰越分の収納率でございます。

下の方の段は滞納繰越分の収納額の推移でございます。それを一般会計、特別会計に分かれておりますが、滞納徴収調定額に対して収納額、そのうち嘱託員が集めた金額、収納率となっております。ただ、平成17年10月から採用というか取り入れたものですから、平成17年度は約半分になっております。あとさらに職員分としては合計しておりませんのでご了解願いたいと思います。さらにはこの上の段に偏りますが、平成20年度は県職員、週1回併任徴収というこ

とで、個人町民税関係。特に徴収技術等を学びながら、教えていただきながら町民税関係のご指定いただいた関係で一般分は上がっております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） ただいま配付の資料から見ると、年度別の予算の収納率の推移は、平成17年度から平成21年度まで5年間において、その年の経済に左右されていることが収納率で読みとれます。しかし、滞納収納額の推移では、平成17年から平成21年までには右肩上がりで大幅に一般会計、国保会計とも収納率は上がっているということはこの表で読みとることはできます。

ただ、平成21年度においては、これはこのときは前年、リーマンショック後のさらなる経済不況のためか、若干低下しているようにも読みとれますが、制度が導入されてからの滞納税の徴収率の確保、向上は、確実にこの表から見ると確保されており、かつその制度導入による費用対効果、すなわち先ほどありましたように嘱託員の報酬300万円弱、それに徴収の付加される分がありますので、それと比較しても金額的には十分達成されていると、費用対効果においてもそのように読みとると思いますが、担当課のご見解をお示してください。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） お答えいたします。この表のとおり収納率向上の一翼を担っていると思っております。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 税務課長はつつましい方ですから、今、向上の一翼を担っていると答弁されましたが、この数字を見れば、嘱託員として町歳入に対して多大な貢献をしているといっても、誰もがそのとおりだとうなずくと思います。ときには部下を大いにほめてやってください。仕事はしっかりとします。

そこで、評価の認識は同じであると思いますが、平成21年度だけ若干収納率が低下したことに関して、事務事後評価は行っていると思いますが、その評価はいかになっているかお示してください。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） お答えいたします。事務事後評価についてでございますけれども、昨年12月に行っております。平成21年度実績数字の徴収率が89.6%でしたので、平成22年度は90%から平成27年度の92%まで6年間の目標を設定しているところでございます。

方法としましては、振興局県税部への職員派遣研修等を利用しま

して、組織的に徴収技術力の向上を図るとともに滞納処分を強化する。また、特別徴収の推進等によりまして、滞納防止を図りながら、役場庁舎内の連携強化も図りながら目標実績について実施していきたいところでございます。

さらに収納率の推移表のことでもございますけれども、ご指摘のとおり平成21年度の滞納繰越分の徴収率が低下しているわけですが、税務課としまして、滞納額が大きくなった方々につきましては、まず現年度の納期限内納付を徹底したところでございました。この考えは現年度徴収強化によりまして、前年度繰越額を圧縮するという思いからでございます。これは年金特別徴収なんか同じなんでもございますけれども、高齢者も現年からまっすぐなんですから、公平性の確保も大事なことを考えているところでございます。

さらに、平成22年度でもございますけれども、2月末現在で現年度滞納繰越分共に平成21年度を上回っているような状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 平成21年度についてはそれなりの理由があると。現年度分を優先してやったためにある程度こういう数字になった。ただ、平成22年度については、また収納率は上がってきたということは了解しました。

続いて、法律上、強制的に行政処分決定される家庭は当然に、厳正、詳細な資産調査、世帯内家族構成及び周辺生活状況調査などにも同様に、当然権限を有する税務課吏員によって行われるものとしても、軽度な未納者への説得と単純な自宅への未納金集金業務などは、税務業務の効率的な運用面から、当然嘱託員が税務吏員により調整作成された分納計画書等を基にして、極めてスピーディーかつ効率的に徴収業務が執行されているものと理解しておりますが、嘱託員と税務課職員との業務分担の実態的な運用をお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） お答えいたします。大多数の実際納付されている納税者との公平性を図るため、滞納処分を強化しているところでございますけれども、納税したくても納税できない方には十分な納税相談や納付指導が最重要と考えているところでございます。

この中で、嘱託員の職務は滞納者の訪問収納及び口座振替による納付勧奨等々になっております。嘱託員が訪問収納しても、年度内に完納に至らず滞納額が増えていく場合、訪問収納いたしまして職

員が多方面から調査しまして臨戸訪問等を実施して滞納処分を実施しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 今の答弁ですと、嘱託員と税務課職員の業務のあり方は明確に業務分担されているということであります。この業務分担についてはあとで提言として私のほうで述べさせていただきたいと思います。

次に、町外滞納者に対する取り組みについて、どのような対応がなされているか。町外徴収業務は、業務執行に消費する時間と出張旅費等に要する旅費など、費用対効果の点で問題もありますが、特に相双管内の場合は、出張命令の必要はないと思われるので、嘱託員制度を活用するなどして積極的に行われるべきであります。

また、東京圏等の遠方の未納者に対する場合も集約化を図って、計画的に執行することにより、税負担の公正性を確保する必要があり、ただ放置の上、欠損処理することは許されるべきものではないと考えますが、嘱託員の活用など、現在の町外徴収業務の執行状況についてお示してください。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） お答えいたします。町外徴収は調査を十分に行ってから随時職員で行っております。また、昨年度から県外徴収につきましても同様に事前調査を行ってから実施しております。

さらに町外滞納者対策でございますけれども、滞納処分の流れに沿った対応としての業務と位置づけておりますので、職員による臨戸訪問により実態調査をしながら実施しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 私は、町外へ転出した納税義務者は、新たな他町村の住民という観点から、浪江町への帰属意識は喪失して、納税意識は相当希薄になっているもので推察され、数多く訪問面会して説得を続けなければ、未納徴収金の改修は相当困難になると予想されるので、嘱託員の積極的な活動を図るべきと提言いたします。

それでは通告しておりますこの件の最後になりますが、不納欠損金の決定判断基準についてお伺いいたします。

不納欠損金の処理は、我が日本国憲法第84条に表される基本的原理に基づく租税法律主義に則り、税負担の公平性の確保という理念上から、厳正に執行されているものと理解しております。

基本的には、督促、催告、税務相談などの諸手続を経て、なお事項等の法律の延用を受けて処分決定されているものであるとかねが

ね理解しているところであります。

未納者に対して、自宅訪問などでどの程度の説明と説得を行ったかが重要なかぎとなってくるものであり、ただ机に座って待っていただけでは、なかなか問題は解決しないものであります。

そこで不納欠損金の処理に当たってどのような判断基準が存在して、どのように決定処分されているかお示してください。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） お答えいたします。

地方税法に基づきますが、滞納処分の要件等これは第15条の7第1項に1号から3号ありますが、さらに地方税の消滅事項の関係、これは第18条でございます。この2条に基づきまして、町として滞納処分の停止事務処理要領、さらに地方税の消滅事項の取り扱い要領という形で作っておりますが、それと照らし合わせながら処分しているということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 問題は、消滅事項の地方税法第18条による5年間行使しないで、時効による消滅の問題であり、いかに未納者の生活権を守りながら滞納税の納付を進めるための税務課自体の組織のあり方が求められていると思います。

そこで私の提言を申し上げます。町税は、基本的に行政側の一方的な賦課処分により決定される税がほとんどであり、国税の申告納付とは基本的に違っている点が重要なことであります。そこでは、未納の納税者と積極的に接触を図り、説明し、説得することが必要となり、行財政改革を含める意味からも費用対効果の観点からも嘱託員制度の活用がますます重要性を増してきております。

そして、制度導入の運用目的の一つである考究な責任の重い業務は税務課吏員で、また比較的容易で責任度合いの低い単純業務は嘱託員が行えば、より効率的な徴収業務の執行が可能になるのではないかと考えるものであります。

当町における税務行政の立場での行財政改革を進めるためには、今後収納率の向上を図るため、いかに税務課吏員と嘱託員の連携した取り組みが大切であり、また必然的に求められるものであります。徴収嘱託員制度は、今まさに時代の要求であると考えます。

今後とも、本制度の充実化を図りながら、歳入の安定確保のため、徴収率の向上と維持を図る必要はあるべきことを私の提言いたします。

引き続いて事前に通告している教育行政についてお伺いいたします。平成19年3月定例会では、地方教育行政の組織運営に関する法律第23条に規定されている19項目の事務に関する教育委員会と教育長の教育事務の職務権限について。さらに同年9月定例会では、いじめ問題での学校における文書管理規定についてをそれぞれ一般質問しましたが、そこで問題点が明らかになり、整理され、前向きな取り組みが行われていると理解しておりました。

しかし、4年経過しても、当時指摘した問題がそのまま放置されているため、以下質問いたします。

まず文書管理については、これまで前の教育長は自殺に関する書類については最終報告書しか残っていないと答弁していたが、浪江町情報公開条例の第16条に該当する実施機関として教育委員会が策定した学校に関する文書管理規定は存在するのか。あればその根拠をお示しください。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） お答えいたします。

教育委員会が制定した学校に関する文書管理規定は、浪江町立小中学校管理規則の第33条の2でお示ししております。

その2項では補助面についても示しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） ただいま示されました浪江町立小中学校学校管理規則第33条の2では、文書の保管について、永久保存と5年保存が規定されておりますが、不備とまではいいませんが、このような管理規則で十二分に文書管理ができると思うかお伺いいたします。

もっと具体的できめ細かな管理規則を作成する考えはあるかお示しください。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） ご質問のとおり、文書保存年限は永年保存と5年保存しかございません。したがって、不具合な箇所もあるということから、総体的な見直しを行うためただいま、平成23年4月1日施行に向けて、浪江町教育委員会文書管理規定を整備中でございます。なにとぞご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 新たな文書管理規定を作成するということですので了解いたしました。

それでは次に学校管理規則第33条2の（4）職員会議の議事録は保管されているかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） お答えいたします。

職員会議の議事録は当然保管されております。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 当時の私に対する答弁では、最終報告以外のいっさいの書類はないとのことでありましたが、あるということでもあります。それではこれまでの答弁は、最終報告書の文書しかないといってきたことは、私、どのように理解すればよいのかお示ください。

また、いじめ問題と自殺に関するその他の文書も存在するのではないかと推察しますが、どのような文書が存在するのかお示ください。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） お答えいたします。

いじめに関する一切の書類は最終報告書しかないという答弁の件ですが、ご質問があった平成19年当時の答弁を推測しますと、平成18年12月13日に起きました浪江東中学校の自殺に関しての一切の書類と理解し、答弁していたものと思います。

したがって、最終報告しかないと答弁していたと思います。私が思うには、いじめに関するいっさいの書類とは、今回の自殺にかかわらず、いっさいの書類ということのようで、質問者と答弁者の認識の捉え方が違っていたのではないかと思います。もし、そのようであれば、質問者の意図を確かめて、もっと丁寧な説明をすべきであったと思います。お互いの認識の違いによってそのような誤解を招いたということで、申し訳なく思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 今の答弁ですが、当時いじめに関するいっさいの書類の捉え方が、自殺問題とで狭義的に捉えたとのことですが、私は行政側はどうも情報開示については、あまり積極的ではないという傾向はあるのではないかと考えております。「鉄は熱いうちに打て」という格言があります。問題発生時に、的確な情報公開をすることにより、より良い解決策が見い出せるかもしれません。今後は、課長答弁通りの取り組みをお願いいたします。

続いて、浪江町立小中学校管理規則には、教育委員会に報告するという規定と教育長に報告するという規定があるが、どこが違うかお示ください。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） お答えいたします。

先程来から出ております最終報告書は、浪江町立小中学校管理規

則では、事故の報告は教育委員会に報告するとなっておりますが、実際に報告されたのは教育長宛でございます。

この件につきましては、教育長に対する事務委任規則を運用し、事務処理を行ったと理解しております。そのようなことのないよう、現在、現行規則に基づいて報告するよう各学校へ指導いたしております。

なお、学校教育法施行規則等との整合性も含め、現在、町教育委員会への管理規定を整備中でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 浪江町立小中学校管理規則での教育委員会に報告するという規定と、教育長に報告するという規定の違いは理解しましたけれども、それが規定通り行われているかいないかだけ、イエス or ノーで答弁してください。規定通り行われているかどうかだけ。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 先ほどもお答えしましたが、当時の最終報告書は教育長宛でございました。

以上です。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 答弁で言っていますが、学校における事項については、学校管理規則第36条3には、速やかに教育委員会に報告しなければならないという規定があります。

しかしながらこれは整理しますので、浪江東中学校では、当時教育課には報告しないで、教育長宛に報告しているということでありますから、これは学校管理規則違反であると思いますが、どのようにとらえていますか。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

おっしゃるとおり教育委員会に報告しなければならないと明記されてございます。

実際、今教育総務課長がお答えしましたが、当時の事故につきましては、教育長宛の提出がなされております。規定に基づいて対処すべきことは当然でございますが、事情の一部を申し上げますが、実は小中学校から町の教育委員会に報告書がでてきます。それに町の教育委員会から教育長の所見を添えまして県に、具体的には教育事務所にそれを提出するわけですが、その一連の流れの中で県から様式が示されてございまして、それが実は各学校から各市町村に出

すものが教育長宛というモデルが示されております。その辺ちょっと混乱がございまして、長い間、県内でもいろいろ確認をしたのですが、そういう形で進められている実態が明らかになりました。

ただ、おっしゃるとおり、本来の規定通りに行うべきことですので、不徹底であったということについてはこれは事実でございます。大変いろいろとご迷惑をお掛けしたということでございます。

これが違反ではないかというご指摘でございますが、確かに規定通り行われなかった不都合はございますが、内容から申しますと、子供達の事故につきましては、ものによりましては臨機な指導、助言も必要でございますので、形の上で教育委員会にいちいちご報告をしてしなければならないというよりは、場合によっては教育長が判断をして対応するというケースもございます。重要事項については、もちろん教育委員会にご相談申し上げてご指導いただきますが、そういう経過もありますので、実際に教育長に委任されている内容の一部と理解いたしまして、問題はありましたけれども手続き上の問題ありましたが、あえて規則違反までは判断をしてございません。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 教育長、一番最後の違反とはということではなくて、言葉はきついけれども、素直にルール通りやっていないのであればルール通りやっていないということなので、そういう最後の言葉つけるから問題がややこしくなる。実際はもっときちんとその意向をどの時点かは知りませんが、ちゃんとルール通りにやるよう指導しているわけでしょう。混乱を受けないように。だったらそれを端的に答えてもらえばいいんです。途中経過はいろいろあるのはわかりますから。ただ、今回は一般質問の中で整理することは整理していきましようということでやっておりますから、そのように答弁のほうも、言いたいことはわかります。こういう事情がある。でもそれはいらない部分はあるまいとしないで、きちんとルール通りやっていくのだということで私どもは理解しますから、そのように今後もしっかり規定通りやっていただきたいと思います。

そこで実際、教育委員会で作った規則を自分たちが守らないという実態があったということでもあります。このようなことが教育現場でさえまかり通れば、今まさに我が庁舎内でもいろいろ問題がありますコンプライアンス遵守など、到底無理かなと考えざるを得ないとしておきます。

教育委員会に報告しなければならないという規定があるにもかかわらず、教育長に報告すればよいということであれば、極端な話、教育委員会など必要ないのではないかと私はと思いますが、どのよう

な見解を教育長がお持ちか。さらにこの件の冒頭でも言及いたしましたが、平成19年3月定例会での答弁を踏まえ、どのような改善策がなされているかもお示してください。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 今後、規則通り報告するよう指導いたしております。ご理解願いたいと思います。

改善につきましては、教育長に対する事務委任規則を平成21年9月28日に改正しました。改正の内容は第1条第1項第19号に浪江町情報公開条例の規定に基づく公文書開示の実施等に関する事。そして議案第20号には、浪江町個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の保護に関する事を追加しました。

また、先ほど申し上げました今回4月1日施行に向けて浪江町教育委員会の文書管理規定も現在整備中でございますので、なにとぞご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 今までの議論で明らかになったことは、あれから約4年。年数だけは経過しても、当時指摘した問題が整理されていないことが判明いたしました。当時、私は教育長がすべての職務権限を得て、教育委員会を無視した組織運営が行われている文書等があることは問題であるので、これからは教育委員会と教育長の職務権限を明確にして、条例、規則に沿った教育行政をしていただきたいと提言しましたが、一部取り入れはありましたが前向きな取り組み姿勢が見られません。

さらに、聞くところによると、いじめ問題については、町民からの質問事項についても解決されていない案件があることも含め、今後、同じような指摘を受けないよう、スピード感を持った取り組みを最低限してこの件の質問を終わります。

それでは、通告3の原子力発電所誘致建設について質問をいたします。

皆さんご承知のとおり、我が町の南は、双葉町から広野町までは東京電力の城下町であり、北は南相馬市から新地町まで、火力発電所の城下町であります。それこそ財政的には我が町から見れば、安定財源が確保できる立地市町であります。

ところが、我が町の現状は、昭和42年に浪江町議会において誘致決議された、東北電力株式会社の原子力発電所建設計画は、議決以来今日まで約45年の歳月が過ぎてしまいました。進展、解決しない原発建設問題には、それなりの根本的な原因があるはずです。現在の姿は、過去の行為の結果であり、過去を移す鏡であるとするなら

ば、閉塞した状況にある今、現在のこの原発建設問題を解決させるためには、過去にあったと考えられる問題点を私は真剣に検証して、真実を追究し明らかにする必要があると考えております。

基本的には、原発建設用地買収に関しては、民間当事者同士の問題であるが、地権者に対する当事者以外の介入等はなかったのかどうか。考えられる原因を十分検証してみる必要があると考えます。

もし、何らかの作為を持った不当な介入等の状況があったとすれば、地権者が不信感を抱く結果となり、今現在の原発建設問題が閉塞状況となってしまった大きな原因の一つであると十分考えられるところであります。

そこで、町長自身は現在の原発建設問題での閉塞状況の原因をどのように把握しているのか。地権者が抱いているであろうと思われる不信感などを払拭させるための方策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

今、議員がおただしのおり、誘致以来45年歳月が経過いたしました。その当時のいろいろ分析をしてみますと、やはり原子力発電に対する安全性への不信感、あるいは先祖伝来の土地を手放すということへの抵抗感などがあったということで反対される方が多かったと思っております。町でも、かつては担当部署で事業者と一緒に用地交渉をした時点もございました。そういうことで現在まで来ておまして、若干名の未同意者があるということで、その辺の不信感が一つの原因になっておるのかなという感じがしております。

大変残念なことですが、一昨年の夏、地権者会が解散をいたしました。地権者会の役目を全部果たしたということで解散したのだと思っておりますけれども、解散する前に地権者との大綱合意がございまして、いろんな条件がございました。その条件がある程度クリアしたということで、地域環境整備が整ったということで解散したと考えております。

したがいまして、今後は昨日もお答えいたしましたけれども、東北電力と連携を取りながら、原発と共生できるまちづくりに頑張っ
てまいりたいとこのように考えます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 次の質問は、今、町長が最後に言われた件にも関連すると思いますが、誘致予定企業である東北電力株式会社に対する現在までの町対応姿勢については、町長自身の場合も含めてどのような感想を持っているかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、用地交渉は現在東北電力が未同意者の方と懸命に努力していると聞いております。

そういうことで、先ほども申し上げましたけれども、電力と連携しながら町を作っていくたいということで、早期着工を願っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 私は、浪江町が誘致を予定している東北電力株式会社浪江小高原原子力発電所は、本町にとっては最大の誘致企業となるものと考えております。

私は、我が町に半永久的に多大な財政的恩恵をもたらすはずの誘致予定企業に対しては、対等な良きパートナーとして節度を保ち、礼節を尽くして遇することが大切なことではないかと強く認識しております。

今後とも一日も早く、原子力発電所の誘致ができるよう、行政も含めた節度あるさらなる良好な関係の構築を切に希望いたします。

続いて、許されるならばの設問であります。通告質問事項ではありませんが、昨日15番議員の質問の中で、用地問題解決のための取り組みの経過についての答弁がありませんでした。それでは確認のため、地権者との面談は何回実施されたかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 未同意者の地権者の方という意味でございますね。現在のところありません。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 了解いたしました。

それでは、今回の最後の質問になりますが、浜街道建設計画の現在状況についてお伺いいたします。

最近の朝夕の通勤時間帯における棚塩地区内を通過する車両の増加は激しいものがあることは周知の事実です。生活道路として信号機のない一車線の極めて狭い地域内道路を多くの一般通勤車両及び工事関係車両等が速度を上げながら通行しているために、交通事故の発生が大変心配されています。

また、原発サイト予定地内を通過する道路部分は、たびたび海へ陥没崩落が発生しており、大変危険な状態となっていることは町当局においては十分把握していると思います。

このようないつ事故が発生してもおかしくない状況におかれていることを十分再認識の上で、事故防止のために、管内全線区間の早期開通のために、町当局の立場として、なお一層努力することが必

要であり、今まさにそれが求められております。

そこで確認のため、通称浜街道の第一義的責任を追う建設事業主体者は誰なのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 県道広野小高線の事業者は、県道でありますので福島県ということになります。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 次に、未着工区間の部分については、公式にルートの決定はされているのか。決定されている場合は、その決定に至る経緯をお示しください。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 広野小高線の全体を22工区に分けて県のほうで事業を進めております。この区間のルート決定のための立ち入り調査を平成17年にしております。この調査は、ルート決定までの予備調査と位置づけられております。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 22工区と平成17年に予備調査はしているということですね。要するに、請戸橋から棚塩を越えて原発用地の西側と聞いていますが、それから小高に行くと思いますが、そのルートは何工区で、ルート決定はされているのですか。お示しください。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 大変説明不足がありまして申し訳なかったのですが、広野から小高までの区間を22工区に分けて、今おただしの区間について、北沢工区という工区分けをしております。その中の北沢工区について予備調査をしたということでございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 北沢工区はわかりました。北沢工区はどこからどこまでか教えていただきたいのです。その工区の22のそれぞれ工区の場所はあると思いますよ。どこからどこまでか教えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 現在、棚塩に土盛りをしてありますが、そこから原子力発電所予定地を通りまして、南相馬市小高区までの区間でございます。

○議長（吉田数博君） 7 番。

○7 番（渡邊文星君） 了解しました。そこで、なぜ未着工区の計画が進まないのか。この北沢工区のところでございます。その理由と、何が障害であると考えているのかお示しください。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） たびたび町のほうでも早期着工については要望をしております。その中で、建設事務所の表現を借りますと、関係機関と調整し、今後の進め方を整理しているという回答で、いろいろな形の意味合いが取れるかと思うのですが、この程度までの回答でございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 補足答弁いたします。

先ほど事業主体は県だということで、原子力発電所予定地のサイト内を入れていくルートがひとつ考えられるということで、現在東北電力と県の土木部とでおそらく協議をしていると思います。

ただ、町としては早めにそのルートを当事者間で決定していただきたいということでお願いをしております。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） わかりました。とにもかくにも早期実現に向けてしっかり要望を含めて努力していただきたいと思います。

これで質問を終わりますが、時代は常に変革しています。変革についていけない基礎自治体は埋没してしまいます。住民の生活の豊かさと福祉の向上に向けて、何事にも前向きに、かつスピード感を持った先見性のある自治体運営が求められるものであり、そのための意識改革であって、行財政の改革ではないでしょうか。我が町の将来の展望を見据えたときには、とりわけ原発立地町の実現化は必須条件であり、そこでもたらされる長期に渡る多大な財源は、浪江町の町民生活の安心と豊かさの確保と独立独歩のためには必要欠かすことのできない前提条件となっていることは周知の通りであります。原発問題を解決の上、さらに行財政改革を成し遂げながら、未来への展望を切り開いていく浪江町となることを切望いたしまして、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 今の説明を聞いておまして、文言の訂正を希望します。議事進行です。今の町長の答弁で、町長が最後に発言しましたときに、補足説明という。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 若干お待ちください。

（午前10時00分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 10 時 00 分）

○議長（吉田数博君） 質問者は席にお戻りください。

17番。

○17番（勝山一美君） そんなに大げさにするつもりはなかったのですが、本会議をつらつら見ますと、最近細かいミスが多いのです。大げさにするつもりはないので、一応議長ということで発言を求めた部分が最初はありました。実は、町長答弁について、今回、町長が答弁するに当たり、最後の答弁ですが「補足説明します」と。要するに課長の説明の補足を町長がやったということになります。そうすると、逆なんです。町長が発言するときは、補足という文言はいらないはずなんです。本来ならば、課長クラスの人達は、町長の補足ということで、町長が課長の補足説明はありえないということで、やはりその部分については取り消すべきだというふうに感じましたので申し上げました。お騒がせしてしまって申し訳ございませんでした。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 10 時 02 分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 10 時 02 分）

○議長（吉田数博君） 町長より、答弁を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） ただいま7番議員の質問の中で、「補足説明」ということを申し上げましたが、「答弁をいたします」ということでご訂正をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で7番、渡邊文星君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時20分まで休憩をいたします。

（午前 10 時 05 分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 10 時 20 分）

◇馬 場 績 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。簡潔な答弁を求めて早速質問いたします。

第1は、地域経済の活性化についてであります。ご承知のとおり地域経済を取り巻く状況は深刻であります。長年続けてきた地元小売り商業の倒産、廃業、若年雇用の悪化、米価暴落による所得の減少、生産資材やガソリンなどの急騰は、経営と生活を圧迫しており、デフレと価格高騰が混在する経済情勢は、地域経済をこれまでになく直撃しているのではないのでしょうか。

具体的に質問いたします。大店舗及び中小小売り商業、また工業の年間売上高及び生産と出荷の状況、倒産、転廃業の動向、新規の企業進出、建築確認申請の動向、米価暴落による農家所得の推移、新規雇用及び雇い止めなど、地域経済の実態と現状認識をお示ください。

地域の緊急雇用拡大の取り組みと、町の施策展開についてであります。例えば、臨時雇用の新年度計画、地元採用に対する町の支援など、どのように検討されているのかお答えください。

小規模企業支援の施策についてであります。町長は、去る2月7日に臨時議会を招集。昨年11月26日に成立した政府補正予算の地域活性化交付金、これはきめ細かな交付金4,651万9,000円、住民生活に光を注ぐ交付金933万8,000円、その合計5,585万7,000円に、町の財産収入40万円を上乗せし、主な歳出予算は地域スポーツセンター建設事業に4,300万円、公共施設の看板設置事業に900万円などあります。その補正予算のほとんどを占める6,300万円は繰越明許費として計上されました。その投資計画の理由は、来年度に実施計画されているものであるからということでした。私は交付金の目的である地域の活性化ニーズに応じた事業について、予算付けをもっと吟味する必要があったのではないかと思います。

いずれにせよ、新年度事業の先取りを提案されたわけでありますので、当然のことながら、その交付金に見合う新たな新年度事業を検討すべきであろうと思います。

その1つが制度融資の原資の増額、保証料、利子補給などの小規模企業支援であります。これは政府が企業への資金繰りを支援する景気対応緊急保障制度、いわゆる緊急保障制度を2年前に作りまし

たけれども、3月末で打ち切りになるということでもあります。その激変の対応という意味でも私は重要な施策であると考えます。この制度は、浪江町でも08年10月以降、50件以上を上回る利用申し込みがあったものと記憶しております。現時点における制度補充であります。

2つは、住宅リフォーム助成の事業化であります。公共発注の小規模修繕事業による中小建設事業者の事業参入制度は浪江町でも制度化されておりますけれども、この事業は制度化されておられません。県内で実施されている自治体は、いわき市、広野町、南会津町、会津美里町、新たに実施を決めたのが西会津町、鏡石町、矢祭町、石川町などです。例えば宮城県の石巻市では、10万円以上の増改築工事に対し10%を助成、助成20万円上限。その事業予算に対し、経済効果は10倍から11倍と言われております。バリアフリーはもちろん、耐震診断や耐震改修などにも該当させることができれば、安全と住環境に大きな影響を及ぼす意味でも、社会資本の整備という有効性をもたらすものであると考えます。

この制度については、検討段階から実施の決断をする時期であると考えます。明快な答弁を求めます。

次は、軽トラ市による商店街の賑わいと地域おこしも今各地で広がりを見せていることでもあります。浪江町の伝統行事であるかつての十日市は、所狭しと露天商が並び、人気者のサーカスに人があふれて収穫の秋を共に喜び合う祭りでした。今、時代は変わり、地元各種団体が出展する味自慢の食べ物店が目立ち、あまり浪江町としての特徴は感じられないと言うのが率直な印象であります。

しかし、これまでの伝統行事である十日市祭を生かしつつ、さらに苗木市なども含めた既存の市に、農産物はもちろん、海産物、地元中小業産品のオークションなど、軽トラックで気軽に出展できるようなイベントの模様替え、あるいは行事追加も検討に値するのではないかと考えております。

因みに、島根県では特区を設定し、軽トラの道路使用許可などは、包括申請で済むようにしたということでもあります。そのことも含めて、関係団体との協議など今後の町の対応について答弁を求めます。

次は、度重なる公金管理の不祥事について質問いたします。

町長より、生涯学習課で体育館使用料3万円が被害にあった旨の議会に対する簡単な説明と謝罪があったのは2月7日の臨時議会終了後の全員協議会のことでありました。その後、私は文教厚生常任委員長に委員会審査を求め、2月22日に所管委員会が開かれ、続いて2月24日には全員協議会の議題として審議されました。2月7日

以外には、町長も副町長も出席されませんでした。

そこでおただしをいたします。昨年6月に発覚した元町職員による公金横領事件は、行政に対する信頼を著しく失墜し、議会として百条調査特別委員会を設置。昨年12月議会において、ことの重大性に鑑み、町長は元町職員を刑事訴訟法第239条に基づく刑事告発を勧告し、それを議決いたしました。今日現在、町長は議決の勧告をどのように受け止め、どのように対応されたのかお答えください。

私は、昨年9月議会の一般質問で、再発防止の核心は公務員は全体の奉仕者という立場に立ちきること。その意識改革と条例規則の遵守、公金管理のダブルチェック体制の確立であります。その具体的指針づくり、さらに執行機関としてその義務を果たす決意を求めます。反省された公金横領事件の教訓は何だったのか。その教訓を生かした再発防止をどのように具体化し、どのように徹底したのかお答えください。

再発防止に取り組んだと、重ねて答弁されるかもしれませんが。ならば12月27日から1月17日まで紛失が確認されなかった生涯学習課における今回の現金盗難事件の原因と問題は何なのか。さらに事の重大性をどのように認識しているのかお答えください。

経過報告によれば、生涯学習課が上司に報告したのは、課内の一定調査が済んだ1月27日とのことであります。外部団体である福島総合警備保障に各職員の入室カード使用状況の確認を依頼し、カード使用と紛失の関係を特定しようとしていながら、上司への報告が大幅に遅れ、結果として警察への被害届けが1カ月以上も経過した2月7日になったということは、公金紛失の責任を軽んじていたと指摘されても当然であり、前回の過ちの反省は見られません。一連の独自調査の問題は何か。公務執行という立場から、今後の対策強化をどのように進めるのかお答えください。

次は、公共事業の契約変更についてであります。光ファイバー基盤整備事業の工事費増額の契約変更議案が2月7日の臨時議会で否決され、2月24日の全員協議会において、担当課長が町、事業者、県支援機構との協議の結果、臨時議会に提案した増額変更分については、元請けの責任として金額の変更はない旨の説明がありました。当然のことであると私は考えます。

本工事については、昨年の12月議会では、減額変更の議案が上程され、これは全会一致で可決されました。設置台数の減少に伴う関連事業費の減でありますから、プロポーザル方式の契約であっても、これは当然であります。問題は今回の増額変更であります。本会議と全員協議会において、本工事の契約条項について質疑が行われ、

町の契約条項の追加の義務の根拠について、浪江町工事請負約款を提示されました。その第9条、設計図書の変更。第24条、請負代金額の変更方法等、第1項によると説明をされました。そこでお尋ねいたします。本件工事の契約書は、この約款で契約されたものなのか。だとするならば、その写しをお示してください。

現在進行中の地域スポーツセンターの建設事業もプロポーザルデザインビルド方式によるものであり、その実施要綱第16条には、契約は特定者から、いわゆるデザインをした業者です。提出された技術提案書に基づき町長と締結するとあります。地域情報通信基盤整備工事において、町側が追加負担をしなければならないとする根拠に、議会に示された先ほどの契約約款、平成13年告示第20号は、特定者から提出された技術提案書に基づく契約と同一のものなのかどうか。あるいは全く別物なのか。明確にお答えください。

経過と内容説明の矛盾は、5億2,400万円を超す本件工事契約書の存否、あるいは議会に示された説明の正当性が疑われるものがあります。この際、この件についての明快な経過を明らかにされると同時に、町発注の契約締結の実態はどうなっているのか。その他の契約案件、工事請負委託事業、物品納入等の各般についての契約締結についてお答えいただきたい。

公共工事入札の実態についてであります。土木、建築、上下水道、電気、空調設備の工種ごと、落札業者別、上位5社とその落札率について、資料による答弁を求めるものであります。

浪江町の一般競争入札は、5億円以上とされております。県内の現状については、1月25日付福島民友で報じられており、その基準は会津若松市や二本松市の250万円以上、さらに1,000万円以上から5,000万円のところ。富岡町では24億3,000万円以上が一般入札の案件となっており、県内市町村における一般競争入札基準設定そのものは、現状は試行錯誤の段階にあると考えております。浪江町での5億円以上という基準設定の是非、あるいは総合評価方式の導入との整合性など、見直しが求められていると思いますが、お答えいただきたいと思います。

また、1社応札。したがって1社落札という特名契約の実態は、公共工事独占の側面があります。いろんな事情があるかもしれませんが、しかし、そのことも含めて入札制度の改善の取り組みが重要課題であると考えます。公共入札問題についての現状認識についてお答えください。

長期化する不況の下、公共工事削減や低単価の問題が深刻であります。特に建設業界では、下請け、孫請けが闊歩し、指し値発注や

低単価の押しつけ、いわゆる赤伝処理で、業者ばかりか建設労働者の賃金が安すぎる、生活が容易でないという現状があります。公平な立場で改善するために、公契約法の制定を求める要望書が全国市長会からも政府に提出され、今、全国の市町村で一定の取り組みが行われていることは、ご承知のとおりであります。公契約の条例提案など、公共入札制度の改善をどのように検討されるのか、お答えいただきたい。

次は、除雪、凍結対策についてであります。最近、浪江地区交通安全協会など、4者連名で交通事故多発警鐘のチラシが配布されました。そこには国道114号線での転落死亡事故、これは前津島支所長の交通事故のことですけれども、それも掲載されておりました。この場を借りて前支所長のご冥福をお祈りいたします。

津島の冬場の状況は、平場では想像できないかもしれませんが、この冬の津島の最低気温は1月31日の氷点下13度が最低記録でありますけれども、全く寒い冬が続きました。大雪こそはなかったものの、雪の日が多いというのが今年の冬の特徴でありました。そんな中、危険を伴いながら国道、県道、町道の除雪作業に携わった方々には感謝の意を捧げるものであります。

同時に、車社会の中にあって、通勤、通学、生活の日常において除雪や凍結など、安全対策を強く望まれているのも事実であります。今でも津島の主要町道には車道の雪が路面凍結し、氷の状態で轍ができており、高齢者のみならず、危険を感じるところが何カ所もあります。白追地区の場合は周辺住民の奉仕活動で、何度か道路に山砂を散布したこともありますが、善意と奉仕には限りがあります。

町道除雪の路線契約は多くの場合、大型農機を持っている農家に依存せざるを得ないのが実情であります。したがって、早朝除雪を望むのはしょせん無理な話であります。雪や道路事情を踏まえ、建設課がどう乗り出すかということであり、高齢者世帯の除雪対策、道路の除雪、凍結防止活動に町が町民安全安心の立場から乗り出すべきであると考えます。お答えください。

私も12月議会の一般質問で改善を求めましたが、国道114号の転落死亡事故という犠牲まで発生したわけでありすけれども、融雪剤の国道散布は、これまでになく実行されております。同時に、側溝脱輪、カーブやトンネルの出入り口での事故などが多発しました。危険箇所のガードレール設置や、あるいは危険箇所の拡幅なども含め、道路114号線の改良促進はもちろんでありますけれども、緊急応急措置も同時に進めるべきであると考えます。関係機関に要望されるかお答えください。

津島地区の道路の安全確保については、冬期間の臨時要員を配置するなど、道路パトロールや坂道や凍結による危険箇所の融雪剤散布、場合によっては重機を活用した除排雪など安全対策の具体策が求められております。その強化が求められております。どうされるのかお答えください。

学校給食共同調理場の空調設備の現状と設備計画について質問いたします。北海道岩見沢市の学校給食で1,500人を超す食中毒被害者を出し、改めて学校給食の安全管理のあり方が問われております。これまで明らかになったことによればサルモネラ菌による食中毒ということであります。津島地区共同調理場には空調設備がないため、特に夏場の食品衛生、安全管理が心配され、PTAの教育委員会要望事項として提出したにもかかわらず、当面設置の考えはありませんということでした。ということを知り及んでおります。食品衛生法と、保健所の設置基準ではどうなっているのか。また、子供達の日常の命と健康管理にかかわる問題として考えるならば、早期の設備設置を進めるべきだと考えます。お答えください。

子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の3ワクチン接種助成の取り組みについてであります。このことについては、国は、昨年11月、交付金による3つのワクチン接種事業を決定しました。子宮頸がんワクチン接種については、12月議会で実施に向け協議中という答弁が私の一般質問に対してありました。接種事業の着手は、喜ばしいことでもあります。同時に、国の交付決定事業の上限年齢は、子宮頸がんは高校1年、ヒブと小児用肺炎球菌は4歳を上限年齢としております。浪江町における3ワクチンの実施対象年齢をお示しください。もし、国の上限年齢を対象としないことになれば、初めての接種機会を失うことになることが懸念されるわけでありまして。さらに2年間の時限措置でありますけれども、これは法定の定期接種化を国に強く求めていくべきではないでしょうか。答弁を求めます。

子ども手当について、2点お尋ねいたします。子ども手当法案はまだ成立しておりませんが、これと抱き合わせの所得税、住民税の増税は決まっております。廃止されるのは0歳から15歳までの年少扶養控除、所得税現行38万円、住民税現行33万円の廃止。また次年度以降、16歳から18歳までの特定扶養控除上乗せ分、所得税は25万円、住民税は12万円も廃止されます。これは財源の裏付けのないまま打ち出された2万6,000円の子ども手当なるものがその場しのぎのものであり、残ったのは増税の仕組みだけであるといっても過言ではありません。浪江町における増税の対象世帯、人数、負担増はどれくらいになると試算されているかお答えください。

2点目は、所得控除廃止による課税所得の増により、国保税や保育料など、その他の負担増の問題が発生することです。どのような税金や公共料金が負担増になるのか。その対象世帯と影響額についての試算をお示しいただきたいと思います。

問題は、国保税や保育料など、今でも納めたくても納められない高い公共料金、税金であります。そこに新たな負担増ということになれば、まさに深刻であります。その軽減策を講ずるべきであると考えますが、どうされるのかお答えください。

子ども手当に関連して新たな問題が浮上しております。3月末までにこの法案が国会で成立しないことも予想されるからであります。とすれば従前の児童手当が復活、支給事務を担当する市町村が大混乱することもあり得るのではないかという問題であります。全額国庫負担の公約が反故にされたばかりか、地方からは自治体裁量のない子ども手当は、地域主権に逆行しているとの厳しい批判が相次いで出されております。貧困と格差拡大の中で、子育て世代にとって子ども手当と抱き合わせの増税負担や、保育所などの受け皿の不足は、極めて深刻な問題であります。さらに時限的立法とも言える法律で地方が振り回されるような施策ではなく、総合的な子育て施策の充実こそが求められているのではないのでしょうか。町長の所見をお示しくください。

最後に、原発問題についてお尋ねいたします。長期連続運転による雇用創出、地域経済への影響についてどのように試算されているか答弁を求めて、私の1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで資料配付のために暫時休議をいたします。
（午前10時50分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。
（午前10時51分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） それではご質問にお答えいたします。

まず大企業及び商業関係の年間売り上げ、生産出荷の状況でございますが、商業統計それから工業統計を参考にさせていただいておりますのでご了承ください。

まず商業の売上高につきましては、平成19年度の調査のもので申し上げますと、売上高は292億379万円です。工業関係では、平成20年度で生産額344億1,489万円、出荷額344億106万円となっております。

す。

倒産、廃業につきましては現在細かい情報が入っておりませんのでご了承いただきたと存じます。さらに新規の企業についてでございますが、こちらも現在のところは予定は入っておりませんとの情報を得ております。

次に、建築関係でございますが、あわせて私のほうから報告させていただきますが、建築確認申請につきましては平成20年度73件、平成21年度78件、平成22年現在で85件となっております。

次に、米価下落に伴う推移でございますが、平成20年度の反当たり収入が10万1,600円でございます。それから平成21年度が10万700円、平成22年度は品質低下のために二等米計算でさせていただきますといずれも反で申し上げておきますが、7万2,800円となっております。ただこれに戸別補償金の定額分が1万5,000円、それから変動分、先ほど発表されました1万5,100円を合計すると10万2,900円になる計算となります。

次に、新規雇用についてでございますが、今年度の浪江町出身者の卒業生、企業への就職は現在希望数が72名、うち69名が内定しております。

次に、これに対する町の助成金でございますが、これは1人につき10万円をその企業に奨励金として助成金として交付する要綱ができております。ただ、残念なことに、平成22年度は申請はございませんでした。これについては再度広報とホームページを使って、広くお知らせをしていきたいと考えております。

次に、企業の聞き取りをしたところ、非常に厳しい現状であるということは何の企業もおっしゃっておりました。会社自体の体制をその現在の範囲内に抑えながら、新規雇用も抑えて数人の中途採用を実施しながら現状維持を続けているという状況でありまして、経済の先行き不透明感、それから円高の影響による受注の減少によるコストダウン、さらには原油価格の高騰を始めとして、さまざまな影響が懸念されておりまして、地域経済への影響は避けられないものと考えております。非常に厳しい状況にあるとの認識に変わりはございません。

次に、緊急雇用拡大の施策についてでございますが、平成22年度基金を活用した雇用創出を図っているところでございます。緊急雇用創出事業については6事業でのべ19名、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては3事業で6名の雇用を実現しております。平成23年度につきましても、同じくふるさと雇用再生特別基金で3件、5名。それから緊急雇用創出事業については6件で14名の雇用創出

を見込んで事業の要望を出しているところでございます。

また、厚生労働省の委託事業として、第2期相双地域雇用創造推進事業ということがございます。こちらに対しても事業を要望しておりまして、これは年間で約70名程度の講習といいますか、勉強会をさせていただいて、それを雇用につなげるという形で現在、県のほうに要望しているところでございます。

内容としては、観光ガイドの人材、それからそれに対する企画開発に当たる雇用創出という人材育成の講座を開催するという予定になってございます。

それから、小規模事業支援についてでございますが、浪江町の中小企業振興資金制度につきましては、平成21年度で9件、平成22年度は4件の利用をいただいております。また、同じく融資利子の補給制度につきましては、平成21年度以降でのべ5件の利用がございます。

さらに議員おただしのありましたセーフティネットワーク、緊急補償制度の申請件数でございますが、述べ件数で申し上げますと、現在120件ほどございます。平成22年度は24件の申請が出されております。こうした制度につきましても随時ホームページ等で掲載をしておりますが、今後も定期的に広報等を通じて情報発信をしたいと考えてございます。

次に、住宅リフォームの助成についてでございますが、これにつきましてはリフォームについて、その一部を助成するというところで緊急経済対策として行われておる町村があることは承知してございます。浪江町におきましても、商工会からの要望がございまして、（仮称）浪江町地域経済活性化支援事業ということで実施する予定でございます。これにつきましては、事業内容は町内に居住し、または居住しようとする個人が、町内に本社を置く住宅関連事業者を利用して個人の住宅の新築を行う場合、その面積により奨励金を支給するというものでございます。この奨励金につきましては、商工会を通じて浪江町の商品券で支給するということによりまして、町の商店街の活性化を図り、また町内の住宅関連業者を活用することで、地域経済の活性化や、雇用の拡大に繋がる効果があると考えてございます。

最後に、軽トラ市でございますが、浪江町の直売所協議会におきまして、平成21年度から暮れ市、それからお盆の朝市と暮れ市、年2回程度の直売会を役場前の駐車場を使って行ってまいりました。直売は大体好評であったと考えておりますが、ご提案のありました軽トラ市につきましても開催場所、それから日程等についても協議

会と検討しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 度重なる公金管理不祥事についてお答え申し上げます。

12月議会で報告のありました公金流用事件に係る百条調査特別委員会の内容につきましては、行政側として非常に重く受け止めておりますが、関係職員が既に町職員としての身分を辞していることから、改めて刑事告発を行うことは考えておりません。

ただ、再発防止のための職員の法令遵守に対する意識改革等につきましては、昨日5番議員にもご答弁申し上げたとおりであります。昨年中に発生した職員の一連の不祥事も踏まえ、町長始め、全職員一丸となって意識改革を含めた再発防止対策を講じてきたところでございます。具体的には職員のコンプライアンス意識を高めるため、係長以上の幹部職員研修、一般職員研修と職場研修を強化し、特に会計事務の適正化や公金の適正管理を徹底し、公金に関する職員の意識改革を図ってきたところであります。

また、団体事務の取扱事務方針の策定、会計事務、チェックリスト、業務チェックリスト作成による点検強化、懲戒処分基準、公表基準の厳格化等により対応してきたところでございまして、二度と不祥事を起こさないという強い決意の下に再発防止に向け、取り組んできたところであります。

また、今回の原因、問題ということでもありますけれども、今回の公金紛失に関しましては、現金を保管するためレジに施錠、事務室に施錠、ふれあいセンターに施錠と厳重な保管状態にあったものの、現金を速やかに金融機関へ納入せず、長時間レジにて保管していたことが原因であると考えております。財務規則通りの運用をしておれば未然に防止できた問題でありますので、今後財務規則に則った公金管理の徹底と、収納管理に関する点検機能の強化により公金の保管、管理に不手際のないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 生涯学習課の現金紛失事件の原因という部分でご答弁させていただきます。

原因につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりだと思っております。町民の皆様や、議会の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。

現在は、警察による事実解明を待っておりますけれども、このたびの出来事に関しましては公金等の管理等に不備があったと言わざるを得なく、所属長として誠に遺憾に存じます。

続きまして、町独自の調査の問題は何かについてお答え申し上げます。このことにつきましては、まず事実確認に努めました。生涯学習課執務室への入室状況、レジスター内の使用料の入金状況、保管状況、その他公用物の紛失状況を再三に渡り職場内で調査した結果、業務上での紛失とは確認できませんでしたので、盗難によるものと推定し、福島県双葉警察署浪江分庁舎に平成23年2月7日に提出したところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今後の対策強化でありますけれども、昨日5番議員にもご答弁したとおりでございますが、まずは職員に公金管理に関する問題意識、あるいは危機管理を徹底するためには職員一人ひとりが自らの倫理意識を高めていくことが重要であります。このため、組織内の危機管理徹底のための法令遵守研修を継続的強化していきたいと考えております。

また、当然のことではありますが、財務規則によった適正な公金管理の徹底、あるいは収納管理に関する点検機能の強化により公金の保管、管理に遺漏がないように努めてまいりたいと考えております。

さらに、現在の再発防止策の徹底と今後設置予定のコンプライアンス委員会及び内部体制の整備により再発防止の実効性を高め、町民の皆様の信用と信頼の回復に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、3番目の公共事業の入札改善について。地域情報通信基盤整備工事契約の契約書等についてお答え申し上げます。プロポーザルデザインビルド方式とは、事業予定額を示した上の設計施工一括発注方式であります。

一方、地域情報通信基盤整備事業では、この方式ではありません。あくまでも公募型プロポーザル方式を採用したところでございます。地域情報通信基盤整備事業では、公募型プロポーザル方式で調査設計業務構築工事、及びその後の通信運営を含めて事業者を選定したものであります。公募型プロポーザル方式とは、事業者の選定方法の一種で、事業の提案を公募し、提出された提案書について実施要綱であらかじめ示された評価基準に基づき審査を行い、事業者を選定しております。

選定しましたのは、提案書選定の時点ですでに競争が終了しているとの考えから、次に契約によりまして、実施設計業務を締結し実施設計業務と同時に積算業務を別途発注し、国及び県の参加基準によりまして、工事設計額を算定したところでございます。

その後につきましては、通常の随意契約による工事発注によりまして、工事請負契約を締結し、それに基づきまして資料としてお配りいたしました工事請負契約約款を使用しております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 町発注の契約締結の実態についてお答えいたします。公共工事の契約方法につきましては、地方自治法施行例に規定されており、主に予定価格が浪江町財務規則第125条の規定である金額以下の場合には随意契約による。それを上回る場合には指名競争入札により契約を締結しております。また、入札執行につきましては、予定価格5,000万円未満につきましては指名競争入札、5,000万円以上につきましては意向確認型指名競争入札により入札を執行しております。

さらに、今年度より新たに公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、設計金額3,000万円以上の工事につきまして総合評価方式を施行しており、町営住宅建設工事1件について総合評価方式により指名競争入札により契約を締結してきております。

また、今年度2月末現在の一般会計における契約締結状況は、これは支出負担行為を集計したものでありますけれども、件数を申し上げます。工事請負契約149件、うち指名競争入札55件。随意契約94件、これはプロポーザル方式1件が含まれております。委託契約279件、うち指名競争入札18件、随意契約261件。物品購入130件、うち指名競争入札7件、随意契約123件であります。入札の実態の工種別落札率等につきましては資料提出を求められております。

資料提出をお願いしたいと思います。それではその表によってご説明申し上げます。平成22年度公共工事発注実績についてでありますけれども、土木工事が36件で平均落札率は95.9%でございます。上位5社はご覧のとおりです。建築工事15件で平均落札率が96.7%。電気設備工事が1件で72.3%であります。暖冷房衛生設備工事4件で94.1%の平均落札率であります。上下水道工事17件で94.0%の平均落札率であります。

次に、一般競争入札の実態を問うということでもありますけれども、入札制度の見直しにつきましては、浪江町入札制度検討委員会において検討しているところであります。一般競争入札につきましては、一定の資格を有する不特定多数の希望者を持って入札を行う入札方式であり、当町では設計金額により一般土木工事5億円以上、建築工事15億円以上の場合行うこととしております。

公共工事等における一般競争入札は、工事施工の品質確保等の観点から、入札参加者の技術力や工事实績など、一定の条件を定めて

実施する制限付き一般競争入札により行われており、県内他自治体での実施状況等を参考に当町での実施方法、実施体制等について、検討してまいりたいと考えているところであります。

また、総合評価方式の導入につきましては、今年度から設計金額3,000万円以上の工事について施行しており、これは公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づくものでありまして、価格のみでなく、企業の技術力、工事実績、地域貢献など、価格以外の項目を評価の対象に加えて総合的に評価することにより、工事の品質確保を図るものであります。

また、1社応札となった入札につきましては、随意契約時に十分な競争性を確保できなかったこともあり、入札の際に提出いただいた技術提案書の検討や工事の施工監理監督については、より慎重かつ詳細に行い、工事の適正な施工に努めたところであります。

今後、より適正で公正な入札を執行するため、多くの入札参加者を確保し、競争性を確保することも必要であると認識しております。

指名競争入札においては、特殊な工事を除き、適正な業者数を指名する。また、プロポーザル方式のような公募型の入札等執行する場合にも、より多くの業者が参加できるよう、入札参加資格要件の検討を行っていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 除雪、凍結対策についてお答えいたします。

今シーズンは朝晩、雪が降ったことや低温が続いたことで路面凍結や路面の雪がゆるむこともなく大変困った状況であります。そんな中での情報や提案をいただき、滑り止め用の砂などの配置やゆるんだときの除雪という部分で取り組みをしたところです。支所には融雪剤のべ150体を配置したところであります。

次に、国道114号関係の狭隘区間や急カーブなど多数ありまして、いろいろな機会を捉えまして要望してきたところですが、今後も引き続き要望をしてまいりたいと思います。

ここ数年、建設業者も重機オペレーターの高齢化など、喫緊の課題もあると認識しておりますので、今後いろんな方々と相談をしていきたいと考えております。

最後に、ご紹介のありました赤字木白迫地区の路面凍結の際の地域活動に対しましては、大変ありがたく思っております。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 教育、子育てについて、まず学校給食調理場の空調設備についてお答え申し上げます。

調理場の空調設備の現状についてでございますけれども、町内4カ所の調理場で空調設備、いわゆるエアコンの整備されている調理場はございません。昨年の猛暑時において、大変厳しい環境の中で調理作業ということで、ご苦勞をお掛けしているのが現状でございます。

次、職場環境の設置基準についてでございますけれども、労働安全衛生法上から言う環境基準でございますが、室内の温度は25℃以下、湿度は80%以下に保たれることが望ましいとされております。

次に、設備計画についてお答えします。昨年の夏の猛暑の影響は学校現場にも及んでいることは12月の定例議会でもお答えしたとおりでございます。子供達が登校後、体調を崩し、保健室を利用した回数も例年になく多かったところでございます。特に、小学校児童に多かったことから、保健室への空調設備の整備を優先的に考えているところでございます。

ご指摘の給食調理場への導入についても、馬場議員始めPTAの方々、あるいは調理場の先生方からもご要望はございます。保健室と一緒に整備できればよいのでございましょうが、何しろ限られた予算の中で進める事業ですので悩むところでございます。

今後、財政当局とも協議を重ねながら、財源を捻出しながら整備できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） ワクチン3種の助成と定期予防接種化を問うについてお答えいたします。

平成23年度当初予算に子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種を全額補助で実施する予定で予算計上をしているところであります。子宮頸がんワクチンについては、平成23年度については中学1年生から3年生を対象に実施する予定であります。

また、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンについては、0歳から4歳で実施を予定しております。子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種は、予防接種法に基づかない定期外接種となっておりますが、現在、国のほうで定期接種に続けることの検討に入っているところであります。

また、町といたしましても、双葉地方町村会に対しまして、補助の継続要望を行っておりまして、町村会の方から県に対しまして要望を行う予定であると聞いております。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（遠藤定郎君） 子ども手当についての中で、所得税住民税控除廃止、縮減によります増税の制定を問うということに対してお答えをいたします。

平成22年度税制改正による平成24年度からの個人住民税の一般扶養控除が廃止されました。まず0歳から15歳までの一般扶養控除額33万円の廃止についてでございます。

この扶養控除を受ける対象者は約2,100名で納税義務者は約1,280名おります。控除額は約6億9,300万円でございます。この控除額に対する税額は約6,900万円、町では4,100万円でございます。

また、国税の所得税が平成23年分から実施になりますが、同様に一般扶養控除額38万円が廃止されます。控除額は約7億9,800万円で、税額は税率5%としまして約4,000万円となります。

結果としまして、納税義務者に1,280人の個人住民税と所得税を合計しますと、控除額は約14億9,000万円、税額は約1億900万円の増額となります。

次に、16歳から18歳までの特定扶養控除、この上乗せ分も同様に平成23年、平成24年からと廃止になります。

上乗せ分の個人住民税分12万円と所得税25万円が廃止となります。この扶養控除を受ける個人住民税対象者は約666名で、納税義務者は約590名おります。控除額としましては約8,000万円です。この控除額に対する税額は約800万円で、町分は480万円となります。同様に国税の所得税につきましても控除額は約1億6,500万円となります。

税額としましては5%としまして約830万円となります。この合計します納税義務者590人の個人住民税と所得税を合計しますと、控除額は約2億5,400万円、税額は約1,600万円の増額となります。以上の2つの区分の0歳から18歳までの総合計をしますと、納税義務者の合計は約1,870人となります。控除対象者は約2,760人となります。控除額の合計としまして、約17億3,779万円です。税額としましては、約1億2,500万円の増額となります。

さらに今、国のほうで議論されておりますけれども、まだ決定されませんが、今の平成23年度税制改正によりまして平成25年度から合計所得金額400万円、給与収入の場合は568万円を超える納税義務者になりますが、23歳から69歳の青年扶養控除の33万円が廃止となる見込みといわれております。この改正につきましては、子ども手当支給対象者には直接は影響がないと思われれます。

次に、この改正によりまして、平成22年度改正の一般扶養控除廃止、平成23年度改正の青年扶養控除廃止によりますところの国民健

康保険税の影響でございますけれども、浪江町では、所得割算定方式には総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額に算定税率をかけるとしておりますので、改正の影響は国保税にはないと思われます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 原発の高経年劣化と安全の問題を問うというご質問にお答えいたします。

福島第二原子力発電所3号機における定期検査間隔の延長につきましては、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会等において、事業者には機器の経年劣化への対応など、これまでの取り組み状況について説明を求めています。現在、事業者からの認可申請等について国が審査しているところであり、今後も福島県原子力発電所安全確保技術連絡会等において、国、事業者からの必要な説明を求めるなど、安全安心を前提に推移を見守ってまいりたいと考えております。

それから老朽化における安全確保についてであります。機器点検の問題につきましては、事業者において一つ一つのトラブルに即して原因究明を行い、再発防止対策をしっかりと講じていくことが重要であると考えております。

事業者に対しましては、引き続き福島県原子力発電所安全確保技術連絡会等で保全活動の品質改善に向けて着実に取り組むよう求めていますと考えております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村 潔君） 子ども手当の中において、保育料の負担増の影響と対策について問うということについてお答えしたいと思います。先ほど税務課長も申し述べたとおり、平成20年度の税制改正において、平成23年度分の所得税から適用される一般扶養親族のうち、年齢が16歳未満の方に対する扶養控除が廃止されることになります。これによりまして、平成24年度以降の保育料の影響についてでありますけれども、現在の保育所の徴収金額基準の各階層に定めた場合について、これは平成20年度当初、4月1日現在で昨年の4月1日ですけれども、コスモス保育園、津島保育所、計184名の中で試算しておりますけれども、階層が上がる入所者が61名、率にしまして33%。約3人に1人が上位階層に移行することになります。

影響額につきましては、階層により移行による差額に差は多少ありますけれども、61名で月額約33万2,000円の負担増となります。

また、負担増に対する軽減策についてでありますけれども、国基

準における各階層ごとの定義において1階層から8階層まであり、階層ごと、その範囲が税額等により決められておりますので、国の保育所徴収基準の改正がない場合は、前段のとおり、保育料の負担増となりますが、平成19年の所得税並びに平成20年度の住民税改正時に負担割合がほぼ逆転した際に、平成20年度以降の保育所徴収基準についてもそれに対応して改正された経過がありますので、平成24年度以降の保育所の徴収金額基準についても改正があるものと考えているところであります。

今後につきましても、基準改正と国の動向を注視すると共に、情報収集に努めていきたいと思っております。

次に、子ども手当についてでありますけれども、支給額並びに財源構成等についての子ども手当に関する法案が現国会で審議中であり、議員ご指摘のとおり、成立しないことも予想されることから、6月以降の支給について混乱が予想されます。町としても早期の成立を希望すると共に、支給月での支払で準備に努め、迅速に対応していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 原発の長期運転についての2点目、作業員の雇用減少と賃金等の目減りの予測等ご質問にお答えいたします。

東京電力は、このたび福島第二原子力発電所3号機で連続運転期間、これは定期検査間隔を延長する計画を発表いたしたところであります。実施されれば、定期検査の間隔は、これまで13カ月以内から16カ月以内に広がります。地元からは運転開始から25年が経つ3号機の安全性や定期検査の作業が減ることによる雇用の影響に不安の声が寄せられたということでありました。原子力発電所立地4町でつくる福島県原子力発電所所在町協議会が平成23年1月17日に開催され、その目的は運転期間延長を可能とした新しい検査制度や雇用対策について、国、東京電力から確認することでありました。会議の中で、東京電力からは、今まで定期検査が重複して作業量が一時的に集中していたが、間隔を広げることで重複が避けられるとして常に一定の雇用を提供するという提案がありました。

従来の定期検査の作業量は、年平均で現状レベルの約3割から4割程度減少しますが、経年劣化改良工事等、それから機器保全管理建屋における年間を通じた作業の実施により、今後10年間の作業量は現状レベルから減少しないとの報告でありました。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 訂正がございます。申し訳ございませ

ん。先ほどご答弁申し上げた中で、新規卒業者に係る企業への10万円の補助でございますが、この助成金は県の補助金に町が上乗せをしている事業でございます。これは平成22年度のみで、平成23年度は県のほうで補助してございませんので、こちらについては県の動向を見ながら、再度考慮していきたいと考えております。

訂正して、お詫び申し上げます。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 報告につきまして、遅れた部分につきましては、事実確認のために時間を要しました。私どものできる範囲内で慎重に事を進めた結果でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 再質問の順序が逆になりますけれども、原発問題から入りたいと思っております。原発問題の質問は大きく2つでした。高経年劣化の問題と長期連続運転による雇用、地域経済の検証の問題であります。

ご存知のとおり、福島第二原発の3号機というのは運転開始して3年後の1989年1月、忘れもしません。再循環ポンプが壊れたまま運転を続けて、原子炉内部に無数の金属片が流れ込むという日本の原子力問題で経験したことのない重大事故を起こした号機であります。

その後、2年間検討を重ねて運転再開したわけですが、いずれにしても運転して25年を経過するという経歴の号機でありまして、そういう号機をなぜ選んだのかという素朴な問題があります。そのことについて、東電との関係で、あるいは県との関係で情報を得ているとすればお答えいただきたい。

それから、長期連続運転については、実は福島県の福島第二原発3号機を含めて全国では2例目なのです。率直に言わせてもらえば、先ほど誰か質問で広野から双葉は原発城下町だという発言がありましたけれども、この原発城下町が長期連続運転の実験場にされるということではないかと思うのです。

実は、つい最近明らかになったことでありますけれども、福島第一原発の1号機から6号機までの点検、これは定期点検対象ではないけれども自主点検対象でありますけれども、6号機では熱伝導弁に電気を送る残留熱除去系統の分電盤が11年に渡って点検していなかったという事実が明らかになりました。それも含めて、分電盤が11年間点検してこなかったという問題とあわせて、1号機から6号機の間で、33機種に渡る点検漏れがあったと。それから第二原発の

1号機から4号機まででも、機器の点検漏れが21もあったということが明らかになったわけです。これは自主点検対象機器ではあっても、実は重大な事故を起こせば重大な問題に発展する原発において、こういうミスが重ねられていると。その上に、従来の13カ月間隔の定期点検を3カ月延ばして16カ月にするということは、まさに危険の比重を我々には予想できない世界で危険が伴うのではないかと考えられる訳であります。

私は、こうした東京電力や国や県における長期連続運転の容認の思想は、背景には事業利益優先、原発の安全神話の思想があるのではないかと思いますけれども、町長は、関係する会議に出席されて、どういう認識を深められたか。私が指摘した問題について、どういう認識をお持ちになったかお答えください。

それから、雇用創出の問題であります。10年間は減少しないという説明が東電からあったということですが、実は私は共産党県議団と連絡を取って質問通告したわけではありませんけれども、県議会における共産党、宮川県議の一般質問において、このことについては県当局は1カ月4,000人の雇用が減少するという答弁が出ております。

あわせて私の質問においても、東電との関係でどういう説明を受けたのか、県との関係でどういうヒアリングをされたのか、私の質問に沿って改めて地域経済の影響など、金額的な額で表していただきたい。答弁を求めます。

それから、地域経済活性化の問題で、重要な問題で2点だけ質問いたします。小規模企業支援に対する具体的な施策として、町独自の金融支援策も充実すべきではないかということを質問しました。

現在ある制度で十分だということですが、先ほど答弁があったように、緊急補償制度に対して浪江町では既に120件の申し込みがあると。これはこれで続くわけけれども、当然のことながら新たな業種、新たな事業者が緊急補償の申し込みをされるかもしれない。ところが補償対象を大きく制限するというのが国の考えであります。そういうことも踏まえて、町としては緊急補償における欠落部分をどういうふうに穴埋めしていくのかということが重要ではないかと。そこにもってきて、今の深刻な経済の問題があると。従来通りの金融、中小企業支援政策では問題があるということでの質問であります。再度答弁を求めます。

それから軽トラ市については改めて私の質問の意図を組んで、直売所協議会との協議だけではなくて、他の成功している事例等もお調べになっていただいて具体化するように検討していただきたい。

答弁いりません。

問題は住宅リフォームであります。先ほどの答弁では、新築住宅に対して商品券で奨励金を出すと。これはこれで新しい制度だから私は結構だと思います。問題は、新築住宅ということになると、先ほどの確認申請でもそれほど大幅に減ってはいないけれども、70件から80件という状況であるということが明らかになりました。

平成20年が73件、平成22年が85件ということですが、私の直接感じていることは、新築住宅で浪江町で85件もあるのかなと思っているわけですが、住宅リフォームですから新築住宅に対する支援、それはそれで結構ですよ。そうではなくて、住宅リフォームに対する助成、全国で今特に進んでいるのは東北地方におけるこの事業の制度化です。先ほど言ったように宮城県の宮古では20万円上限で始めたところ、投資原額の10倍から11倍の経済効果があったと。さらに今年も予算を付けるということがはっきりしています。町長もいろいろこのことについては関心をお持ちだと思います。改めてこの制度について、どういうふうに進める考えなのか答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問の第1点目にお答えいたします。原子力発電立地4町で作っておる所在町協議会の件については当然私ども協議会に入れませんので、そのお話とか、それから協議事項については、町村会でご報告を受けながらお話を聞いている。そういうことで、先ほどの分電盤の点検をしなかったということがありまして、非常に残念だということで、東京電力あるいは立地町所在協議会のほうに申し入れをしたことがございます。

そういうことで、福島第二原発の3号機がなぜ選ばれたのかということについては、ちょっと認識が不足しておりますので答弁は差し控えたいと思いますけれども、そういうことで私の認識としては大変残念な結果ではあるけれども、何とか先ほど答弁をいたしましたように、国、県の新しい制度に期待をしていきたいと考えております。

さらに地域経済活性化対策についての小規模企業支援の施策の再質問でありますけれども、新たに福島県で中小企業支援の制度資金について、県独自で新たな支援をする。それに町ももしできれば県とタイアップしながら、連携しながらその制度資金について検討してまいりたい。これは融資比率が現在の利率より0.1%下げて1.9%にするということであります。ただ残念なのは、議員おただしのとおり、国の融資のほうで83業種から48業種に減りました。ですから

その辺の業種の絞り込みが非常に絞られたのかなという感じがしておりますので、その辺も検討してまいりたいと考えております。

さらに住宅リフォームの件ですね。これはいろいろ県内に先ほど議員がおただしのとおり実施している団体、さらには全国的にも今住宅リフォームの資金に助成をするという自治体が増えております。その経済効果は先ほど議員のおただしにありましたように、10倍になったかそれは把握はしておりませんが、確かなる経済効果は出てくる。あるいは雇用の増加に繋がっていくということだろうと思います。

したがいまして、平成23年度予算の中で新しい住宅についての予算付けを上程させていただきました。その効果を見ながら、さらに住宅リフォームに引き上げられていけばいいのではないかとということで、その推移を見守っていきたいという感じがしております。

○議長（吉田数博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君） 再質問にお答えいたします。

原子力発電所の1回の定期検査に携わる人数関係なのですが、これは県からの情報によれば、福島第一及び第二原子力発電所各号機での直近の定期検査における放射線管理区域内の作業従事員数の平均は約4,400名。

〔「一日でしょう」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長（植田和夫君） そうです。それで賃金関係です。これはあくまでも私の試算なのですが、概算です。先ほどご説明しましたが、3割から4割ぐらい減少すると仮定した場合、4,400名に40%をかけて、それに1人1万円とします。そうすると1日に1,760万円になります。定期点検が通常70日間行われるということでございますので、これを1,760万円に70日をかけると、約12億3,000万円程度目減りするというところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 原発の問題については、安全神話という思想が背景にあるのではないかと、そのことについて関係する会議に出席されて、あるいは私の質問も聞いて、町長のそのことについての認識はどうかという質問にはお答えがありませんでしたので、改めてお答えください。

そして、今、概算ではあるけれども、定期検査が3カ月延長されることによる減少は推計でも12億7,000万円、約13億円の賃金の減少がある。そればかりではなくて、関連する事業者の経済的な影響も大きいということですから、安全の面での危険、さらに経済的な打撃、これはやはり何も。地震だ。ちょっと止めて…。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 1 1 時 4 6 分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 1 1 時 4 9 分）

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 私も原発問題の質問中、こういう地震に直撃されるとは予想もしませんでした。自然災害とはこういうものです。ということも念頭において事業者、あるいは国の安全神話を脱する安全思想が極めて強いという認識があるかどうか。

問題は、原発の安全を維持していくというための一つの方策として定期点検が13カ月ということでやられてきたわけです。それを16カ月にするということは危険の増幅だということは単純に考えておわかりだと思う。じゃあどうすればいいか。やはりせめて従来通り定期検査の間隔、13カ月でやるべきだということを求めていくべきだと思います。そういうお立場に立つのかどうかお答えください。

それから地域経済の問題で住宅リフォーム、新築住宅に対する商品券での奨励金の交付。これは1件当たりどれぐらいの金額になるのかお答えください。

次、公金横領事件の問題であります。問題発生の原因はどこにあるのかということをお尋ねいたしました。昨日も5番議員から質問がありましたけれども、私はやっぱり町民の財産を預かっているという、町民全体に奉仕するという公務員としての意識の欠如が底辺にあると。しかも、去年のあの公金横領事件の反省が生かされていない。しいていえば、役場職員の公務に対する責任と緊張感が欠如しているのではないか。これが一つです。町長、副町長、総務課長、どういうふうに考えるか。それから当該生涯学習課、それを所管する教育長、どういうふうに考えるか。

しかも私はこの問題の原因は何かと聞いたときは、もちろん私はここで特定の者を追いつめるような立場で質問はしませんし、そういう答弁を求めるものではありません。ただ、中央公民館に出入りする管理のあり方に大きな問題があるのではないか。そここのところについては率直なお話しはありませんでした。改めて管理責任者である教育長、当該課長の生涯学習課長、どういうふうに思いますか。

その上で公金管理が12月27日から1月17日まで、どんなふうになっていたかわからないということなんです。私は一歩詰めて責任あ

る者がどういう責任をおとりになるつもりなのかということも、私は責任問題だけで解決するなんて思わないよ。対町民との関係では責任を負うべき問題です。そのことについては、町長以下誰も何も言わない。私はこういう立場でここで質問するからだけれども、実はきのうもある町民とある用事があって私どもの事務所で会った。そうしたら、何と言ったと思います。役場職員何やっているのだ。誰やったんだかわからないんだって。この一言だから。きのうもでたけれども、浪江町役場に対する信頼は去年の事件と重ねて大きく失墜しているということだと思います。私はここでいくら声を大きくして言ったって、直に業務に当たる皆さん方が部下の指導を徹底すると。職員と一体になって町民に奉仕する役場業務を展開するという意識の改革なしには私は正直鍵のかけ方がどんなに強固になっても、問題は人間のやることだから、私はやっぱり技術的な問題では、あるいは処理基準の問題では、処分基準の問題だけでは解決しない。だから、あえて私は先ほどの質問で、去年の9月議会における質問の中身を引用して、根本的には全体の奉仕者であるという公務員としての意識改革に問題があったのではないか。今も言いました。私は問題の根本がそこにあると思うのですけれども、その立場でこの不祥事に対する責任を町民に対してとるということは、二度と再びこういうことを繰り返さないということだと思います。そして、町民の声に真摯に耳を傾けるということだと思います。そういう姿勢に立つかどうか。代表して町長、答弁を先ほどのこととあわせて2回になるわけだけれどお答えください。

それから、公共事業入札の問題については、地域スポーツセンターの契約の問題と光ファイバーの契約の仕方は違っていたということですから、そこは私は訂正をいたします。ただ、企画調整課長が答弁されたように、この契約書で業者と契約をしたとするならば、これはあのときなぜ契約書の写しを出せなかったのですか。これも素朴な疑問です。

それから、入札制度の改善について。1社応札、1社落札、文字通り独占ですよ。こういうことは改めていくべきだと思います。もちろん事業によっては、占有されるということもありうるかもしれませんが、今後の入札改善、非常に重要な問題であります。お答えください。

それから、除雪の問題です。きのうの答弁から何ら前進しておりません。私は津島で生活をしているのですよ。具体的にいいましょう。広谷地から沼和久に下りてくるあの急な坂。ある人が広谷地に仕事を頼まれていった。帰りあそこを下ってきた。全然ハンドルが

ブレーキが操作ができなかった。したがって町道の安全管理は町に責任がある。道路パトロールしてでも凍結防止、融雪安全対策を講ずべきだという意見です。このことにどう答えますか。私の冒頭の質問に改めて正面から答えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。

安全神話の件については、トラブル隠しがありまして、従来考えていた安全神話というのは崩れたのかなという感じがしております。そういうことで、その間、事業者が一步一步階段を上るように技術改良、あるいは改善、そういうものをしながら、もう一度安全安心の原発にしようということで努力しておると考えております。

さらにはこれはビッグサイエンスでありますので、我々素人にはなかなか理解できないところがありますけれども、13カ月から16カ月に定期検査を延ばすというのは、単純に考えればそれはそういう議員指摘のとおりだろうと思えますけれども、ただ前段でお話し申し上げましたように、我々素人にはなかなかわからないところがあると。いわゆる技術をすべて掌握しているわけではございませんので、伸ばしたためにそれだけの影響があるのかどうか、これはちょっと私認識はできないということをお答え申し上げておきたいと考えております。

それから、公金の取り扱いの件ですけれども、全くモラルハザードの欠如であると認識しております。公金の取扱規程がありますけれども、それすらやっていなかったということでもありますので、これは大変な失点だと考えております。

したがって、取扱規程をもう一度職員が全員おさらいをして、その規定に則った形でやっていただきたい。私も非常に怒りを感じておるのは、12月27日から1月27日まで現金をレジスターにおいていたということ自体が、完全になっていないということでもありますので、ここは取り扱いについて、その規定に則った形ですべて徹底していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 私からも一言、お詫びかたがたお話し申し上げます。

教育委員会の事務を指導監督する立場にある者として、このたび町の財産をお預かりしているという立場の者が、十分配慮が至らなかったことについては、私は本当に誠に申し訳ない。指導が至らなかったと強く感じております。

責任はどうかということですが、まだ全容が解明しておりません

が、そういった推移の中でしかるべき責任は取らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） おただしの件でございますが、リフォーム最大限度額30万円と聞いております。新築です。

○議長（吉田数博君） 建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 津島地区の除雪については現在6社と契約をし、重機10台ほどで除雪をしております。もっと増やしたいということではいろいろ聞き当たっていますが、なかなかないという現状で、今後どうするかも含めまして相談をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは地域情報通信基盤整備工事にかかわる約款について説明申し上げます。なぜ先出さなかったというご質問だったのですが、臨時議会において約款の提出を求められました。その際につきましては契約変更に係る関係するところだけの抜粋しての約款の提出ということで提出したものであります。今回は全部を付けて出したということでありますので、よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今後の入札制度の改革ということでありますけれども、より適正で公正な入札を執行するためには、多くの入札参加者が必要であると考えております。

このためやはり今から、これから町の入札制度検討委員会において検討していきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 以上で質問を終わります。

重ねて町道管理責任を果たせるように強く要望して、これで私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で20番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、1時30分まで休憩をいたします。

（午後 0時03分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時30分）

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

○19番（佐々木英夫君） 今議会のしんがりを務めるということですから、精一杯頑張っていきたいと思います。簡単に説明したり答弁を求めますけれど、そんなに難しい答弁はいらないと思います。ですから皆さんの意志で答えていただければと思います。

ところで1番最初の質問は、郵便局の施設開放をうたって移転したという経緯があります。このときの覚書が役場にあるかどうかお伺いしたいのであります。ということは、移転の時に土地の提供者がおりました。町長もその時は議員で集まりとか会合にも多分ご出席されて、その時の内容は十分ご承知かと思います。あの時は叶町長でした。地元の人達には、施設は郵便局で開放するよということでした。時代も経ったり、それから民営化なんということもありましたから、我々の言っている主張は通らないかもしれませんが、覚書があれば多少生かしていきたいということがあるものですから伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。ただいま議員おただしのとおり、私もあの当時町の議会議員をやっております、いろんな移転の問題について、地元代表というような形で、佐々木議員も同じ権現堂ということでご一緒したこともございます。

その開放についての覚書でありますけれども、調べた結果、覚書など、正式な文書のやりとりはしておりません。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） そうしますと、口約束があったのではないかと。町長と郵便局の間ですね。そういうものは成立するののかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 移転にあたっては前の郵政省の東北郵政局、浪江郵便局、商工会、権現堂区長会、隣接者、浪江町で協議しまして、その協議の中で地域に開放する部屋を設置することになり、開放してきた経過はございます。

ですから、口約束といえども開放した経緯があるということでご了解いただきたい。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） としますと、現在は全くそれがなくなっちゃったんですね。これまで前局長の時は絵手紙とかあるいは詩集とか、それから美術展覧会なんかにギャラリーとして貸していた。そういうことをしておりました。今回は庁舎が狭くなったのかどうか分かりませんがまったく使用できなくなりました。この辺はどう解釈すればよろしいかということ。できれば開放してもらいたいということなんですがいかがでしょう。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 会議室の利用については、建設当時から現在まで利用することは、できることには変わりありません。しかし平成15年の日本郵政公社、さらに平成19年の日本郵政グループとしての民営化など、郵政事業の環境の変化に伴って会議室の使用料を徴収することになったと聞いております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） そうしますと、使用料を払えば使えるという答弁だと思いますが、いままであったギャラリーなんかもつぶしてしまったわけで使えなくなっていると思います。だからもし貸すということは2階を使えという解釈なのでしょうか。どんなふうに判断しましたか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 公共施設から民間施設に移ったということで、民間の事業者のやることではあると理解しておりますので、その辺は現在の公社の考え方を聞かないと理解できないかなと思います。さらに、営利を目的とした貸し出しについてはやらないということは聞いております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今後使えるかどうかは町側で交渉していただけるのかどうかということです。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 移転についてのいろんな口約束でも、やっぱり約束ごとでありますので、その経過を述べながら是非開放していただきたいという要請をしてまいりたいと考えます。相手があることでするのでどういう結論になるか分かりませんが、協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 先祖伝来の土地を解放した人たちもおりますし、そのためならということであそこを立ち退いた人達もおります。

それから楽しみにしていた人たちはギャラリーを使えるということがありましたので、できればその経過を説明してもう一度町の町民の人たちに利用できるようお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） いろいろと協議をしてみたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それでは2つ目の安心安全を質したいと思います。これは15番議員それから14番議員も質問されました。それでちょっとメモしておきました。あそこは小学校の通りは水が集まる地形、そういうふうに答弁されておりました。それからもう一つ、雨の降り方が悪い。これは何ともしようがない、雨の降り方が悪いのだからね。それから小学校の排水路の勾配をつけなければならなかったけれどもないのだという話でした。方法はこれから取り組んでいくということでしたので、それはお願いしたいと思います。

それから14番議員に答弁されたのは、町長としてはゲリラ豪雨だと。致し方ないところもあると思います。それから初動態勢が肝心なので、初動態勢をしっかりしていきたいというようなことを言っていました。ゲリラ豪雨の場合は水が早いのでしようがないのだと。いろいろ悪い理由はきのう十分に聞かせていただきまして、私なりに検討いたしました。いずれにしても。

その前に資料配付してもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。

（午後 1時39分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時40分）

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） どのぐらいの水が出るかということでやりました。まず最初の計算と言うのは、常磐線から内側、それから114号線から内側、それから本当の権現堂区域内、それを小学校のところで止めました。これで平米数としては29万2,500平米くらいあるのです。だから川添のほうまで入れたらば、その3倍ぐらいになります。それで計算しますと、今回のこの計算は県の最大の降雨量を15と見て。なぜ15になっているかというのは、私のほうで3倍と

か、時間から秒に直しますから、ここを変換しますと90という数字に最後になります。それになると7.02くらいの1秒間当たりの立米数が、そういう流れが来るわけです。私がさっき29万2,500平米という中で1.2倍していますから、このまま29万2,000、そのままの平米数でいっても5.84ということで飲めないのです。だからこの数字、これはどこまでいっても7.02必要ですから小学校のところで。ところがこれだけの数字を飲むためには、相当大きな側溝をつくらなくてはならないということです。じゃあどうするのだということになると、今の小学校のところというのは1.2メートルぐらいしかないのです側溝。だけど私はサービスして1.5メートルほど側溝があると解釈しました。それで行くと、計算していっても5.31しか飲めない、流れないのだよと。今回勾配も多くつけてやったのです。3%の流れ速いのですということでも追いつかない。とするとどうしてもやっぱりあの場所は、いつも水が2立方メートルぐらいは溢れてくるのだ。それでないとなんとか五分五分ぐらいで収まるのですよね。

そこで、ゲリラ豪雨だからいつ来るかわからない。きのうもいろんな話がありました。途中で止めたほうがいいだろう。止めたほうがいいだろうといったって、そっちの川添のほう入れないのだから、権現堂だけでこんなになるのだから、どちらにしても飲めない。ということになると、じゃあどうするのだということで、まず建設課長の話を聞いてみたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 議員の計算式いただきまして、異常気象時の雨の降り方が1時間雨量に換算いたしますと、90ミリで計算してあるのかなと思っております。そこでこれに対応する施設という部分についてはかなり難しいと思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 90と言うのは時間当たりの秒に直したのです。だから90をかけなくてはならないということです。そういう数字ですからそこはご理解ください。決して数字は間違っていないです。私これを作ったとき、きのう原町建設事務所に行って私の計算したの間違いないかと。議会でやるのにうそついたら大変だから。分かる人何も思えないとすればちょっとぐらい間違っていてもいいのかなという気はしますけれども。そういうわけで私は真剣に取り組みました。最終的に整ったのは夜の8時。これでよしということで来たわけですから、大きな顔をしてこれを述べられる。たまたま私も計算の間違いがあると困ると思って、東京にいる娘にこんなふうで作

ったけれどもどうだとしてやったら、大丈夫だという返事をもらいましたのでオヤジと子供と一緒に頑張ってかかっていますから、その意味では足りないことは間違いない。

町長はいつも安全安心、町民に対して安全だ。安心を与えなくてはならないという言葉聞いていますから、とすると水が出てきたときこれが安心かな。いや安全に黙ってられるからということになると大変難しい。きのうも話を聞いたように、今すぐ直せとそれは私も十分。議員も20年やっているのだんだんずるくなってきたそのくらいいいだろうと言うことありますけれども、これだけはやはりその土地の人になってきますとちょっと心配だろうと。じゃあどうするのだということなんです。まず先に建設課長の意見を聞いて、それから私もあと提案しますけれどもどうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） この件についてはどの程度までの許容範囲があるのかという部分でのお話し合いをいったんもってみたいと考えております。以上です。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） これはやっぱり町長さんあたりを持ち出さないとなかなか難しいと思う。町長の判断。私は一番簡単なのは、地下マンホール掘って、これは大変です。だから10年、20年もかかると思います。すぐにできる話しではないし。だけれども下水道をやったときなんかを考えると、下水道だって今もっていろいろ新しくやっていますけれども、そのぐらいに大切だよ。東京は地下マンホールで水の出方を防いでいるわけです。このぐらいのことを考えないとなぜゲリラ豪雨になったということもありますけれども、自然がそういう時期に来ているわけです。もともと降雨量が15ミリ。これは最大降雨量ですけれども、県ではこういう解釈をしていたんです。もうそういう時代ではなくなったんだということを言っていました。ということは、やはりこれからどんどん自然が破壊されていることでもあります。雨の量が多くなってくる。途中で頼んでおいた門扉閉めてと決めたとしても、夜中の12時、1時頃やられたのではそれは誰だっていけない時があります。職員に行って来いなんて無理な話であります。

とすると、長い期間をかけて私は浪江町の大きな計画でやらなくてはということだと思ふのですけれども、大柿のダムを作った思いをすればこれは小さいと思います。いかがですか、これからそういう計画を持っていただけかどうか。それは権現堂の人のためにも大事なことだと思います。特に町長は、これからもし長く勤めると

なれば、このぐらいのことを考えてくれれば銅像建ちますよ。いかがでしょう。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 昨日も答弁いたしましたけれども、まず最初に対処療法として水門の開閉、あるいは初動態勢を早くするために気象庁の情報をいち早くキャッチして職員を総動員しながら土のうの積み上げとかそういうものを早めに、とにかく初動態勢を早くしようということで課内のほうは初動態勢をやろうと。それから初動態勢のもう一つとして、今現在消防団の1の1のほうにいわゆる水門の関係、その点検等も含めてお願いをする手はずになっております。そういうことをしながら根本的な解決、今議員おただしのとおり、流出計算のほうから言いますと、今の設備状況ではなかなか根本的に解決できないということでありますので、是非関係団体とあるいは県も交えて協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますのでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 私が先ほどから申し上げているのは、ゲリラ豪雨を相手にしていません。これまでの降雨量、最大降雨量、大体今までずっと100年分のこと県ではやるそうです。その数字で当てはめても飲めないということで出てきますので、最初からあの側溝では無理なんだなということが私はあるものですから、どちらにしても手をかえ、品をかえてもなかなか難しいということがあります。

ですから、最初から取り組んだ方がいいような気がしますけれども、今町長が言うように、やってみたいというふうな検討してもらうことは大切です。県の話聞いて。管理課に行くと優秀なのがいっぱいいるんです。その連中のアドバイスを受けたほうが良いと思います。たまたま昨日行って道路課は側溝がありますから、流量計算教えてくださいと言ったらできないというんです。県の役人もそれから大規模開発なんかでいうと側溝入れますから、開発したところの側溝が飲めるかどうかということも、我々県に出さなくてはならない大規模開発の時ありますから、建築課に行っても建築家の連中がやったことありませんということで。なかなか誰も彼もということ、県でも一部分ということになると思いますので、しっかり建設課長、今優秀な人がいる間にやらせたほうが良いのではないかと。私のような70の人間でさえ頑張るんだから頑張ってくださいよ。この浪江町のためだと思います。これは町長を信頼してお任せいたします。ぜひ考えてください。

それから、次の介護保険あるいは社会保障と高齢社会対策について

てであります。このことについては、介護保険制度からもう12年になりますか。なかなか低所得者というのは、今大変な状況であります。それで当時始まって以来、2000年にスタートして、65歳以上が年金から天引きされているということです。これも仕方がないといえしかたがないかもしれませんが、介護保険料は2000年の1期が2,911円、2期が3,293円、3期が4,090円、4期が4,260円。これで現在と比べると去年一昨年の資料ですけれども、43%アップしている。どんどん上がってきている。2号被保険者、40歳から64歳の保険料も2000年の2,075円から2008年の4,136円、約倍に増加してきているのです。だけれどもこのぐらいいないとやっていけないのだということは多分出てくるのだと思いますから、それもわかった上で今後どういう方向で進められるのか聞いてみたいと思います。保険料が年間18万円以下の低所得者、被保険者の年金から先に引かれていますから生活が困窮している。困窮しているときはどうすればいいのだというと、普通の納め方ですか。自分から持って行って納めるという方法もあります。だけれども今浪江町は大部分は天引きだと思いのです。そういう方法もあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 介護保険制度につきましては平成12年度から始まっておりまして、サービスの提供というものが急速に整備され、サービス利用者が着実に増加するなど、高齢者を支える制度として定着してきているものと思っております。平成18年度には介護予防重視型への転換、地域包括支援センターや地域密着型サービス等の新たなサービス体系の確立など制度の充実が図られてきたところであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） これ未払いが1年半になると介護サービスが受けられなくなるという気がするのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） その未払い分によって利用度が決まってくると思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 低所得者が義務を果たさないからといって見放しては問題の解決ができないと思うのです。私も低所得者の方ですからこれに該当してくる時が来ると思います。やっぱり何らかの解決方法を考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） これからもいろいろと制度とか施設利用、その辺は考えていかなければならないのかなと思っています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） わかりました。とにかくなんとか生き延びられるような、最後にも書いています、健康なまちづくりというところにも関わってきます。その意味でも、今課長さんが言ったようなことをぜひ前に進めていただく。2番議員も言ったけれど、浪江町でなければというようなことがありましたけれども、あの町は良いことをやっているなということで、それでもやはり財源なんです。だからそんなに一気にということは私も言いません。町長も苦慮してだんだん髪の本数が少なくなっているのではないかと思います。そんな無理しなくてもと思いますけれども、私、年寄りに、「何だ佐々木君、全然年寄りのことを取り上げてくれないな。」と言われているものですから、そこも含めて少しでも良い町だなと言われるような町を作ってもらいたいという気がします。

そこで、特別養護老人ホームの待機者がどんどん増えております。これらはどう解決されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 待機者の状況なんですけれど、3月1日現在ではオンフル双葉では68人、貴布祢では18人、虹の家では2人の待機者がおります。

それで今後なんですけれど、平成24年度で第5期の介護保険事業計画の中で、各町村でもいろいろ施設の計画もあるかと思われますので、隣接市町村と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 特老が68人、だいぶ少なくなったというお考えでしょうが、これから年寄はどんどん増えてくる。だから私は特老を作るということはありません。箱物を作ることによってすごい負担が増えてきますから。これが必ずしも老人介護の解決策とは思っていません。そこでこの先ほど言ったような我が町の介護の取り組みというものを示していただきたい。ということは、どういうふうに町は今考えているのか示していただきたい。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 町のほうでは現在介護者に対しまして在宅介護で2万5,000円の介護手当を支給してまして、あと月3,000円の紙おむつ券の購入のための介護給付費を支給している状

況であります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今在宅介護というのが出ました。確かに在宅介護は良いのですが、在宅介護の3本の柱、訪問介護、通所介護、福祉用具の貸与、これも福祉用具と訪問介護はだんだん減ってきているのです。浪江町は分かりませんよ。全国として全体的にはそういうのがだんだんなくなっている。在宅介護で限界が来たときにはどうされるか、町では考えていますか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 今、先にも答弁しましたが待機者が多いということです。それで在宅のほうで今はみんな見てもらっていると思うのですが、それでこれからも在宅介護について多分多くなるかと思えます。

ですから、手当をいろいろ介護手当そういうのは、これから検討していかなければならないのかなと思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） とにかく在宅介護で入所の方の人数を解消したいということですから、そうなってくると当然介護難民がどんどん増えてくると手余しするようになりますので、できれば早くそれもやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 施設の方が増えればやはりさっき議員さんがおっしゃったように介護保険制度の料金の方にも跳ね返ってきますので、なるべく在宅介護というか、その辺が充実していけばいいのかなと思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 在宅介護がいちばん普及率が多い。また介護保険料も少なくて済むような形に行くのでしょうかけれども、どちらにしても人数が増えてくるということ。これが私がいちばん気に入っているのです。在宅介護をしてもその家庭でだんだん、最初のうちはいいですよ、面倒見ているうちは。ところがその在宅介護も限界がくると思います。まったく1から5まであるうちのだんだん増えていきますから。それともう家庭でももてあましてくるということが来るわけです。その時のことを今すぐこれをどうしろということではないけれども、それは考えておかなくてはならないよということなのですが、課長としてはどう思いますか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 先ほども答弁したのですが、第5

期のほうで見直しがありますので、その辺で業者さんが例えばグループホームをやりたいとかそういうのになるかと思うのです。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それでは最後の高齢時代の健康なまちづくりを質したいと思います。

今健康な生き方とは何だといった時には、健康な生き方のできる地域を作ることこそが地域の健康づくりであると思っております。健康な街づくりと考えたときに、どういう街にするのかというのを一つ聞きたい。

それから、人はとにかくいずれ高齢になるのは避けられないことであります。私はもう自慢ではありませんが高齢者です。だからひざが痛いとか、本当に痛いところばかり出てきても、人に言わせると健康そうだなと言われるのです。いやそうではないですよ。脳の血管は切れたし、それから胃袋にはポリープができたし、眼底出血したし、胆石持っているし、去年は痔の手術までした。そのほかといえば水虫まであると。足の下から頭のとっぺんまで悪いところばかりだと。ところが見る人によると健康そうだなと言われるのです。それは何だと言うと生き方だと思う。どういうふうなことをするか。それは自分で好きなことを、絵を書くこともそうですし、音楽をやることも一つです。そういう生きがいがあるといきいきとしてくるような気がします。私だけがそう思っているのかどうかわかりませんが。町がそういうまちづくりのためにどういう方向で進められるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（蔦 美好君） 高齢者対策ということです。今後高齢者が増える中で、高齢者の元気づくりや健康管理と健康づくりの支援ということで、現在は町の総合検診や筋力トレーニング教室の開催などをやっております。また各地区においては、介護予防事業ということで高齢者の健康づくりをやっているところであります。

また、老人クラブ活動にも支援を行いまして、高齢者の健康と生きがいづくりを進めているところであります。

健康なまちづくりということで、今後は高齢者のニーズに応じた健康づくり、あと生涯学習の充実と共に、気楽により多くの高齢者が参加できる体制づくりを関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 体が不自由になっても安心して心地よく暮らすことのできる街づくりとなると相当困難な中に入って行かなくて

はならないと思います。

それで私議員をやっているからいいのですけれど、老人会に入ってくださいと来られると、私もそんな歳かなと。歳からいけば70というところ、そういう歳になります。だけれどまだ入りたくないという心の中にあるのです。他の人に聞くと、私の同級生に聞くとみんなそういうのです。まだ老人会なんてとんでもないと言うのです。だから老人会という形でなくて、いつでも参加できるようなものがあるといいと思います。それはこれからの進め方の中にいろんなものを置いて集めていくということも大切だと思います。

それから筋力トレーニング、これは町でやります。今度は体育センターができますから、非常に良いところでできるということも知っています。それで3月に募集しますよね。それでそれを越すと途中で入れないのだね。浪江のコスモス保育園と同じで途中から入れてもらえないのです。途中で気がづく人もおります。全員が全員そうだとは思いませんけれども、多少裏口入学から何かできるようなことはないのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） たぶん3月に募集をかけているのは4月からのコースの募集かと思いますが、その辺はちょっと議員さんのほうに報告したいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 自分たちの町に何が必要かということを考えながら進めていけば当然出てくるものだと思います。今生じている問題の対応だけでは、本当は駄目なのです。なぜかという後追い、あるいはモグラたたきと同じような形になりますから、できれば早目早目にやっていただければ、確かに仕事課長さんたち多いから。薦課長なんかもあと何年かでご勇退されるということだから、これは俺が残してきたものだよというものを作ってみたいと思うのですか。そういうことですから、後に続くものに私はこういう気持ちを持っていけるということもありますから、そんなことも考えております。それはこれからの浪江町のために、しいてはこれは馬場町長の時に残してきたものですよというものが出てくるかもしれませんから、みんなが良い思いするのです。私もこれは提案していますが、この浪江町のためにももし私が辞めた時に、いやこれは俺が提案してきたのだというようなものを作っていきたいと思っています。そのためにこんな難しいような頭をしぼってやっているわけですから。なぜかという、これを見せられたら具の根も出ないというそういう気持ちでやっていますから、だから駄目なんだよ。そ

うか、こんなんでも駄目だったらばやっぱりしっかりと早く取り組みすべきだということを、今日は建設課長にも心の動きがあったのではないかと思うのですけれども、そこも含めると総合してみんなでとにかく当たってほしいと思います。

私はまだ23分ありますけれどもこの辺で終了したいと思います。
ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において、本日まで受理した請願2件、陳情2件をお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛報告をお願いいたします。

◎議案第4号から議案第38号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第3、議案第4号から日程第37、議案第38号まで一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって日程第3、議案第4号から日程第37、議案第38号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（井手小丸辺地）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（井手小丸辺地）ご説明いたします。

本案は、井手小丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新規で策定するものであります。この総合整備計画に組み込まれた事業は、償還の際に交付税措置がある辺地債事業の対象となるものであります。

詳細については企画調整課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは内容をご説明申し上げます。

まずお手元の議案の次のページをお開きになってください。まず辺地に該当する要件でございますが、1つは、当該地域の総務省令で市中心を含む5平方キロメートル以内の人口が50人以上であり、かつその辺地の程度が総務省令で定める基準に該当している地域であること。

2つ目が、この整備計画の内容で事前に県との調整が整っていることであります。今回この2つの要件がクリアできましたので、大字井手小丸地区につきまして新たに整備計画を策定したところであります。整備計画策定に当たりましては、今年度実施いたしました行政区長との意見交換会や協働のまちづくり意見交換会の要望、さらに実施計画などから辺地債充当可能なもの、本計画期間内に実現可能なものに絞り事業を選定しております。

それでは、総合整備計画書（案）により説明いたします。1、辺地の概況でございます。（1）辺地を構成する町又は字の名称でございます。浪江町大字井手、小丸の全域であります。畑川地区の高瀬川の川南の大字が井手となっております。（2）地域の中心の位置でございますが、大字井手字下原117番地2でございます。この地域の中心につきましては、総務省令の定めに基づく地点を設定しております。（3）辺地度点数は144点でございます。総務省令で定める基準は100点以上であることとなっておりますので、その基準を超えたところでございます。

次に、大きな2番目といたしまして、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、（1）といたしまして、移動通信用鉄塔施設整備の必要性についてであります。（2）といたしまして、消防施設整備の必要性についてであります。

次に、大きな3番といたしまして、公共的施設の整備計画といたしまして、平成23年度から平成24年度までの2カ年の計画でございます。2カ年の計画期間につきましては、今回計画いたします事業が2カ年で実施可能な事業となっていることによるものであります。

施設名、移動通信用鉄塔施設整備につきましては、情報化の進展に伴い重要な通信手段でありまして、災害時の緊急連絡手段としても重要でございます。今回、新たに焼築と畑川の2地区を整備するものであります。

施設名、小型動力ポンプ付積載車につきましては、消防施設の整備を年次計画に基づきまして進めているところでございますが、今

回は畑川の小型動力ポンプ付積載車を更新するものであります。

今回の2カ年計画でございますが、事業費総額5,951万8,000円、そのうち辺地対策事業債の予定額が1,660万円であります。

計画期間中、予定事業変更や緊急に対応が出たため、辺地債の変更が必要となった場合は、その時点で見直しを進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画は、事前に県との協議を済ませておりまして、議会議決後、県知事を通じまして総務大臣に提出することになります。また、これらの事業に係ります返済の元利償還金の80%は地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（津島辺地）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（津島辺地）ご説明いたします。

本案は、平成22年3月定例会で議決をいただきました辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、移動通信用鉄塔施設整備事業の減額及び小型動力ポンプ付積載車更新事業、小型動力ポンプ更新事業、消防屯所整備事業、町道中平白追線道路改良工事事業を増額するため、整備計画を変更するものであります。

詳細については企画調整課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは議案第5号の内容説明を申し上げます。お手元の議案第5号の次のページをお開きになっていただきたいと思います。

津島辺地の分でございます。上段の表、変更前が平成22年3月に決定された平成22年度から平成26年度までの5カ年の津島辺地の公共的施設の整備計画でございます。下段の表、変更後でございます。今回変更したい5カ年計画の整備計画でございます。変更内容を申し上げます。

変更前、変更後とも施設名、移動通信用鉄塔施設整備ですが、まず事業費を「8,558万1,000円」から「7,508万5,000円」に。次に財源内訳ですが、特定財源を「6,465万8,000円」から「5,672万7,000円」に、一般財源を「2,092万3,000円」から「1,835万8,000円」に、さらに辺地債予定額を「2,070万円」から「1,820万円」にそれぞれ減額し、変更するものであります。これは携帯電話不通区間の解消

に向けた取り組みの一環で、町内の情報通信格差の是正をし、災害時や緊急時の通信手段、連絡手段の確保をするにあたり、携帯電話不通話地域の解消のため、赤宇木手七郎地区、津島引抜地区、南津島広谷地地区の3地区への移動通信用鉄塔施設を新設しておりますが、指名競争入札に伴い、総事業費が減額になったことによるものでございます。

次に変更前、変更後とも施設名、小型動力ポンプ付積載車でございますが、変更台数を「1台」から「2台」へ、事業費を「390万円」から「560万円」に。次に財源内訳でございますが、一般財源を「390万円」から「560万円」に。さらに辺地債予定額も「390万円」から「560万円」にそれぞれ増額変更するものであります。これは現在、消防資機材については定期的に更新を行っているところでございますが、今年度浪江町消防団設備等年次計画の再確認を行いまして、改めて資機材を確認したところ、昼曽根の小型動力ポンプ付積載車について性能低下が見られたため、年次計画の一部を変更したことによるものであります。

次に、変更前、変更後とも施設名、小型動力ポンプでございます。更新台数を「1台」から「3台」へ、事業費を「150万円」から「510万円」に。次に財源内訳ですが、一般財源辺地債予定額をそれぞれ「150万円」から「510万円」にそれぞれ増額変更するものであります。こちらも今年度行いました浪江町消防団設備等、年次計画の採択によりまして、町前羽附の小型動力ポンプについて性能低下が見られたため、年次計画の一部を変更したことによるものであります。

次に、変更前、変更後とも施設名、消防屯所でございます。まず事業費を「850万円」から「1,200万円」に。次に財源内訳ですが、一般財源辺地債予定額をそれぞれ「850万円」から「1,200万円」にそれぞれ増額し、変更するものであります。これは昼曽根消防屯所について、当初より事業を計画しておりますが、今年度福島県設計単価の見直しに伴いまして、当初設計しておりました建設費用が増額となったことによるものでございます。

次に、変更前、変更後とも施設名、町道中平白追線道路改良工事でございます。まず事業費を「4,000万円」から「4,404万円」に。さらに辺地債予定額を「3,600万円」から「4,400万円」にそれぞれ増額し、変更するものでございます。これは町道中平白追線道路改良工事で、今回測量実施いたしましたところ、排水溝の流域が大きく、その処理に新たな事業費が必要となるため、総事業費の見直しを行ったことにより、増額するものでございます。

最後に、変更前、変更後とも事業費を「1億6,558万1,000円」から「1億6,792万5,000」円に。次に財源内訳ですが、特定財源を「6,745万8,000円」から「5,952万7,000円」に、一般財源を「9,812万3,000円」から「1億839万8,000円」に、さらには辺地債予定額を「9,390万円」から「1億820万円」にそれぞれ増額し変更するものであります。

なお、この計画は、事前に県との協議を済ませておりまして、議会議決後、県知事を通じまして総務大臣に提出することになります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第6号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）が、平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、双葉地方広域市町村計画の策定及び総合調整に関する事務を組合の共同する義務から削除するため、双葉地方広域市町村圏組合規約を変更するものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第7号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（馬場 有君） 議案第7号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、市町村合併により市及び町村の構成が変わったことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合規約を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは議案資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず第2条の改正でありますけれども、広域連合が加入したことによる条文の整理であります。

第5条であります。定員数を「20人」から「16人」に改正をする者であります。その第2号であります。「市議会の議長の職にある者の互選による者」を「福島県市議会議長会の会長の職にある者」に、「地方町村会長の職にある者12人」を「町村長の職にあ

る者の互選による者 9 人」に、福島県町村議会議長の会長及び副会長の職にある者「4 人」から「3 人」に改めるものであります。

これは市町村合併により町村数が80町村から46町村に減少したことにより、「地方町村会長の職にある者12人」から、「町村長の職にある者の互選による 9 人」に改正し、福島県町村議会議長の会長及び副会長の職にある者については、町村数の減少により副会長職 1 名が減じられたことから、「4 人」から「3 人」に改正するものであります。

第 8 条の議決方法の改正であります。退職手当の共同事務につきましても、構成団体が町村のみであったことから、地方町村会長の職にある者と、福島県町村議会議長の会長及び副会長の職にある者の過半数を含む出席議員の過半数でこれを決していましたが、二本松市、田村市、伊達市及び本宮市の加入により、これらの市を含めた条文の整備をするものであります。

第 9 条管理者及び副管理者の改正であります。福島県市町村総合事務組合設立の際から、退職手当支給事務を始め、消防補償等事務及び非常勤の公務災害補償事務等、共同処理事務に関し、町村の占めるウエイトが高いため、管理者には町村側から、副管理者には市側から選出するよう申し合わせされており、このための条文の整理をするものであります。

議案の附則であります。この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成23年 6 月 1 日から施行するものであります。

よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 日程第 7、議案第 8 号 浪江町道路線の認定及び廃止について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 日程第 7、議案第 8 号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、津島地区中山間地域総合整備事業に伴う道路整備により、路線の認定及び廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） 議案第 8 号についてご説明をいたします。

資料として図面がついていますが、この図面に基づきご説明したいと思います。認定路線として図面の 1 ページをご覧ください。

路線番号が8035下冷田4号線は、起点を同じくしまして南津島上冷田地内までの町道までの区間、約4.1キロメートルとなり、約700メートルを延伸するものであります。

次に、2ページをお願いしたいと思います。路線番号が8063松木山沼和久2号線ですが、起点を北東114号とし、南津島の沼和久地内を結ぶ路線であります。

3ページとして、路線番号が8064手七郎2号線、この路線は起点を国道399号の国有林から新たに設けられた延長が約1.1キロメートルの町道であります。廃止路線については、起点を同じくし、終点の延長や、近くに代替路線が整理されたことによるものであります。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本案は、非常勤の特別職として職員懲戒審査委員会委員、コンプライアンス委員会委員、家畜導入資金貸付審査会委員及び文化財保護審議会委員を追加するため報酬条例を改正するものです。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、これも資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

職員懲戒審査委員会委員及びコンプライアンス委員会委員に外部から法律に関する学識経験を有する方を委員として登用することにより、公正公平な審査と専門的な指導助言をいただくために、日額3万円として追加をし、また繁殖用の優良基礎牛の導入に関し、購入費用に充てるための資金の貸し付けについて審議するため、「家畜貸付審査会委員」を「家畜導入資金貸付審査委員」として名称を変更し、また従来より文化財の調査研究等に関する重要事項を審議していた「文化財調査委員」を、実態にあわせて「文化財保護審議会委員」に改正するものであります。

議案の附則であります、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めま

す。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町長等の給料月額の特例期間が平成23年3月31日までとなっていることから、改めて平成23年4月1日から任期満了日となる12月15日まで、町長等の給料月額を減額するため本条例を改正するものであり、町長については本来支給額の50%を減額、副町長、教育長についてはそれぞれ30%を減額するものであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等の内容を踏まえ、職員の通勤手当及び超過勤務手当について所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第11号資料の新旧対照表により、ご説明申し上げます。

第12条第2項第2号の改正であります。通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当月額の上限額を県条例に準じ、「43,100円」から「45,800円」に改めるものであります。

第14条第4項の新設であります。再任用短時間勤務職員は勤務時間の割振り変更により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合であっても、週当たり38時間45分に達するまでの勤務については、第3項の規定にかかわらず超過勤務手当を支給しない旨の規定を追加し、第5項から第7項までは4項の追加により1項ずつ繰り下げ、第5項は月60時間を超える時間外勤務の算定にあっても、第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、週当たり38時間45分に達するまでの勤務は対象としない規定の追加であります。

第6項は、月60時間を超える時間外勤務に係る超過勤務手当の支給に替えて超勤代休時間を取得した場合について、超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給を要しない規定であり、第5項の勤務ごとに細分化したものであります。

第7項は、引用条文の改正であります。なお、現在再任用短時間

勤務職員はおりません。

附則でありますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、国・県に準じて育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を整備し、職業生活と家庭生活の両立支援を図るため、条例を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第12号資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第8条の2、超勤代休時間の改正であります。これは職員の給料に関する一部改正による読替規定であります。

第8条の3、新設であります。育児のため早出遅出勤務の請求のできる対象職員として、第1号で小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。第2号として、小学校に就学している子のある職員であって、町長が規則で定めるものを規定するものであります。第2項は要介護者のある職員について、第1項に準じ早出遅出勤務ができる規定となっております。第3項は、規則への委任規定であります。

第8条の4、第3項は職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、時間外勤務の制限の請求をすることができるよう改正するものであり、第4項は要介護者を介護する職員についての準用規定であります。要介護者のある職員の中の適用除外を削除するものであります。前項のように要介護者のある職員についても、時間外の勤務制限の請求をできるというような規定にするものであります。

附則であります。この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第13号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第13号 一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、関係条文を整理するため条例を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは議案第13号資料によりご説明申し上げます。

第6条の見出しの中の「承認」を、県条例にあわせて「特例」に改めるものであります。第4項につきましては、職員の給与条例第14条に第4項が新設されたことに伴い、読替規定に追加するものであり、また、県条例にあわせてそれぞれ文言を整理するための改正であります。

附則であります。この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（馬場 有君） 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が今年4月1日から施行されることなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第14号資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条であります。育児休業をすることができない職員の追加であります。国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正において、非常勤職員に育児休業を認めることとしたことを受け、任用の状況に照らし、育児休業をすることができない職員として条例に定めるものであります。

まず第3号が、一般職の任期付職員の採用に関する条例第5条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員であります。これは介護休暇、育児休業などの承認を受けている職員の代休職員をいっております。

第4号は、（ア）から（ウ）に該当しない非常勤職員となります。

(ア) であります。が、任命権を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。(イ) がその養育する子が1歳を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員。

(ウ) が町長が規則で定める非常勤職員。この規則で定める非常勤職員とは、1週間の勤務日が3日以上、又は1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員を指します。

イであります。が、第2条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員が、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの。

第2条の2であります。が、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日についての規定であります。第1号、第2号、第3号以外の場合は、子の1歳到達。第2号は、子の1歳到達以前に育児休業している場合は、子が1歳2カ月に達する日。第3号が、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、次のア、イ、いずれにも該当する職員は1歳到達日の翌日から、1歳6カ月に達する日まで育児休業がすることができる規定であります。アが非常勤職員または配偶者の子が、子の1歳到達日に育児休業をしている場合。イが子の1歳到達日後に育児休業することが特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合であります。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、第6号に第2条の2、第3号に掲げる場合に該当すること。第7号として、任期の末日まで育児休業をしている職員が、任期の更新、または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとしていることを追加するものであります。

第8条から第17条までは文言の整理等ですので、説明は省略させていただきます。

第18条は、第2号の追加に伴う規定の整理でありまして、部分休業することができない職員を追加しております。

第9条は、非常勤職員について、部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理であり、第3号で非常勤職員の部分休業の承認について、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で行うものとし、育児期間を取得している場合には、当該範囲内で、かつ2時間から育児期間を減じた時間を超えない範囲内とすることを新設としております。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第15号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第15号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化するための改正であります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（蔦 美好君） それでは議案第15号の資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第4章保険給付、第6条第1項中「38万円」を「42万円」に引き上げるものであります。

次に、第5章保健事業、第9条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に、「特定健康診査」を「特定健康診査等」に改めるものであります。

また、附則第3項については削除となります。

議案をお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第16号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の額の改定などを行うものであります。

詳細については、建設課長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、建設課長。

○建設課長（原 芳美君） それでは議案第16号についてご説明をいたします。

今回の改正の概要であります。道路法施行令が地価水準の変動を踏まえてということで、都市部においては引き上げ、地方部においては引き下げという内容で改正されたことに伴うものであります。資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条であります。協議という文言の整理がなされております。

第3条については、道路占用の特例として1号に、応急仮設住宅が追加されたことで、1号が2号と繰り下げになっております。そ

れと国関係機関の名称等の整理でございます。

次に２ページにいきまして、４条では２条と同じく協議という言葉の整理であります。

次に別表２ページ、３ページをご覧ください。我が町の主なものの占用許可を受けたものの部分でご説明申し上げます。上から２番目の第２種電柱であります。従来は１,２００円から今度８２０円ということで３１％の減。次に、第１種電話柱ですが６９０円が４８０円に、３０．４％の減となります。その他に共架電線とか地下電線、管路の外径別の６区分が９区分に細分化されたという改正になっております。

この条例の施行日については、平成２３年４月１日といことですのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第１６、議案第１７号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第１７号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、今年度完成予定の御殿南住宅の追加等による管理戸数の整理及び公営住宅法施行令の一部改正に伴い、家賃算定に必要な利便性係数の設定範囲を改正するため、浪江町営住宅等条例の一部を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第１７号資料によりご説明申し上げます。

第１３条第２項の改正であります。「０．７以上１以下」を「０．５以上１．３以下」と改めるものであります。これは利便性係数の改正であります。

また別表２であります。北上ノ原住宅戸数を「７戸」を「６戸」に、また御殿南住宅は新築でありまして、１０戸を追加するものであります。

よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第１７、議案第１８号 浪江町文化財保護条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第１８号 浪江町文化財保護条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、文化財保護法の一部改正に伴い、根拠条文を改めるとともに、従来より文化財の調査及び研究・保存並びに活用に関する重要事項を審議していた「浪江町文化財調査委員会」を実態に合わせ

て「浪江町文化財保護審議会」に改めるほか、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） ご説明いたします。新旧対照表をご覧くださいと思います。

目的、第1条でございますけれども、旧法では「第98条第2項」となっておりますが、新のほうで「第182条第2項」に改めるものでございます。

それから、第2章の町指定有形文化財の第3条3号で、「文化財調査委員会」という名称を、新のほうでは「浪江町文化財保護審議会」に改めるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。2の「町指定の有形文化財」の名称を、「町指定有形文化財」に改めるものでございます。

それから、第3章、第17条の3で「文化財調査委員会の意見を聞くものとする」を、新しく「浪江町文化財保護審議会に諮問しなければならない」に改めるものでございます。

同じく第18条3では、「指定による規定の」の箇所を「規定による指定の」に改めるものでございます。

それから、第4章、第23条3では、「第17条第3項」の部分を「第17条第2項から第6項まで」と改めるものでございます。

第24条には新のほうで、「及び第3項」を追加するものでございます。

第7章、第42条では「浪江町文化財調査委員会（以下「委員会」という。）」の部分を、「浪江町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）」と改めるものでございます。

それから2では、「委員会は、文化財保護法及び福島県文化財保護条例並びにこの条例に規定する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。」の文言を「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。」に改めるものでございます。

第43条では、「委員会の」の部分と、「臨時調査委員（以下「臨時委員」という。）」の部分とを「審議会の」に改め、3段目は「審議会に臨時委員」と改めるものでございます。

附則で、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第19号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンターの設置に伴い、基本使用料を始め照明設備使用料、附帯設備使用料を追加するとともに、施設の適正な維持管理運営を図るため、改めるほか所要の改正を行うものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） それでは議案第19号についてご説明申し上げます。皆様の資料の新旧対照表をご覧ください。

まず別表第1につきましてですが、旧に番地の「の」が入っておりますのでそれを省きました。また新たに浪江町地域スポーツセンター、位置としては権現堂字下馬洗田5番地と追加いたします。

また、別表第2の第6条の関係でございますが、浪江町地域スポーツセンター以外のスポーツ施設の使用料を追加いたします。

続きまして2ページをご覧ください。これにつきましては第一、第二体育館のほうの新旧の部分でございますが、「(団体使用料を含む。)」を削除しております。

また、備考につきましては、2に「「貸切使用」とは、施設の全面を独占的に使用するものという（以下同じ。）」でございます。

また3に、「使用料を算出するための使用時間には、準備及び後片付けのための時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする（以下同じ。）」を追加するものであります。

また2、浪江町地域スポーツセンターの使用料、(1)基本使用料、まずメインアリーナの基本使用料でございます。まず専用使用の場合でございます。まず体育競技に使用する場合、使用区分でございますが、入場料を徴収しない場合、高校生以下が250円、一般が500円。使用単位につきましては、競技用コート1面使用1時間につきであります。また入場料を徴収する場合、高校生以下が750円、一般が1,500円でございます。また、競技以外に使用する場合、入場料を徴収しない場合は高校生以下が1,000円、一般が2,000円。

また、入場料を徴収する場合には、高校生以下が2,000円、一般が4,000円。これにつきましては半面使用1時間につきであります。また、新たに個人使用の場合、高校生以下50円、一般が100円。これも1人当たり1時間につきでございます。

続きましてサブアリーナでございますが、専用使用の場合、体育競技に使用する場合、使用料を徴収しない場合、高校生以下が250円、一般が500円。貸し切り使用1時間につきであります。また入場料を徴収する場合でございますが、高校生以下が750円、一般が1,500円。また体育競技以外に使用する場合でございますが、入場料を徴収しない場合、高校生以下が1,500円、また一般が3,000円。入場料を徴収する場合は、高校生以下が3,000円、一般が6,000円でございます。

これにつきましては、サブアリーナの貸し切り使用1時間につきであります。また個人使用料の場合、高校生以下が50円、一般が100円。1人1時間につきであります。その他施設に関しての使用区分であります。まずトレーニングルームの使用料でございますが、高校生以下100円、一般が200円。使用単位につきましては1人1時間につきであります。また、会議室につきましては使用料が300円、1室1時間につきであります。またサブアリーナのステージを専用に使った場合には、使用料が200円、全面使用で1時間につきであります。

また備考でございますが、「専用使用」とは、使用者が独占的に使用する場合をいいます。また、「入場料を徴収する場合」とは使用者が参加者から入場料、会費等その名称いかんを問わず、施設に入場することに関し、料金（営利を目的としないものに限る。）を徴収する場合でございます。また3「競技用コート1面」とは、バスケットボール、バレーボール、テニス及びフットサル競技のコート1面をいいます。ただし、当該競技以外の競技で専用使用する場合については、施設の半面を持って1面とする、でございます。また、個人使用の場合は、教育委員会が別に定める場合を除き、卓球またはバドミントンへの貸し出しといたします。5、この表の規定にかかわらず、教育委員会が定める教育文化活動団体等が成果発表、講演事業等のためにメインアリーナ、またはサブアリーナを使用する場合の使用料の額は、体育競技に使用する場合の使用料の額に準ずるものとする。6、町民以外のもの及び町民以外の者が主たる構成員となっている団体等がサブアリーナを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額の100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じた場合はこれを切

り捨てるものとする。

(2) 照明設備使用料でございます。これにつきましては、メインアリーナ、全面使用料1,000円、半面500円。サブアリーナが全面の場合は500円、サブアリーナのステージが全面200円、2階のホール全面が300円、会議室1室が200円、いずれも1時間につきであります。これにつきましても、照明設備使用料は基本料金に加算して徴収する。

(3) 附帯設備等使用料でございます。これにつきましては、使用区分につきまして、会議室の冷暖房200円、1室1時間につきであります。サブアリーナの冷暖房が1,000円、1室1時間につき。放送設備1,000円、1式使用1回につきであります。移動観客席3,000円、1式使用1回につき。バスケットゴール500円、1対使用料1回につき。シャワー100円、1回5分間につき。フロアシート100円、1日1巻につきであります。

6ページをお開きになっていただきます。「附帯設備等使用料は、基本使用料に加算して徴収する。」「この表に定める附帯設備等以外の附帯設備等の使用料の額は、教育委員会が別に定める。」でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、「この条例は平成23年7月3日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。」また、準備行為として、2として「使用の許可の申請その他浪江町地域スポーツセンターを使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。」でございます。

よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第20号 平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号）ご説明いたします。

本案は、年度末に伴い、各種事業の事業費が確定したことにより、歳入歳出それぞれ2,882万1,000円を減額するものであります。歳入の主なものは土地売払収入2,452万6,000円、核燃料税交付金495万円の増額。道路受託事業収入2,628万8,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、公共施設維持基金積立金5,011万4,000円、財政調整基金積立金8,297万2,000円の増額、小熊田宮田線道路改良事業を含む道路新設改良費2,837万円。常磐道地方協力負担金5,039万1,000円の減額などであります。詳細については総務課長が説明い

たします。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。款12分担金及び負担金であります。

目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金484万7,000円であります。主なものが保育料負担金でございます。これは決算見込みによるものであります。次に目4総務費負担金であります。274万円の減額であります。福島県交流職員負担金ということで、交流人事途中終了による精算分でございます。

次に11ページ、一番下の段になります。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金であります。節2児童福祉費国庫負担金350万円の補正増であります。子ども手当決算見込額でございます。

次に、12ページになります。同じく国庫支出金であります。項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節3幼稚園国庫補助金200万円の補正減であります。幼稚園就園奨励費でございます。決算見込みによるものでございます。目5総務費国庫補助金、節2地域活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金148万7,000円の補正増であります。追加交付分ということであります。補正後が1,082万5,000円となります。

次に13ページになります。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金であります。今回補正額が808万9,000円の減額でございます。新エネルギー導入推進市町村支援事業補助金で105万3,000円の補正減、福島県電波遮へい対策事業補助金で703万6,000円の減であります。交付決定あるいは事業費の確定による減でございます。目2民生費県補助金、節2児童福祉県補助金116万5,000円の減であります。主なものは、ひとり親家庭医療費79万3,000円の補正減であります。

次に14ページになります。目5農林水産業費県補助金132万2,000円の減額でございます。節2林業費県補助金であります。主なものが松くい虫防除事業71万2,000円等の減であります。決算見込みによるものでございます。次に目9原子力広報安全等対策交付金であります。287万5,000円の補正減。原子力広報安全等対策交付金隣接分で122万5,000円の減、立地分で165万円の補正減であります。交付決定によるものでございます。同じく目10核燃料税交付金であります。今回補正額495万円、これは核燃料税交付金交付決定による

ものでございます。

次に15ページ、項3委託費になります。目1総務費委託金、節2選挙費委託金162万9,000円でございます。福島県議会議員と福島県知事選挙による交付決定による減額でございます。

次に款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金ということで102万2,000円でございます。各基金の利子でございます。

次に16ページになります。款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入2,452万6,000円の補正増であります。御殿南の分譲地3カ所、及び旧請戸消防屯所跡地の売り払いでございます。次、款17の寄附金、目3教育費寄附金で200万円の補正増、教育費寄附金ということでスポーツセンターの備品購入の寄附金ということでございます。次に款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,342万8,000円の減でございます。財政調整基金繰入金を基金に戻すということでございます。款18繰入金、目5佐藤十郎職員研修基金繰入金、今回補正額が254万5,000円でございます。実績、前年度の精算等による繰入金の減でございます。次に、款20諸収入、項4受託事業収入、目2土木費受託事業収入2,628万8,000円の減でございます。道路受託事業収入、小熊田宮田線及び北迫水路の受託事業の減によるものでございます。

次に18ページであります。款21町債であります。目1総務債ということで250万円の補正減であります。携帯電話基地局整備事業の補正減、事業費の確定による補正減でございます。

次に歳出になります。20ページになります。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節25積立金5,011万4,000円、公共用施設維持基金積立金でございます。次に目7情報管理費、節13委託料218万5,000円の補正減であります。住民情報ネット保守委託料他であります。決算見込みによる補正減でございます。

次に21ページ、目13生活バス運行事業費であります。節19負担金補助及び交付金で360万4,000円の補正減でございます。

主なものは、地方路線バス維持対策事業負担金で255万3,000円、町営バス運行負担金で161万2,000円の減額、赤字補填の決算見込みによるものでございます。

次に22ページになります。目15原子力広報安全等対策交付金事業費、節9旅費で309万8,000円の減額でございます。事業費の確定によるものであります。次に目16携帯電話基地局整備事業費、節13委託料で575万4,000円、携帯電話等エリア整備委託料、これは事業費の確定によるものでございます。15工事請負費443万7,000円の補正減でございます。これも事業費の確定によるものでございます。次

に目17財政調整基金費、節25積立金8,297万2,000円であります。内訳としまして、利子分が97万2,000円、積み立て分が8,200万円でございます。

24ページになります。目21住民協働事業費ということで節19負担金補助及び交付金で193万円の補正減、これは決算見込みによるものでありまして、まちづくり支援事業補助金でございます。

次に27ページになります。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費628万3,000円でございます。主なものが支援費ということで500万円の補正増ということでございます。決算見込みによるものでございます。

次に28ページになります。節28繰出金1,036万円であります。国保会計への繰出金、これは財政安定化支援分の繰り出しであります。

次に目2老人福祉費、節8報償費120万円の補正減、これは敬老祝金決算見込みによるものであります。13委託料169万1,000円の減、地域在宅福祉サービス事業の委託料であります。20扶助費143万9,000円の減、これは自立支援サポート事業でございます。決算見込みによるものでございます。目3老人保護措置費、20扶助費100万円の補正減、東風荘分でございます。

次に項2児童福祉費になります。目1児童福祉総務費、節20扶助費140万円の補正増であります。ひとり親医療費が120万円の補正減、出産祝金が260万円の補正増であります。目2コスモス保育園費、節7賃金で280万円の補正減であります。臨時保育士賃金ということで決算見込みによるものでございます。

次に目3津島保育所費、節7賃金で245万円の補正減であります。臨時保育士等賃金ということで、これは障がい児童の減によるものであります。目5児童措置費、節20扶助費100万円の補正減であります。子ども手当でございます。目6乳幼児等医療費、節20扶助費930万円の補正減であります。乳幼児等医療費決算見込みによるものでございます。

次に31ページになります。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節19負担金補助及び交付金330万円の補正減であります。合併処理浄化槽設置整備事業補助金補助基数の確定によるものでございます。目4母子衛生費、節13委託料260万円の補正減、妊婦一般健康診査委託料決算見込みによる減額でございます。目5保健事業費、節13委託料850万円の補正減であります。胃がん検診をはじめ各種検診の委託料決算見込みによる補正減でございます。

次に33ページになります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金122万3,000円の補正減であ

ります。青果物価格補償負担金ということで補償実績がないための補正減でございます。目4畜産業費、節18備品購入費138万円の補正減、町有貸付基礎牛であります。和牛購入の頭数減、また乳牛の購入価格の減による減額でございます。

次に34ページになります。目11中山間地域等直接支払事業費、節19負担金補助及び交付金114万9,000円の補正減であります。中山間地域等直接支払事業交付金、これは実績によるものでございます。

項2林業費、目1林業総務費、節19負担金補助及び交付金で102万9,000円の補正減であります。主なものが流域森林総合整備事業補助金89万円の補正減、決算見込みによるものでございます。

次に35ページになります。同じく節13の委託料153万1,000円の補正減であります。松くい虫防除委託料等の決算見込みによる補正減でございます。

次に36ページになります。項3水産業費、節19負担金補助及び交付金138万円の補正減、浪江町エチゼンクラゲ被害対策補助金、今年度被害がなかったための補正減でございます。

次に37ページになります。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節13委託料102万円の補正減であります。道路台帳補正委託料であります。目2道路維持費、節13委託料250万円、除雪委託料でございます。目3道路新設改良費、節13委託料800万円の減であります。調査測量設計委託料小熊田宮田線等でございます。節15工事請負費122万5,000円の補正減、水路改修工事、これは北迫水路の補正減、実績による補正減でございます。17公有財産購入費1,555万円の補正減、これは小熊田宮田線でございます。節22補償補填及び賠償金311万5,000円、物件移転補償費についても小熊田宮田線でございます。

次に項4都市計画費、目4高速道路推進事業費、節19負担金補助及び交付金5,039万1,000円でございます。常磐道地方協力負担金ということであります。補正後が5,804万1,000円となります。

次に39ページの目1住宅管理費、節15工事請負費1,450万円の補正減であります。町営住宅建設事業実績によるものでございます。

次に款9消防費であります。目2非常備消防費、節9旅費200万円であります。費用弁償であります。補正後が1,000万円となります。

次、40ページになります。同じく11の事業費163万8,000円の補正減であります。コミュニティ事業不採択による津島地区自主防災会の消耗品の減額でございます。款10教育費、項1教育総務費、目6奨学資金貸付事業費、節21貸付金157万2,000円の補正減であります。

貸付金実績によるものでございます。項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 7 賃金210万円の補正減であります。臨時事務補助員賃金等でございます。

次に42ページになります。項 3 中学校費の目 2 教育振興費、節19負担金補助及び交付金237万円の補正減であります。主なものが音楽祭出場補助金220万円の補正減であります。実績によるものでございます。次に項 4 幼稚園費、目 2 幼稚園振興費、節19負担金補助及び交付金460万円の補正減であります。幼稚園就園奨励費決算見込みによるものでございます。

最後のページになります。46ページ、款12公債費、目 2 利子であります。444万8,000円の補正減であります。借入利息の確定によるものでございます。

次に 6 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 表継続費補正でございます。款10教育費、項 5 社会教育費、事業名埋蔵文化財発掘調査事業、継続費の総額及び平成22年度の年割り額の補正でございます。総額2,034万円から2,005万1,000円、平成22年度の年割り額を1,277万1,000円から1,248万2,000円に補正するものでございます。

次に第 3 表繰越明許費補正であります。まず 1 の追加でございます。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、金額が550万円であります。続いて款 9 消防費、項 1 消防費、浪江町地域防災計画更新事業、金額100万円。続いて同じく款 9 消防費、項 1 消防費、防災行政無線中継局更新事業144万3,000円であります。年度内に事業が終わらないということでこの 3 件を繰越明許費として追加するものであります。

次に 2 の変更でございます。款10教育費、項 2 小学校費、事業名、学校図書館図書整備事業、補正前が180万円を240万円に、また項 3 中学校費、同じく学校図書館図書整備事業、補正前が120万円を210万円にそれぞれ補正するものであります。これは、光を注ぐ交付金の増額を図書館の整備に充てるということでの補正増でございます。

次に第 4 表地方債補正であります。起債の目的が携帯電話基地局整備費であります。限度額2,070万円を1,820万円に改めるものであります。記載の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君）　ここで 3 時45分まで休憩をいたします。

(午後 3時26分)

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

(午後 3時45分)

○議長（吉田数博君） 日程第20、議案第21号 平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業費を補正するもので、歳入の主なものは繰入金74万3,000円の減額、歳出の主なものは助成金69万4,000円を減額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、議案第22号 平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ2,561万1,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは県支出金149万2,000円、共同事業交付金1,278万5,000円、繰入金1,036万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費1,677万9,000円、共同事業拠出金761万9,000円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 議案第22号を説明させていただきます。

5ページをお開き願います。歳入ですが、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金、節1. 現年度分、214万9,000円の減額であります。

項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節2. 特別調整交付金169万1,000円の増額、款6. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金149万2,000円の増額補正であります。これらは、交付決定によるものでございます。

6 ページをお開き願います。款 7. 共同事業交付金、項 1. 共同事業交付金、目 1. 高額医療費共同事業交付金、節 1. 現年分 1,514 万 2,000 円の増額、目 2. 保険財政共同安定化事業交付金 235 万 7,000 円の減額補正であります。これは国保連合会からの交付決定によるものでございます。

款 9. 繰入金、一般会計繰入金、節 4. 財政安定化支援事業繰入金 1,036 万円の増額補正であります。

続きまして、7 ページをお願いいたします。歳出ですが、款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 2. 退職被保険者等療養給付費、節 19. 負担金補助及び交付金 1,254 万 3,000 円の増額であります。

続きまして、項 2. 高額療養費、目 1. 一般被保険者高額療養費 370 万円の増額補正であります。これらは推計によるものでございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。款 7. 共同事業拠出金、目 1. 高額医療費拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金 597 万円の増額、目 2. 保険財政共同安定化事業拠出金 164 万 9,000 円の増額補正であります。これらも推計によるものでございます。

続きまして、款 11. 諸支出金、項 2. 繰出金、目 1. 直営診療施設勘定繰出金、節 28. 繰出金ということで 169 万円の増額補正であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 22、議案第 23 号 平成 22 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 23 号 平成 22 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ 169 万 1,000 円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、国からの交付金額確定により繰入金 169 万 1,000 円を増額するものであります。

歳出の主なものは、医療機材等購入のため、医業費 83 万 9,000 円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 23、議案第 24 号 平成 22 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳出の公共下水道事業費を補正するもので、主なものは下水道維持管理費を230万円減額、予備費を230万円増額するものがあります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第24、議案第25号 平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ534万4,000円を減額補正するものであります。

歳入の主なものは、保険料385万円、国庫支出金624万5,000円、県支出金1,321万円を減額し、繰入金1,790万4,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費1,775万7,000円、居宅介護サービス計画給付費349万7,000円を減額し、施設介護サービス給付費1,578万8,000円、高額介護サービス費250万円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第25、議案第26号 平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ282万6,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは保険料、283万7,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金282万3,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第26、議案第27号 平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、収益的収入で209万円の増額補正、収益的支出で営業費用33万円の増額補正であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第27、議案第28号 平成23年度浪江町一般会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 平成23年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度一般会計予算の総額を71億3,900万円と定めるものであります。この予算額は前年度額に対して900万円の0.1%の増額となっております。

歳入の主なものは、町税が1.9%増の18億6,666万3,000円、地方交付税が昨年同様、地域活性化雇用等対策費に対応した別枠加算等により2.3%増の25億200万円、国庫支出金が子ども手当国庫負担金の増額等により11.7%増の5億5,959万1,000円、詳細については、臨時財政対策債が配分方式の見直し等により減額となることから、24.8%減の4億3,200万円となっております。

歳出予算の編成につきましては、毎年度浪江町長期総合計画後期計画推進のため、7つの施策体系ごとに定めた実施計画に基づき事業を厳選しております。特に今年度は、浪江町行政経営方針を定め、より効果的で実効性のある歳出予算の編成に努めたところであります。

性質別に説明をいたしますと、事務的経費につきましては、子ども手当の増額や高齢者、障がい者に対する扶助費の増等により4.6%増の29億8,395万1,000円、投資的経費につきましては、常磐道地方協力負担金1億161万8,000円の減、あるいは町営住宅建設事業認定子ども園建設補助金の終了等により40.4%減の4億4,540万5,000円、その他の経費につきましては、今年度から新たに実施する子宮頸がん予防接種委託料3,698万1,000円、認定こども園運営負担金6,800万5,600円の増、保険給付費の増による介護特会繰出金4,942万円の増加等により5.1%増の37億964万4,000円となっております。

詳細については、総務課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは平成23年度歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度一般会計

及び特別会計歳入歳出予算についてであります。一般会計の平成23年度の総額は71億3,900万円、伸び率0.1%の増であります。特別会計の総額は48億1,323万円、0.8%の増であります。また、一般会計と特別会計を合わせた総額は119億5,223万円、伸び率0.4%の増でございます。

次に、一般会計当初予算歳入の主なものについてのご説明を申し上げます。町税は18億6,666万3,000円、伸び率1.9%の増であります。これは主に法人町民税及び固定資産税の増によるものであります。

地方譲与税は1億3,800万円、6.9%の減であります。これは自動車重量譲与税の検討によるものであります。

地方消費税交付金1億6,900万円、5.0%の増であります。地方交付税は25億200万円、2.3%の増であります。

普通地方交付税23億8,200万円、特別交付税1億2,000万円を見込んでおります。地財計画の伸びを見込んだものでございます。

分担金及び負担金は6,940万6,000円、8.9%の減であります。これは福島県交流職員負担金の減等によるものでございます。

使用料及び手数料は8,003万円、1.6%の減であります。道路線量等の減によるものでございます。

国庫支出金は5億5,959万1,000円、11.7%増であります。これは子ども手当国庫負担金等の増等によるものであります。

県支出金は7億5,787万円、1.2%の減であります。これは保育所緊急整備事業、認定保育園の完成の減等によるものであります。

繰入金は、1億9,374万1,000円、54.8%の増であります。これは財政調整基金及び公共施設維持基金から繰り入れ増等によるものであります。

諸収入は1億4,730万3,000円26.3%の減であります。これは土木受託事業収入及び常磐道関連整備助成金の減等によるものであります。

町債は4億3,200万円、24.8%の減であります。これは主に臨時対策債の減が主な理由でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。自主財源、依存財源の財源構成であります。町税等の自主財源の合計は、25億1,723万8,000円、伸び率2.6%の減、歳入総額に占める割合は35.3%であります。一方、国県等に依存する依存財源は46億2,176万2,000円、伸び率1.2%の減、歳入総額に占める割合は64.7%であります。

一般財源、特定財源別の構成であります。人が特定されない一般財源につきましては、町税、地方交付税等であり、その合計は54

億655万5,000円、伸び率0.5%の増、歳入に占める割合は75.7%でございます。

また、使途が特定される特定財源につきましては、国、県支出金等であり、その合計は17億3,244万5,000円、伸び率1.2%の減、歳入総額に占める割合は24.3%であります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。目的別歳出の構成についてありますが、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費は9億7,522万円、伸び率0.0%であります。民生費は20億5,166万4,000円、伸び率6.5%の増であります。これは子ども手当及び支援費等の増によるものであります。

衛生費は5億3,447万4,000円、伸び率5.7%の減であります。これは塵芥処理費及びし尿処理費等にかかる双葉地方広域市町村圏組合負担金の減等によるものであります。

労働費は9,194万5,000円、伸び率22.7%の増であります。これはサンシャイン浪江及びいこいの村なみえの改修事業等によるものであります。

農林水産業費は5億4,340万9,000円、伸び率3.5%の減であります。これは債務負担行為による国営請戸川土地改良事業負担金の減等によるものであります。

商工費は1億7,841万6,000円、伸び率8.6%の増であります。これは浪江町観光協会補助金、浪江町地域経済活性化支援事業補助金の増等であります。

土木費は6億6,836万4,000円、伸び率25.7%の減であります。これは常磐道地方協力金負担金の減、町営住宅建設工事費の完了による減が主な理由でございます。

消防費は3億7,295万6,000円、伸び率5.6%の増であります。これは消防屯所建設等による増が主な理由でございます。

教育費は8億6,294万円、伸び率13.4%の増であります。これは町民第2体育館解体工事、地域スポーツセンター備品購入等による増が増加原因でございます。

公債費は6億6,644万6,000円、伸び率3.9%の減であります。

次に、性質別歳出の構成であります。義務的経費の人件費は、14億6,724万5,000円2.9%の増であります。これは議員共済会負担金及び町村職員退職手当組合負担金の増等によるものが主な理由でございます。

扶助費は8億5,026万円、伸び率15.9%の増であります。これは子ども手当及び支援費の増等によるものでございます。

公債費は、6億6,644万6,000円、伸び率3.9%の減であります。

以上、義務的経費の合計は、29億8,395万1,000円4.6%の増となっております。

次に、投資的経費の状況であります。投資的経費の普通建設事業費は4億4,186万2,000円、伸び率40.6%の減であります。補助事業につきましては、町営住宅建設工事の完了及び認定子ども園建設補助金等の減等により67.0%の減となっております。

単独事業につきましては、常磐自動車道建設負担金の減等により21.1%の減であります。

その他の経費であります。その他の経費の物件費は11億7,944万6,000円、15.9%の増であります。これは子宮頸がん予防接種委託料、地域センター備品購入費等による増であります。

維持補修費は9,066万円、32.9%の増であります。補助費等は13億8,905万9,000円、4.6%の減であります。これは双葉地方広域圏組合負担金や国営請戸川土地改良事業負担金の減等によるものであります。

繰出金は9億2,481万5,000円、7.1%の増であります。これは介護保険特別会計、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増によるものでございます。

以上、その他の経費は37億964万4,000円、5.1%の増となっております。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。平成23年度当初予算主要事業を掲げております。行政経営方針の最重点項目として、基本計画に定めた7つの基本目標に基づき記載をしております。

まず、1番目の環境づくりの協働実践では町民協働によるゴミ削減プロジェクトとして具体的事業としては、モデルステーション設置3カ所、30万円などを計上してございます。

2の観光交流強化では、観光交流による地域振興プロジェクトとして、常磐道開通事業705万円などを計上しております。

3番目の協働のまちづくりの加速では、地域人材育成プロジェクトとして、地域づくり団体経営研修32万6,000円などを計上したところでございます。

4番目のスポーツ環境の充実と地域の絆づくりでは、浪江町地域スポーツセンター活用プロジェクトとして、進入路整備備品購入6,549万3,000円などを計上してございます。

5番目の健康増進と高齢者支援では、健康増進介護予防推進プロジェクトとして健康増進計画作成委託料200万円、子宮頸がん等ワクチン予防接種事業3,698万1,000円などを計上したところでござい

ます。

次に 8 ページをお開きいただきたいと思います。地域交通の充実と情報活用では、次世代住民情報システムの構築プロジェクトとして住民システム共同利用料2,160万円、地上デジタルテレビ・ブロードバンド施設運用事業として、光ファイバー設備保守委託料990万5,000円、地上デジタル放送設備保守委託料357万円などであります。

7 番目、雇用の確保と地域経済の活性化ではふるさと再生特別基金事業1,494万9,000円、緊急雇用創出基金事業2,883万5,000円、その他主要事業の中の浪江町地域経済活性化支援事業550万円などを計上してございます。

次に、9 ページの町債の状況でございます。平成21年末現在高合計であります60億8,303万5,000円、平成22年度末現在見込み額は60億705万2,000円、平成23年度中の起債見込みは4億3,200万円を予定しております。

平成23年起債見込み額の4億3,200万円の起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は3.0%以内ということでございます。辺地対策債、林材債の起債を予定しております。

平成22年度の償還見込額は5億6,437万6,000円、差し引き平成23年度末現在見込高は58億7,467万6,000円を見込んでおります。

次に、歳入負担行為残高の状況であります。債務負担行為限度額は83億1,983万3,000円、平成22年度末現在見込高が9億1,967万5,000円、平成23年度中支払予定額が2億2,528万1,000円であり、平成24年度以降支出予定額は6億9,439万4,000円となっております。国営請戸川土地改良区事業にかかる負担金は、平成25年度県営分は平成39年度終了予定となっております。

また、町民1人当たりの借入金残高は27万8,400円となっており、債務負担行為残高を含む町民1人当たりの債務残高は32万1,024円となっております。

次に10ページであります。これは、平成23年度一般会計当初予算における町民1人当たり、1世帯の収入と支出であります。町民1人当たりでは34万8,976円、1世帯当たりでは98万5,914円となります。

以上が平成23年度一般会計予算の状況であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第28、議案第29号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を305万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰入金の300万円で、歳出の主なものは助成費の290万円であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第29、議案第30号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を23億5,551万9,000円と定めるものであります。

この予算額は前年度に対し1億1,094万9,000円、4.9%の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が3.5%減の6億850万5,000円、国庫支出金4.4%増の6億4,185万6,000円、前期高齢者交付金17.6%増の3億7,691万5,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費9.4%増の15億9,171万9,000円、後期高齢者支援金4.4%増の2億7,404万4,000円、共同事業拠出金14.7%減の2億5,168万4,000円などであります。

詳細については、健康保険課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） それでは議案第30号についてご説明申し上げます。予算資料により説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

平成23年度特別会計状況、国民健康保険事業ということであります。まずは歳入ですが、国民健康保険税6億850万5,000円で、対前年度比2,239万2,000円の減額となります。

次に、国庫支出金6億4,185万6,000円、対前年度比2,710万4,000円の増額でございます。

次に、療養給付費等交付金8,220万4,000円であります。これは退職者の療養給付費に充てられるものであります。

次に、前期高齢者交付金ですが、3億7,691万5,000円で、対前年度比5,654万円増額となります。これらは支払基金の推計によるものでございます。

次に、県支出金1億1,457万9,000円、対前年度比730万7,000円の増額でございます。

次に、共同事業交付金 3 億2,025万円、対前年度比1,766万7,000円の増額でございます。これは国保連合会からの算定通知によるものでございます。

次に、繰入金 2 億44万7,000円、対前年度比2,152万2,000円の増額となります。

次に、繰越金1,000万1,000円であります。これは前年度歳計剰余金の見込みによるものでございます。

次に、歳出ですが総務費5,986万3,000円、対前年度比106万9,000円の減額であります。

次に、保険給付費15億9,171万9,000円、対前年度比 1 億3,729万8,000円の増額となります。

次に、後期高齢者支援金 2 億7,404万4,000円、対前年度比1,166万3,000円の増額となります。

次に、介護納付金 1 億4,859万1,000円、対前年比1,316万円の増であります。

これらにつきましては、支払基金からの推計によるものでございます。

共同事業拠出金、2 億5,168万4,000円、対前年度比4,340万4,000円の減額でございます。これは国保連合会からの算定通知によるものでございます。

次に、保健事業費1,368万8,000円、対前年度比576万円の減額でございます。

次に、諸支出金784万1,000円でございます。これは保険税の還付金及び繰出金等であります。

次に、予備費678万3,000円、対前年度比77万5,000円の減でございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第30、議案第31号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業事特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を 1 億1,384万1,000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対し、104万1,000円の0.9%の減額となっております。

歳入の主なものは、診療収入が0.04%減の8,366万3,000円、繰入

金4.2%減の2,253万8,000円などであります。

歳出の主なものは、総務費0.9%減の7,447万7,000円、医業費の1.5%減の3,786万4,000円などであります。

詳細については、事務長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津島支所長。

○津島支所長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。予算資料の11ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明をいたします。はじめに診療収入でございますが、平成23年度8,363万3,000円、平成22年度と比較いたしますと3万4,000円の減であります。

内訳は、国保診療報酬1,686万8,000円、社会保険診療報酬745万9,000円、後期高齢者医療診療報酬収入4,273万3,000円、個人負担分1,313万4,000円が主な収入でございます。

次に、繰入金でございますが、平成23年度2,253万8,000円、平成22年度と比較いたしますと、99万9,000円の減であります。内訳は一般会計から運営費としての繰入金1,800万円。さらに国からの特別調整交付金、いわゆる事業勘定繰入金、453万8,000円であります。

次に、繰越金、平成23年度675万円、平成22年度と比較しますと8,000円の減であります。これは平成22年度歳計剰余金の見込額でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。はじめに総務費でございますが、平成23年度7,447万7,000円。前年度と比較いたしますと67万7,000円の減であります。内訳の主なものでございますが、職員の人件費5,570万9,000円。臨時職員賃金623万4,000円。歯科医師等の委託料714万円でございます。

次に、医業費、平成23年度3,786万4,000円。前年度と比較いたしますと56万4,000円の減でございます。内訳の主なものにつきましては、医薬品等の購入費3,450万円でございます。

次に予備費に、前年度より20万円を増額いたしまして、150万円を計上しております。合計は歳入歳出とも平成22年度と比較いたしますと、104万1,000円の減の1億1,384万1,000円の予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第31、議案第32号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を5億2,194万3,000円とするもので、対前年比24.2%の減となっております。

歳入の主なものでは、受益者負担金が2,130万円で134.1%の増、下水道使用料等が1億3,000万1,000円で1.2%の増、国県補助金が525万円で94.4%の減、町債が2,250万円となり80.7%の減であります。

歳出では、公共下水道事業費が1億9,160万8,000円となり、45.9%の減、公債費が3億2,883万5,000円となり、1.1%の減となります。

詳細については、上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは平成23年度の公共下水道の特別会計の説明をさせていただきます。

予算資料の12ページで説明いたします。12ページをお開きください。歳入ですが、分担金及び負担金で2,130万円で、前年比1,220万円の増、これは賦課退職戸数の増加によるものでございます。使用料及び手数料で1億3,000万1,000円、148万6,000円の増、これは接続戸数の増を見込んでおります。

国庫支出金で500万円、県支出金で25万円、管渠築造舗装復旧工事等を予定しております。前年比で国県合わせて約8,820万円の減となっております。

繰入金は3億2,298万9,000円で、1,086万円の減となっております。公債費への充当をしております。繰越金については平成22年度の余剰金1,200万円を予定しております。

町債は2,250万円でございます。前年比で約9,380万円の減となっております。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費は1億9,160万8,000円、前年比で1億6,270万9,000円の減となっております。本年度は、浄化センター増設工事が終了したため減になっております。

次に、公債費は3億2,883万5,000円で、通常の償還分でございます。

予備費については、150万円と昨年並みとなっております。

以上、歳入歳出それぞれ合計が5億2,194万3,000円となり、24.2%の減となっております。

次に、予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債についての説明でございます。起債の目的、公共下水道事業、限度額2,250万円、利率年3%以内、償還方法としては30年以内、うち据え置き5年以内でございます。

以上のとおりですので、よろしくご審議お願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第32、議案第33号 平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を600万円と定めるものであります。

歳入の主なものは繰越金であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第33、議案第34号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を5,210万8,000円とするもので、対前年比9.1%の増となっております。

歳入の主なものでは、農業集落排水使用料で956万1,000円の前年並み、納入金で3,244万3,000円となり1.6%の減であります。

歳出の主なものでは、農業集落排水事業費で2,821万7,000円となり18.3%の増、公債費で2,339万1,000円の前年並みとなっております。

詳細については上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） 予算資料で説明したいと思います。平成23年度浪江町農業集落排水特別会計予算について。予算資料12ページをお開きください。

農業集落排水事業の歳入でございますが、使用料及び手数料956万1,000円で前年並みとなっております。繰入金は3,244万3,000円で54万1,000円の減となっております。

繰越金については、平成22年度の剰余金1,000万円の予定をしております。

次に、歳出でございます。農業集落排水事業費で2,821万7,000円で、前年比で436万円の増となります。主に維持管理費でございます。

次に、公債費2,339万1,000円で前年同様、通常償還分でございます。

予備費については50万円、昨年並みとなっております。

以上、歳入歳出それぞれの合計が5,210万8,000円となり、前年比

9.1%の増となっております。よろしくご審議お願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第34、議案第35号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第35号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を15億8,105万6,000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対し8,588万5,000円、5.7%増の増額となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金が6.4%増の3億7,540万円、支払基金交付金6.9%増の4億5,088万2,000円、県支出金7.4%増の2億3,005万7,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費6.7%増の14億8,651万6,000円、総務費9.1%減の5,777万7,000円などであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 議案第35号について、資料によりましてご説明させていただきます。13ページをお願いいたします。

介護保険事業ということで歳入ですが、保険料2億979万3,000円、対前年度比242万1,000円の減額となります。

次に、国庫支出金3億7,540万円、対前年度比2,247万4,000円の増額でございます。

支払基金交付金4億5,088万2,000円、対前年度比2,891万6,000円の増額となります。

県支出金2億3,005万7,000円、対前年度比1,576万7,000円の増額でございます。

次に、繰入金3億706万円、対前年度比2,111万8,000円の増額となります。これは歳出部分の保険給付費を定率で負担することになっており、保険給付費の増額と事務費等でございます。

次に、繰越金783万2,000円、対前年度比3万1,000円の増額でございます。これは前年度歳計剰余金の見込みによるものでございます。

次に、歳出ですが、総務費5,777万7,000円、対前年度比581万9,000円の減額であります。保険給付費14億8,651万6,000円で、対前年度比9,321万6,000円の増額となります。主なものは、地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の給付費の増が見込まれるためであります。

次に、地域支援事業費3,403万6,000円で、対前年度比356万5,000

円の増額となります。

次に、予備費232万4,000円、対前年度比507万7,000円の減額でございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第35、議案第36号 平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を557万2,000円に定めるものであります。主な事業は津島及び苅野財産区の管理を行うものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第36、議案第37号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を1億7,413万7,000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対し616万円、3.7%の増額となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3%増の1億1,505万4,000円、繰入金4.8%増の5,877万6,000円などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3.1%増の1億6,819万1,000円であります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（薦 美好君） 予算資料によりご説明を申し上げます。

13ページ、後期高齢者医療事業ということで、歳入ですが後期高齢者医療保険料1億1,505万4,000円、対前年度比336万3,000円の増額となります。それから特別徴収分が9,146万7,000円、普通徴収分が2,358万6,000円などであります。

次に、繰入金5,877万6,000円、対前年度比269万4,000円の増額となります。これは一般会計からの繰入金で事務費564万円、保険基盤安定化繰入金5,313万6,000円であります。

次に、歳出ですが、総務費564万円で対前年度比96万4,000円の増額となります。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,819万1,000円、対前年度比509万2,000円の増額となります。内訳ですが、保険料納付金

で1億1,505万5,000円、保健基盤安定負担金5,313万6,000円であります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第37、議案第38号 平成23年度浪江町水道事業会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 平成23年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成23年度業務の予定量を給水戸数で6,717戸、年間総給水量を177万9,375立方メートルと定め、安定した水の供給を図るものであります。

主な事業では、石綿セメント管の改修など、並びに排水設備拡張事業の推進を図るものであります。

次に、収益的収支で、収入が3億4,611万2,000円、支出で3億2,012万8,000円となります。

また、資本的収支では収入で1,165万円となり、支出で1億8,948万9,000円となります。

詳細については、上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星 光美君） それでは、平成23年度水道事業の予算について説明します。資料が2つあるのですが、薄いほうの予算資料のほうで説明したいと思います。

1ページをお開き願います。収益的収入及び支出であります、収入の営業収益で3億4,512万2,000円、対前年比で2.9%の増でございます。

目の給水収益が3億3,600万円、対前年比で2.9%の増であります。

次に、加入金ですが441万円、前年度同様、受託工事費が180万円、前年度同額の計上となっております。

次、2ページに移ります。支出の営業費用であります、原水及び浄水費が6,089万2,000円、前年比で約1,090万円の増となっております。

次に、配水及び給水費が5,318万6,000円、前年比で約1,470万円の増となっております。これは主に修繕費などの増でございます。

次、総係費4,349万5,000円、前年比で約338万円の減となっております。減価償却費は1億306万6,000円、資産減耗費、その他営業費用は昨年同額の計上となっております。

営業外費用では、支払利息が約296万円減となりますが、高金利分が減少しているためでございます。

消費税及び地方消費税の500万円は、本年度の消費税と中間納付額の予定となっております。

したがって、収益的支出合計が3億2,012万8,000円となり、対前年度比で6.2%の増であります。

次に、3ページをお開き願います。収益的収入及び支出であります。収入の工事負担金50万円は基盤整備事業に伴う配水管布設替工事による負担金であります。

次に、補助金1,115万円は加倉地区などの石綿管工事に係る補助金でございます。

以上、収益的収入合計は1,165万円、対前年比で47.2%の減であります。

次に、4ページに移りまして、支出の建設改良費の目。配水設備改良費2,790万円であります。同じく建設改良費の目。配水設備改良費は8,231万7,000円、13.7%の減であります。これは石綿管更新事業に伴う配水管敷設替工事でございます。

次に、企業債償還金でございます。7,892万2,000円、5.8%の増となっております。

資本的支出の合計、1億8,948万9,000円となったところでございます。

次に、別綴りの予算書4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予定額であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,783万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万5,000円。

2つ目としては、当年度損益勘定留保資金1億572万円、建設改良積立金から2,793万2,000円、減債積立金3,892万2,000円で補填するものであります。

以上であります。よろしくご審議お願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第38、報告第1号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第108条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分したものであります。

専決の内容は、福島地方広域行政事務組合が平成23年3月31日を

もって解散することに伴い、同組合より福島県市町村総合事務組合から脱退する旨の申し出があったため、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及びこれに係る規約の変更について専決処分したので、これを報告するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については17日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動の日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が10日、14日、15日、午前9時30分から第1委員会室で、産業建設常任委員会が10日、14日、15日、午前9時30分から第2委員会室で、文教厚生常任委員会が10日、14日、15日、午前9時30分から第3委員会室で開会いたしますので、関係課長等につきましては委員会への出席要請があった場合にはよろしくお願いいたします。

また、全員協議会を11日午後1時15分から全員協議会室において開催をいたしますので、ご参集願います。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

17日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

（午後 4時48分）

平成 2 3 年 3 月 1 0 日（木曜日） 委員会

平成 2 3 年 3 月 1 1 日（金曜日） 休 会

平成23年 3 月11日（金曜日）午後 2 時46分ごろ発生した地震とそれに伴う津波により、浪江町では沿岸部を中心に甚大な被害を被った。

3 月12日（土曜日）には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難命令が出され20キロ圏内からの避難を余儀なくされた。

そのため、町民はもちろん、役場機能自体避難することとなったため、議会の開催ができないまま最終日の 3 月18日（金曜日）をむかえ、3 月定例会は流会した。

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成 2 3 年 月 日

浪 江 町 議 会 議 長 吉 田 数 博

署 名 議 員 馬 場 績

署 名 議 員 愛 澤 格

署 名 議 員 山 崎 博 文